

令和8年度第1回幕別町防災会議 議案

日時：令和8年5月19日（火）10時00分～

場所：幕別町役場3階会議室

1 開 会

2 会長挨拶

3 議 題

(1) 議案第1号 幕別町地域防災計画の修正について

資料(1) 幕別町地域防災計画（修正案）の概要

資料(2)－1 幕別町地域防災計画（本編）新旧対照表

資料(2)－2 幕別町地域防災計画（地震・津波防災計画編）新旧対照表

(2) 議案第2号 幕別町水防計画の修正について

資料(1) 幕別町水防計画（修正案）の概要

資料(3) 幕別町水防計画新旧対照表

4 講 演

新たな防災気象情報について

（講師：帯広測候所 地域防災官 山田 修 氏）

5 その他

6 閉 会

・委員名簿

	機 関 名	役 職 名	氏 名	代理出席等
会長	幕別町	町長	飯田 晴義	
委員	幕別町	副町長	伊藤 博明	
	幕別町教育委員会	教育長	笹原 敏文	
	幕別町	保健福祉部長	亀田 貴仁	
	幕別町	忠類総合支所長	鯨岡 健	
	幕別町	札内支所長	石田 晋一	
	釧路方面帯広警察署	署長	熊谷 公人	<代理出席> 警備係長 伊東 淳至
	幕別町消防団	団長	笹井 守	※幕別町商工会長と重複
	とち広域消防事務組合 幕別消防署	署長	西川 浩之	
	北海道開発局帯広開発建設部	次長	伊藤 学	<代理出席> 池田河川事務所 所長 川岸 秀敏
	十勝総合振興局 地域創生部危機対策室	主幹	上田 慎二	
	十勝総合振興局 保健環境部保健行政室企画総務課	課長	上村 寿	欠席
	十勝総合振興局 帯広建設管理部事業課施設保全室	室長	木村 一人	
	N T T 東日本(株)北海道東支店	支店長	秋田 純	<代理出席> 北海道エリア統括部 担当部長 遠藤 賢一
	北海道旅客鉄道(株)帯広駅	駅長	尾形 純	欠席
	北海道電力ネットワーク(株)道東統括支店	支店長	秋山 典之	<代理出席> 業務部企画総務グループリーダー 若原 健
	幕別郵便局	局長	押切 英毅	欠席
	陸上自衛隊第5旅団第4普通科連隊	本部管理中隊長	山下 亮一	<同席者> 本部管理中隊 中川 裕葵
	幕別町商工会	会長	笹井 守	※幕別町消防団長と重複
	帯広測候所	所長	多田 仁	<同席者> 地域防災官 山田 修
	幕別建設業協会	副会長	加藤 茂樹	
	(福)幕別町社会福祉協議会	会長	高橋 平明	欠席
	自主防災組織		景山 信夫	
	自主防災組織		中橋 伸勝	
	自主防災組織		佐藤 博志	
	公募者		道西 義彦	
	公募者		吉田 敏秀	
	公募者		池田 明子	
	公募者		森 廣幸	
公募者		坂口 保枝		
公募者		高橋 広美		
公募者		山口 茂子		
公募者		杉山 月水		
公募者		乾 政富		
	部 署 名	役 職 名	氏 名	
事務局	住民生活部	部長	白坂 博司	
	住民生活部防災環境課	課長	半田 健	
	住民生活部防災環境課防災危機管理係	係長	山元 和馬	
	住民生活部防災環境課防災危機管理係	主査	橋本 千尋	
	住民生活部防災環境課防災危機管理係	主任	葛西 京平	
	住民生活部防災環境課防災危機管理係	防災マネージャー	高橋 祐二	

(目的)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第16条第6項の規定に基づき、幕別町防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務及び組織を定めることを目的とする。

(所掌事務)

第2条 防災会議は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 幕別町地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 町長の諮問に応じて町の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前号に規定する重要事項に関し、町長に意見を述べること。
- (4) 水防法（昭和24年法律第193号）第33条第2項の規定により幕別町水防計画を審議すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

(会長及び委員)

第3条 防災会議は会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、町長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は33人以内とし、次の各号に掲げる者をもって充てる。
 - (1) 町の区域の全部又は一部を管轄する警察署長又はその指名する職員
 - (2) 町長がその部内の職員のうちから指名する者
 - (3) 町の教育委員会の教育長
 - (4) 町の消防団長
 - (5) とちか広域消防事務組合の職員のうちから町長が任命する者
 - (6) 指定地方行政機関及び北海道の職員並びに指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから町長が任命する者
 - (7) 陸上自衛隊の自衛官のうちから町長が任命する者
 - (8) 町内の公共的団体の職員のうちから町長が任命する者
 - (9) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから町長が任命する者
 - (10) 公募による者
- 6 前項第1号及び第4号から第10号までの委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 7 前項の委員は、再任されることができる。

(専門委員)

第4条 防災会議に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、北海道の職員、町の職員、関係公共機関の職員、関係地方公共機関の職員及び学識経験者のうちから、町長が任命する。

(部会)

第5条 防災会議は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

- 2 部会に属すべき委員及び専門委員は、会長が指名する。
- 3 部会に部会長を置き、会長の指名する委員がこれに当たる。
- 4 部会長は、部会の事務を掌理する。
- 5 部会長に事故あるときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

(議事等)

第6条 前各条に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議にはかって定める。

(趣旨)

第1条 幕別町防災会議（以下「防災会議」という。）の運営については、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）、災害対策基本法施行令（昭和37年政令第288号）及び幕別町防災会議条例（昭和38年3月23日条例第2号）に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

(防災会議の招集)

第2条 防災会議は、会長が招集する。

2 委員は、必要があると認めるときは、会長に対して防災会議の招集を求めることができるものとする。

3 防災会議招集の通知には、会議の目的、場所及び議題を付記しなければならない。ただし、緊急を要する場合はこの限りでない。

(委員の代理者)

第3条 委員は、やむを得ない事情により防災会議に出席できないときは、その代理者を出席させることができる。

2 委員は、あらかじめ代理者を指名し、会長に届け出しておくものとする。

(議事)

第4条 防災会議は、委員（代理者を含む。）の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。ただし、災害発生時緊急を要する場合は、この限りでない。

(雑則)

第5条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、その都度会長が会議に諮って定める。

幕別町地域防災計画の修正について

1 本編の修正点(抜粋) 資料(2)-1 新旧対照表

【第1章 総則】

◆第3節 計画の効果的促進

- ・スフィア基準を踏まえた避難所におけるプライバシー確保や避難生活の質の向上を推進するよう記載（新旧対照表1ページ）

【第3章 防災組織】

◆第2節 幕別町災害対策本部

- ・風水害時の職員配備基準を新たな防災気象情報の開始や実態に即した修正（新旧対照表2～4ページ）

気象情報種類	河川氾濫	大雨	土砂災害	参考
	1級河川などの大河川の氾濫	低地の浸水や大河川以外の氾濫	急傾斜地のがけ崩れや土石流	河川氾濫に係る職員体制
発表単位	河川	町	町	
レベル5相当 (特別警報)	レベル5 氾濫特別警報	レベル5 大雨特別警報	レベル5 土砂災害特別警報	(・第3種非常配備体制職員の参集)
レベル4相当 (危険警報)	レベル4 氾濫危険警報	レベル4 大雨危険警報	レベル4 土砂災害危険警報	・第2種非常配備体制職員の参集
レベル3相当 (警報)	レベル3 氾濫警報	レベル3 大雨警報	レベル3 土砂災害警報	・第1種非常配備体制職員の参集
レベル2 (注意報)	レベル2 氾濫注意報	レベル2 大雨注意報	レベル2 土砂災害注意報	・第2次警戒体制職員の参集
レベル1 (早期注意情報)	早期注意情報			・第1次警戒体制職員の自宅待機

※河川氾濫以外の情報に係る職員体制は、警戒レベル3相当の情報が発表された際等に、第1次警戒体制職員が参集し、情報収集の他、対応にあたる。

※第1次警戒体制では、防災担当全職員の他、道路や河川、ダム管理等の職員が対象となり、その後、体制が上げる毎に職員を増員する。

- ・地震・津波発生時の職員配備基準を主たる基準の明確化や津波警報等のみ発表時の参集職員を修正、追加（新旧対照表2～4ページ）

震度等	職員体制
震度6弱以上	・第3種非常配備体制職員の参集
震度5弱、5強・大津波警報※	・第2種非常配備体制職員の参集
震度4・津波警報※	・第1種非常配備体制職員の参集
震度1～3	・必要に応じて参集

※第1次警戒体制では、防災担当全職員の他、施設を所管する部署の職員を中心に参集し、施設の被害状況の確認にあたる。

※津波警報、大津波警報のみが発表された場合は、それぞれの職員体制における防災担当職員及び忠類勤務職員で対応にあたる。

【第4章 災害予防計画】

◆第3節 物資及び防災資機材等の整備・確保に関する計画

- ・女性や子ども向けの物資、暑さ寒さ対策など避難所生活の質の向上に繋がる資機材等を備蓄するよう記載（新旧対照表6ページ）
- ・備蓄状況を年1回公表するよう記載（新旧対照表6ページ）

◆第4節 相互応援（受援）体制整備計画

- ・災害時におけるボランティア活動への参加促進をすること、ボランティア人材の育成、確保に努めるよう記載（新旧対照表7ページ）
- ・登録被災者援護協力団体（国の登録を受けている避難所の運営や炊き出し等を実施するNPOやボランティア団体等）との平時からの連携強化に努めるよう記載（新旧対照表7ページ）

◆第5節 自主防災組織の育成等に関する計画

- ・防災士や福祉関係者等との協力体制の確立を図るよう記載（新旧対照表7ページ）

◆第6節 避難体制整備計画

- ・自主避難所の開設や公共施設等での一時収容等ができる体制の構築に努めるよう記載（新旧対照表8ページ）

◆第7節 要配慮者対策計画

- ・北海道外国人相談センター等と連携した多言語による情報発信に努めるよう記載（新旧対照表10ページ）

◆第8節 平時の情報収集・伝達体制整備計画

- ・道防災情報システムや新物資システムをはじめとした各種防災システムについて、防災担当以外の職員を含めて複数の職員が操作できるように訓練等を実施するよう記載（新旧対照表11ページ）

【第5章 災害応急対策計画】

◆第3節 災害広報計画

- ・偽情報・誤情報が拡散されないよう、関係機関等と連携し、正確な情報の発信等に努めるよう記載（新旧対照表12ページ）

◆第5節 避難対策計画

- ・災害対応車両登録制度を活用したキッチンカー、トイレカー等の調達等、避難所の生活環境の整備に努めるよう記載（新旧対照表13ページ）

◆第9節 輸送計画

- ・災害時の物資受入れや輸送体制を確保するよう記載（新旧対照表14ページ）

◆第12節 上下水道施設対策計画

- ・水道事業者及び下水道管理者が、発災後における上下水道施設の維持や修繕による機能維持や発災後の迅速な復旧に向けた体制構築に努めるよう記載（新旧対照表15ページ）

◆第17節 医療救護・福祉計画

- ・保健医療福祉活動関係者との平時からの連携等、実施体制を整備するよう記載（新旧対照表15ページ）

◆第20節 家庭動物対策計画

- ・ペットとの同行避難が可能な避難所をあらかじめ調整し、災害時には開設状況を広報するよう記載（新旧対照表16ページ）

◆第36節 災害救助法の適用と実施

- ・災害救助法等に新たに規定された福祉サービスの提供を新たに記載（新旧対照表17ページ）

【第7章 事故災害対策計画】

◆第6節 林野火災災害対策計画

- ・林野火災警報等の文言と予防対策を新たに記載（新旧対照表18～19ページ）

【第8章 災害復旧計画】

- ・被災後に早期かつ的確に復興まちづくりを行えるような計画を策定する等、復興事前準備に努めるよう記載（新旧対照表20ページ）

2 地震・津波防災計画編の修正点(抜粋) 資料(2)-2 新旧対照表

※本編と同様な修正となるものは省略

【第1章 総則】

◆第7節 幕別町における地震の想定

- ・町内で起こり得る、主要な地震の発生確率等を修正（新旧対照表2～3ページ）

幕別町水防計画の修正について

○ 修正点(抜粋) 資料(3) 新旧対照表

【第4章 予報及び警報】

◆第2節 洪水予報河川における洪水予報

- ・氾濫注意情報や氾濫警戒情報の解除に係る基準を記載（新旧対照表1～2ページ）

◆第3節 水位周知河川における水位到達情報

- ・氾濫注意情報の解除に係る基準を記載（新旧対照表2～3ページ）

【第10章 水防活動】

◆第1節 水防配備

- ・新たな防災気象情報の開始や実態に即した町職員や消防機関の配備基準の修正（新旧対照表6～7ページ）

幕別町地域防災計画（修正案）の概要

修正の趣旨

北海道地域防災計画の修正（災害対策基本法等の一部改正、国の防災基本計画の修正（令和6年1月能登半島地震の反省が主）、令和7年7月カムチャツカ半島付近の地震、令和7年12月青森県東方沖の地震の反省等）等を踏まえ、本計画にもおいて必要な修正を行う。

主な修正内容 ※本編、地震・津波編

災害対策基本法等の一部改正や防災基本計画の修正を踏まえた修正

- ・物資の備蓄状況の公表
- ・登録被災者援護協力団体（国の登録を受けている避難所の運営や炊き出し等を実施するNPOやボランティア団体等）との連携強化
- ・災害ボランティア活動への理解や参加促進に係る取組
- ・福祉サービスの提供
- ・防災DXの推進、道防災情報システム（Lアラート）や新物資システム（B-PLo）の利活用促進、研修・訓練の実施
- ・保健医療福祉活動の実施体制の整備（関係者との平時からの連携等）
- ・災害対応車両登録制度（キッチンカー、トイレカー、トレーラーハウス等）を活用した避難所生活環境の質の向上
- ・林野火災警報や注意報制度の新設及び林野火災の予防対策の強化

カムチャツカ半島付近の地震、青森県東方沖地震を踏まえた修正

- ・避難所等の暑さ対策の充実
- ・道防災情報システム（Lアラート）訓練の実施等〔再掲〕
- ・偽情報や誤情報対策の推進
- ・自主避難者の発生を想定した体制の整備

職員配備基準の修正

- ・新しい防災気象情報の提供開始や過去の災害対応等を踏まえた配備基準の見直し

幕別町水防計画（修正案）の概要

修正の趣旨

北海道水防計画の修正（水防計画作成の手引きに沿った字句の修正等）等を踏まえ、本計画にもおいて必要な修正を行う。

主な修正内容 ※水防計画

- ・河川氾濫に係る警報や注意報の発表を解除する際の基準を記載
- ・上記の幕別町地域防災計画の修正と同様に、新しい防災気象情報の提供開始や過去の災害対応等を踏まえた職員等の配備基準の見直し

幕別町地域防災計画（本編）新旧対照表

頁	現 行（令和7年3月）	改 正 案	備 考																
	第1章 総則	第1章 総則																	
1-1-1	第1節 計画策定の目的 この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「基本法」という。）第42条及び幕別町防災会議条例（昭和38年条例第2号）第2条第1号の規定に基づき、幕別町防災会議が作成する計画であり、本町における災害に関し、災害予防、災害応急対策及び災害復旧等の災害対策を実施するにあたり、防災関係機関がその機能の全てを挙げて住民をはじめ観光客や外国人等、本町に滞在するあらゆる人々の生命、身体及び財産を災害から保護するため、次の事項を定め、本町防災の万全を期することを目的とする。 1～7 略 第2節 略	第1節 計画策定の目的 この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「基本法」という。）第42条及び幕別町防災会議条例（昭和38年条例第2号）第2条第1号の規定に基づき、幕別町防災会議が作成する計画であり、本町における災害に関し、災害予防、災害応急対策及び災害復旧・復興の災害対策を実施するにあたり、防災関係機関がその機能の全てを挙げて住民をはじめ観光客や外国人等、本町に滞在するあらゆる人々の生命、身体及び財産を災害から保護するため、次の事項を定め、本町防災の万全を期することを目的とする。 1～7 略 第2節 略	北海道地域防災計画の修正に伴う修正																
1-3-1	第3節 計画の効果的促進 （略） 災害対応に当たる職員等の感染症対策の徹底や、 <u>避難所における避難者の過密抑制など感染症対策の観点</u> を取り入れた防災対策の推進を図らなければならない。 （略） 第4節 用語 この計画において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定める。 (1)～(6) 略 (7) 要配慮者 高齢者、障がい者、乳幼児、 <u>妊婦</u> 、 <u>疾病者及び外国籍住民</u> などのうち、特に配慮を要する者 (8)及び(9) 略	第3節 計画の効果的促進 （略） 災害対応に当たる職員等の <u>過剰勤務抑制、健康管理、感染症対策の徹底や、スフィア基準を踏まえた避難所における避難者のプライバシー確保や過密抑制など避難所における避難生活の質の向上の観点</u> を取り入れた防災対策の推進を図らなければならない。 （略） 第4節 用語 この計画において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定める。 (1)～(6) 略 (7) 要配慮者 高齢者、障がい者、乳幼児、 <u>妊産婦</u> 、 <u>疾病者</u> 、 <u>外国籍住民及び性的マイノリティ</u> などのうち、特に配慮を要する者 (8)及び(9) 略	北海道地域防災計画の修正に伴う修正																
1-4-1	第5節 略 第6節 防災関係機関等の処理すべき事務または業務の大綱 幕別町防災会議の構成機関及び公共団体、その他防災上重要な施設の管理者の防災上処理すべき事務または業務の大綱は次のとおりである。 1 略 2 指定地方行政機関 （基本法第2条第4号の規定に基づき、指定行政機関の地方支分部局、その他の地方行政機関で内閣総理大臣が指定するもの）	第5節 略 第6節 防災関係機関等の処理すべき事務または業務の大綱 幕別町防災会議の構成機関及び公共団体、その他防災上重要な施設の管理者の防災上処理すべき事務または業務の大綱は次のとおりである。 1 略 2 指定地方行政機関 （基本法第2条第4号の規定に基づき、指定行政機関の地方支分部局、その他の地方行政機関で内閣総理大臣が指定するもの）	北海道地域防災計画の修正に伴う修正																
1-6-1	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">機 関 名</th> <th>事務または業務の大綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>釧路地方気象台 帯広測候所</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	機 関 名	事務または業務の大綱	略		釧路地方気象台 帯広測候所	略	略		<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">機 関 名</th> <th>事務または業務の大綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>釧路地方気象台 帯広測候所</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>北海道管区行政評価局</td> <td>(1) <u>被災者への生活支援情報の提供、被災者からの相談に対応する特別行政相談所の開設及び専用電話を備えた相談窓口の開設といった特別行政相談活動に関すること</u></td> </tr> </tbody> </table>	機 関 名	事務または業務の大綱	略		釧路地方気象台 帯広測候所	略	北海道管区行政評価局	(1) <u>被災者への生活支援情報の提供、被災者からの相談に対応する特別行政相談所の開設及び専用電話を備えた相談窓口の開設といった特別行政相談活動に関すること</u>	指定地方行政機関の追加があったことに伴う修正
機 関 名	事務または業務の大綱																		
略																			
釧路地方気象台 帯広測候所	略																		
略																			
機 関 名	事務または業務の大綱																		
略																			
釧路地方気象台 帯広測候所	略																		
北海道管区行政評価局	(1) <u>被災者への生活支援情報の提供、被災者からの相談に対応する特別行政相談所の開設及び専用電話を備えた相談窓口の開設といった特別行政相談活動に関すること</u>																		

頁	現 行 (令和7年3月)	改 正 案	備 考																
1-6-3	<p>3～5 略</p> <p>6 指定公共機関（基本法第2条第5号の規定に基づき、公共的機関及び公益的事業を営む法人で内閣総理大臣が指定するもの）</p> <table border="1" data-bbox="231 296 1427 617"> <thead> <tr> <th>機 関 名</th> <th>事務または業務の大綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>東日本電信電話(株) 北海道東支店 (株)NTT東日本北海道 -北海道東支店</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	機 関 名	事務または業務の大綱	略		東日本電信電話(株) 北海道東支店 (株)NTT東日本北海道 -北海道東支店	略	略		<p>略</p> <p>3～5 略</p> <p>6 指定公共機関（基本法第2条第5号の規定に基づき、公共的機関及び公益的事業を営む法人で内閣総理大臣が指定するもの）</p> <table border="1" data-bbox="1501 296 2697 617"> <thead> <tr> <th>機 関 名</th> <th>事務または業務の大綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>NTT東日本(株)北海道 東支店</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	機 関 名	事務または業務の大綱	略		NTT東日本(株)北海道 東支店	略	略		会社名の変更に伴う修正
機 関 名	事務または業務の大綱																		
略																			
東日本電信電話(株) 北海道東支店 (株)NTT東日本北海道 -北海道東支店	略																		
略																			
機 関 名	事務または業務の大綱																		
略																			
NTT東日本(株)北海道 東支店	略																		
略																			
1-7-1	<p>第7節 住民及び事業者の基本的責務 (略)</p> <p>1 住民の責務</p> <p>地域における被害の拡大防止や軽減を図るため、平常時から災害の発生に備える意識を高め、災害教訓の伝承や災害に関する知識の習得、災害への備えを行うとともに、一般的に自分は大丈夫という思い込み（正常性バイアス）が働くことを自覚しながら、<u>災害時には自主的な防災活動に努めるものとする。</u></p> <p>また、道、市町村及び防災関係機関が実施する防災対策に協力するものとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 災害時の対策</p> <p><u>ア～キ</u> 略</p> <p>2～4 略</p> <p>第2章 略</p> <p>第3章 防災組織</p> <p>第1節 略</p> <p>第2節 幕別町災害対策本部</p> <p>1～9 略</p> <p>図表3-2-1 略</p> <p>別表3-2-1 略</p> <p>別表3-2-2 幕別町職員非常配備体制表</p>	<p>第7節 住民及び事業者の基本的責務 (略)</p> <p>1 住民の責務</p> <p>地域における被害の拡大防止や軽減を図るため、平常時から災害の発生に備える意識を高め、災害教訓の伝承や災害に関する知識の習得、災害への備えを行うとともに、一般的に自分は大丈夫という思い込み（正常性バイアス）が働くことを自覚しながら、<u>防災訓練や防災教育等により、自主的な防災活動に努めるものとする。</u></p> <p>また、道、市町村及び防災関係機関が実施する防災対策に協力するものとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 災害時の対策</p> <p><u>ア 避難指示等を踏まえた迅速かつ安全な避難</u></p> <p><u>イ～ク</u> 略</p> <p>2～4 略</p> <p>第2章 略</p> <p>第3章 防災組織</p> <p>第1節 略</p> <p>第2節 幕別町災害対策本部</p> <p>1～9 略</p> <p>図表3-2-1 略</p> <p>別表3-2-1 略</p> <p>別表3-2-2 幕別町職員非常配備体制表</p>	北海道地域防災計画の修正に伴う修正																
3-2-13	<p>(1) 風水害等災害時の警戒体制</p> <table border="1" data-bbox="231 1780 1427 1961"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>【第1次警戒体制】</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>配備基準</td> <td>1 略</td> </tr> <tr> <td></td> <td>2 幕別町に大雨警報（浸水害・土砂災害）、暴風警報、暴風雪警報が発表されたとき</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	【第1次警戒体制】	配備基準	1 略		2 幕別町に大雨警報（浸水害・土砂災害）、暴風警報、暴風雪警報が発表されたとき	<p>(1) 風水害等災害時の警戒体制</p> <table border="1" data-bbox="1501 1780 2697 1961"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>【第1次警戒体制】</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>配備基準</td> <td>1 町内河川の水位観測所のうち、いずれかが水防団待機水位を超えたとき（対象職員は、<u>自宅待機による情報収集及び警戒とする</u>）</td> </tr> <tr> <td></td> <td>2 幕別町に大雨警報、<u>土砂災害警報</u>、暴風警報、暴風雪警報<u>以上</u>が発表されたとき</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	【第1次警戒体制】	配備基準	1 町内河川の水位観測所のうち、いずれかが水防団待機水位を超えたとき（対象職員は、 <u>自宅待機による情報収集及び警戒とする</u> ）		2 幕別町に大雨警報、 <u>土砂災害警報</u> 、暴風警報、暴風雪警報 <u>以上</u> が発表されたとき	新しい防災気象情報の開始等に伴う修正				
区 分	【第1次警戒体制】																		
配備基準	1 略																		
	2 幕別町に大雨警報（浸水害・土砂災害）、暴風警報、暴風雪警報が発表されたとき																		
区 分	【第1次警戒体制】																		
配備基準	1 町内河川の水位観測所のうち、いずれかが水防団待機水位を超えたとき（対象職員は、 <u>自宅待機による情報収集及び警戒とする</u> ）																		
	2 幕別町に大雨警報、 <u>土砂災害警報</u> 、暴風警報、暴風雪警報 <u>以上</u> が発表されたとき																		

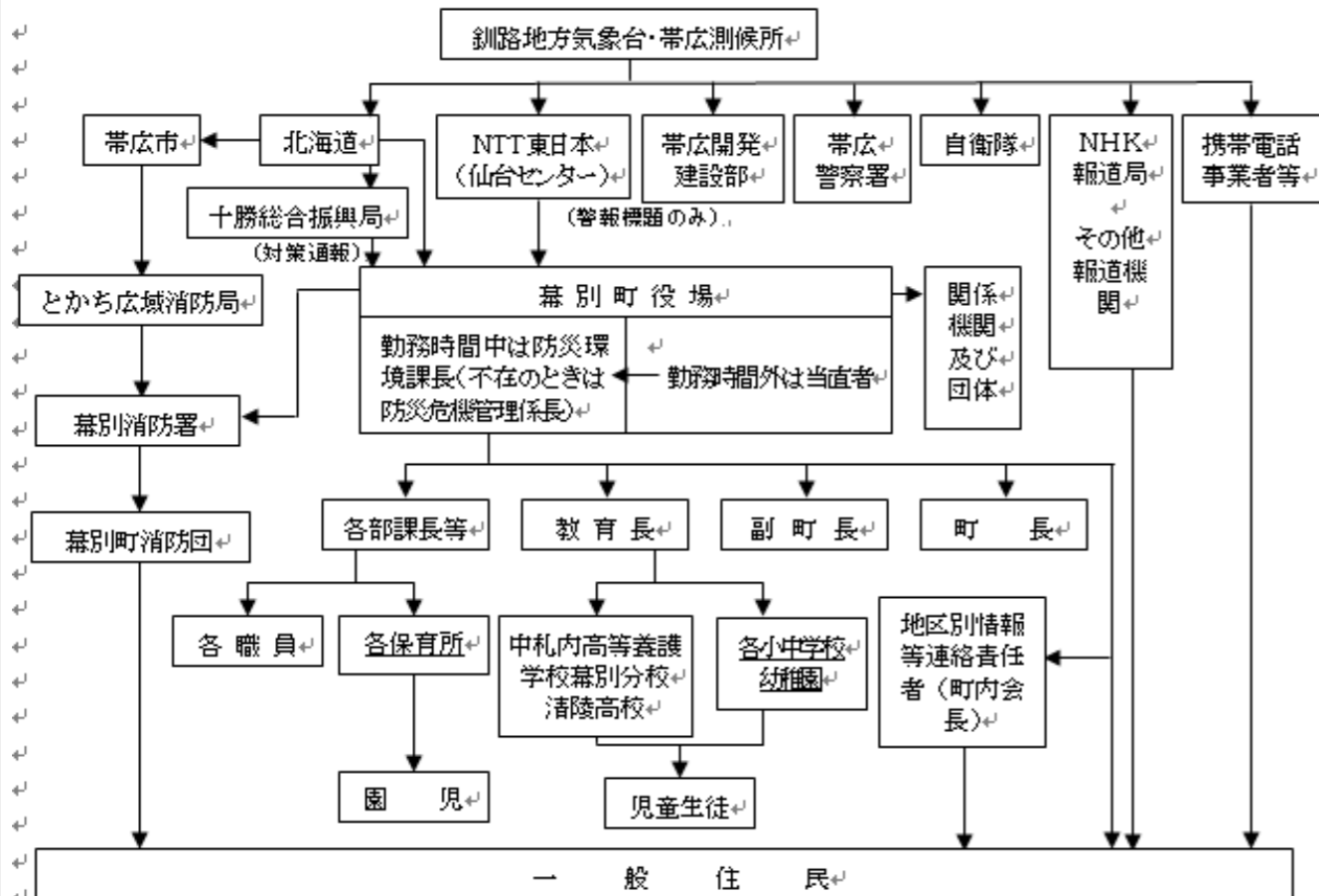
頁	現 行 (令和7年3月)		改 正 案		備 考
		3 略		3 略	
	活動内容	略	活動内容	略	
	区 分	【第2次警戒体制】	区 分	【第2次警戒体制】	
	配備基準	1 幕別町に洪水注意報が発表され、町内河川の水位観測所のうち、いずれかが氾濫注意水位を超えるおそれがあるとき 2 略	配備基準	1 町内河川の水位観測所のうち、いずれかが氾濫注意水位に達するおそれがある又は達したとき 2 略	
3-2-14	(2)	風水害等災害時の非常配備体制	(2)	風水害等災害時の非常配備体制	新しい防災気象情報の開始等に伴う修正
	区 分	【第1種非常配備体制】	区 分	【第1種非常配備体制】	
	配備基準	1 幕別町に洪水警報が発表され、町内河川の水位観測所のうち、いずれかが氾濫注意水位を超え、避難判断水位に達するおそれがあるとき 2 及び3 略	配備基準	1 町内河川の水位観測所のうち、いずれかが氾濫注意水位を超え、避難判断水位に達するおそれがある又は達したとき 2 及び3 略	
	活動内容	略	活動内容	略	
	略		略		
	※	略	※	略	
3-2-15	(3)	地震・津波発生時の非常配備体制	(3)	地震・津波発生時の非常配備体制	過去の対応を踏まえた基準の明確化及び実態に即した修正
	区 分	【第1種非常配備体制】	区 分	【第1種非常配備体制】	
	配備基準	1 被害は軽微と見込まれるが、公共施設及び町内の状況を把握する必要があると認められる程度の地震が発生したとき（目安：震度4） 2 本町域内で震度4以上の地震が発生し、太平洋沿岸に「津波警報」が発表されたとき。（本町域外の地震による津波は、次の3による。） 3 略	配備基準	1 本町域内で震度4の地震が発生したとき 2 本町域内で震度3以下の地震が発生した場合で、防災環境課長及び地域振興課長が、公共施設及び町内の状況を把握する必要があると認めたとき 3 忠類地域の対象津波予報区に、「津波警報」が発表されたとき（対象職員の内、忠類勤務及び防災担当職員のみとする。） 4 略	
	活動内容	略	活動内容	略	
	区 分	【第2種非常配備体制】災害対策本部設置	区 分	【第2種非常配備体制】災害対策本部設置	
	配備基準	1 町全体あるいは局地的に大きな被害をもたらす地震災害が発生したとき（目安：震度5弱又は5強） 2 太平洋沿岸に「大津波警報」（特別警報）が発表されたとき。 3 略	配備基準	1 本町域内で震度震度5弱又は5強の地震が発生したとき 2 本町域内で震度4以下の地震が発生した場合で、防災環境課長及び地域振興課長が、町全体あるいは局地的に大きな被害をもたらす地震災害であると認めたとき 3 忠類地域の対象津波予報区に「大津波警報」（特別警報）が発表されたとき（対象職員の内、忠類勤務及び防災担当職員のみとする。） 4 略	
	活動内容	略	活動内容	略	
	区 分	【第3種非常配備体制】災害対策本部設置	区 分	【第3種非常配備体制】災害対策本部設置	
	配備基準	1 全域にわたり甚大な被害をもたらす地震災害が発生したとき（目安：震度6弱以上） 2 略	配備基準	1 本町域内で震度震度6弱以上の地震が発生したとき 2 本町域内で震度5強以下の地震が発生した場合で、防災環境課長及び地域振興課長が、町全体にわたり甚大な被害をもたらす地震災害であると認めたとき 3 略	
	活動内容	略	活動内容	略	
	※	略	※	略	

頁	現 行 (令和7年3月)	改 正 案	備 考																												
3-2-16	<p>別表3-2-3 配置職員の基準</p> <p>(1) 風水害の場合</p> <table border="1" data-bbox="231 210 1430 315"> <thead> <tr> <th>部</th> <th>課</th> <th>第1次警戒</th> <th>第2次警戒</th> <th>第1種非常配備</th> <th>第2種非常配備</th> <th>第3種非常配備</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="7">略</td> </tr> </tbody> </table> <p>◎：全職員、○：係長以上、△：課長以上、【 】：該当する係</p> <p>ただし、※印の課長補佐以下の配備体制は、状況により課長が判断し招集配備する。</p> <p>※本部員（部長以上）は、第1種非常配備体制で招集する。</p> <p>※避難所担当職員は、原則、第2種非常配備体制で参集する。</p>	部	課	第1次警戒	第2次警戒	第1種非常配備	第2種非常配備	第3種非常配備	略							<p>別表3-2-3 配置職員の基準</p> <p>(1) 風水害の場合</p> <table border="1" data-bbox="1507 210 2706 315"> <thead> <tr> <th>部</th> <th>課</th> <th>第1次警戒</th> <th>第2次警戒</th> <th>第1種非常配備</th> <th>第2種非常配備</th> <th>第3種非常配備</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="7">略</td> </tr> </tbody> </table> <p>《課長以下職員 上記表のとおり。》</p> <p>◎：全職員、○：係長以上、△：課長、【 】：該当する係</p> <p>《本部員（部長以上）》</p> <p>第1種非常配備体制で招集する。</p> <p>《避難所担当職員》</p> <p>原則、第2種非常配備体制で参集する。</p>	部	課	第1次警戒	第2次警戒	第1種非常配備	第2種非常配備	第3種非常配備	略							文言整理
部	課	第1次警戒	第2次警戒	第1種非常配備	第2種非常配備	第3種非常配備																									
略																															
部	課	第1次警戒	第2次警戒	第1種非常配備	第2種非常配備	第3種非常配備																									
略																															
3-2-17	<p>(2) 地震・津波災害の場合</p> <table border="1" data-bbox="231 676 1430 781"> <thead> <tr> <th>部</th> <th>課</th> <th>第1種非常配備</th> <th>第2種非常配備</th> <th>第3種非常配備</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="5">略</td> </tr> </tbody> </table> <p>◎：全職員、○：係長以上、△：課長以上、【 】：該当する係</p> <p>※本部員（部長以上）は、第1種非常配備体制で招集する。</p> <p>※避難所担当職員は、原則、第2種非常配備体制で参集する。</p> <p>様式3-2-1 略</p>	部	課	第1種非常配備	第2種非常配備	第3種非常配備	略					<p>(2) 地震・津波災害の場合</p> <table border="1" data-bbox="1507 676 2706 781"> <thead> <tr> <th>部</th> <th>課</th> <th>第1種非常配備</th> <th>第2種非常配備</th> <th>第3種非常配備</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="5">略</td> </tr> </tbody> </table> <p>《課長以下職員 上記表のとおり。》</p> <p>◎：全職員、○：係長以上、△：課長、【 】：該当する係</p> <p>《本部員（部長以上）》</p> <p>第1種非常配備体制で招集する。</p> <p>《避難所担当職員》</p> <p>原則、第2種非常配備体制で参集する。</p> <p>様式3-2-1 略</p>	部	課	第1種非常配備	第2種非常配備	第3種非常配備	略					文言整理								
部	課	第1種非常配備	第2種非常配備	第3種非常配備																											
略																															
部	課	第1種非常配備	第2種非常配備	第3種非常配備																											
略																															

第3節 気象業務に関する計画

1～4 略

3-3-8 別図3-3-1 気象警報等伝達系統図



※ 緊急速報メールは「気象等（大雨、暴風、高潮、波浪、暴風雪、大雪）に関する特別警報」が対象市町村に初めて発表されたときに、気象台から携帯電話事業者を通じて関係するエリアへ送信される。

別図3-3-2 略

別表3-3-1 略

3-3-9 別表3-3-2 関係機関等の連絡先一覧

名 称	所 在 地	電 話 番 号
略		
東日本電信電話(株)北海道支店帯広支社	略	
略		

様式3-3-1 略

第4章 災害予防計画

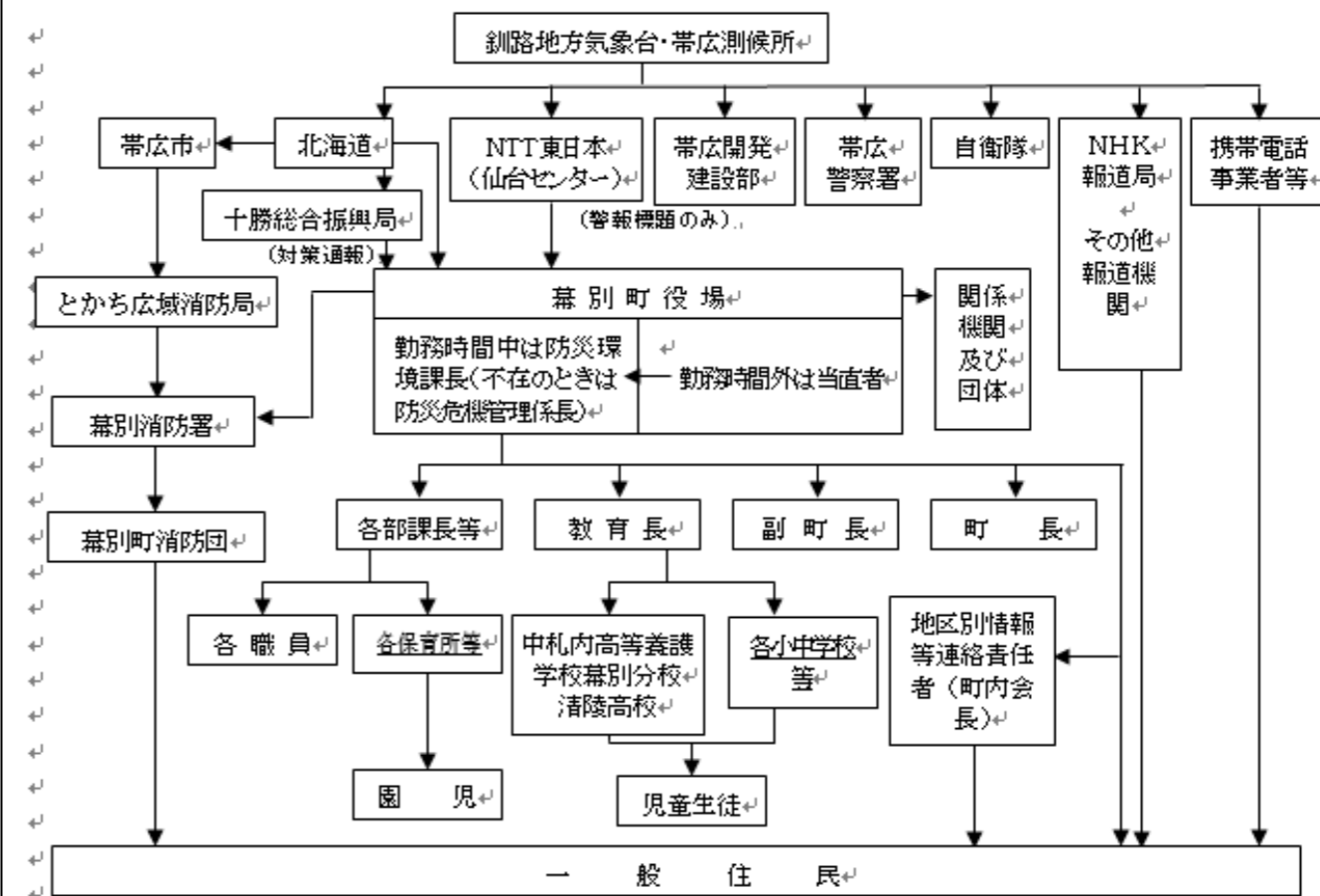
(略)

なお、町は、地域において災害が発生するおそれのある区域（以下「災害危険区域」という。）を把握し、警戒避難体制の整備等を行うとともに、道、町及び防災関係機関は、災害危険区域における災害予防策を講じるものとする。（災害危険区域は「資料編 資料 第10章災害危険箇所」のとおり）

第3節 気象業務に関する計画

1～4 略

別図3-3-1 気象警報等伝達系統図



※ 緊急速報メールは「気象等（大雨、暴風、高潮、波浪、暴風雪、大雪）に関する特別警報」が対象市町村に初めて発表されたときに、気象台から携帯電話事業者を通じて関係するエリアへ送信される。

別図3-3-2 略

別表3-3-1 略

別表3-3-2 関係機関等の連絡先一覧

名 称	所 在 地	電 話 番 号
略		
NTT東日本(株)北海道支店帯広支社	略	
略		

様式3-3-1 略

第4章 災害予防計画

(略)

なお、町は、地域において災害が発生するおそれのある区域（以下「災害危険区域」という。）及び災害時孤立地区を把握し、警戒避難体制の整備等を行うとともに、道、町及び防災関係機関は、これらの地域における備蓄や資機材の整備、訓練の実施など事前防災に取り組むものとする。（災害危険区域及び災害時孤立地区は「資料編 資料 第10章災害危険箇所」のとおり）

認定こども園や義務教育学校の新設に伴う文言整理

会社名の変更に伴う修正

北海道地域防災計画の修正に伴う修正

頁	現 行 (令和7年3月)	改 正 案	備 考
4-2-1	<p>第1節 略</p> <p>第2節 防災訓練計画</p> <p>1 略</p> <p>2 訓練の種別</p> <p>訓練実施機関は、それぞれ災害応急対策の万全を期するため、次に掲げる訓練を実施するものとする。</p> <p>(1)～(9) 略</p> <p>(10) 略</p> <p>3～6 略</p>	<p>第1節 略</p> <p>第2節 防災訓練計画</p> <p>1 略</p> <p>2 訓練の種別</p> <p>訓練実施機関は、それぞれ災害応急対策の万全を期するため、次に掲げる訓練を実施するものとする。</p> <p>(1)～(9) 略</p> <p><u>(10) 防災関連システムの操作習熟訓練</u></p> <p><u>(11) 略</u></p> <p>3～6 略</p>	北海道地域防災計画の修正に伴う修正
4-3-1	<p>第3節 物資及び防災資機材等の整備・確保に関する計画</p> <p>道、町及び関係機関は、災害時において、住民の生活を確保するための食料その他の物資の確保、及び災害発生時における応急対策活動を円滑に行うための防災資機材等の整備に努めるとともに、地域内の備蓄物資や物資拠点について<u>物資調達・輸送調整等支援システム</u>にあらかじめ登録し、供給事業者の保有量と併せ、備蓄量等の把握に努める。その際、要配慮者向けの物資等の確保に努めるものとする。</p> <p>また、平時から、訓練等を通じて、物資の備蓄状況や運送手段の確認を行うとともに、災害協定を締結した民間事業者等の発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うよう努めるものとする。</p>	<p>第3節 物資及び防災資機材等の整備・確保に関する計画</p> <p>道、町及び関係機関は、災害時において、住民の生活を確保するための食料その他の物資の確保、及び災害発生時における応急対策活動を円滑に行うための防災資機材等の整備に努めるとともに、地域内の備蓄物資や物資拠点について<u>新物資システム（B－P L o）</u>にあらかじめ登録し、供給事業者の保有量と併せ、備蓄量等の把握に努める。その際、要配慮者、<u>女性、子ども</u>向けの物資等の確保に努めるものとする。</p> <p>また、平時から、訓練等を通じて、物資の備蓄状況や運送手段の確認を行うとともに、災害協定を締結した民間事業者等の発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うよう努めるものとする。</p>	北海道地域防災計画の修正に伴う修正
4-3-1	<p>1 備蓄の基本方針</p> <p>(1) <u>町は、あらかじめ食料関係機関及び保有業者と食料調達に関する協定を締結するなど、食料、飲料水、燃料及び毛布等生活必需品等の備蓄・調達体制を整備し、災害時における食料その他の物資の確保に努める。</u></p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 本町の備蓄品目及び数量は、<u>被害想定に基づき</u>災害発生から国、北海道等の救援活動が本格化するまでのおおむね3日間において、必要な品目及び数量を基本目標とする。</p> <p>(4)～(7) 略</p> <p>(8) <u>アレルギー対応食や流動食、適温食の提供に必要な資機材を備蓄するなど、避難者の健康に配慮すること。</u></p> <p>(9) 厳冬期の災害時には積雪等により域外からの物資が届きにくくなることを想定し、特に<u>孤立予想地域の備蓄の充実を図ること。</u></p>	<p>1 備蓄の基本方針</p> <p>(1) <u>町は、避難所又はその近傍で地域完結型の備蓄施設を確保し、快適なトイレ環境確保のための携帯トイレ、簡易トイレ、食料、飲料水、適温の食事のための炊き出し用具やキッチン資機材、安眠確保のための簡易ベッド、毛布、プライバシー確保のためのパーティション、衛生促進のための入浴設備、洗濯設備、乳児用ミルク、各年代におけるおむつ、トイレットペーパー、生理用品のほか、マスクや消毒液等の感染症対策に必要な物資等の避難生活に必要な物資を備蓄するものとする。また、備蓄が困難な物資については、民間事業者との災害協定による流通在庫物資を活用するなど物資の調達体制の整備に努める。</u></p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 本町の備蓄品目及び数量は、<u>想定し得る最大規模の被害想定に基づき</u>災害発生から国、北海道等の救援活動が本格化するまでのおおむね3日間において、必要な品目及び数量を基本目標とする。</p> <p>(4)～(7) 略</p> <p>(8) <u>アレルギー対応食や流動食のほか、熱中症対策に関する品目を備蓄するなど、避難者の健康に配慮すること。</u></p> <p>(9) 厳冬期の災害時には積雪等により域外からの物資が届きにくくなることを想定し、特に<u>災害時孤立地区の備蓄の充実を図ること。</u></p> <p><u>(10) 備蓄品の状況は、年に1回、広く住民に公表するものとする。</u></p>	北海道地域防災計画の修正に伴う修正
4-3-1	<p>2 防災資機材の整備</p> <p>道、町及び関係機関は、災害時に必要とされる資機材の整備充実を図るとともに、<u>町は、非常用発電機の整備のほか積雪・寒冷期において発生した場合の対策として、暖房器具・燃料等の整備に努め、道及び関係機関は、町の整備の取組を支援し、補完する。</u></p> <p><u>また、水害時の水防活動に必要な水防資機材を整備し、その維持、管理に努めるものとする。</u></p> <p>3 備蓄倉庫等の整備</p> <p>(略)</p>	<p>2 防災資機材の整備</p> <p>道、町及び関係機関は、災害時に必要とされる資機材の整備充実を図る。<u>町は、非常用発電機の整備のほか、暑熱期や積雪・寒冷期において発生した場合の対策として、冷暖房器具・燃料等の整備に努める。また、道及び関係機関は、町の整備の取組を支援し、補完する。</u></p> <p><u>併せて、水害時の水防活動に必要な水防資機材を整備し、その維持、管理に努めるものとする。</u></p> <p>3 備蓄倉庫等の整備</p> <p>(略)</p>	北海道地域防災計画の修正に伴う修正

頁	現 行 (令和7年3月)	改 正 案	備 考
4-3-1	<p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 備蓄倉庫等については、備蓄物資が災害時に効果的に活用できるよう、<u>孤立予想地域</u>における物資の確保、災害時のアクセスを十分考慮し設定すること。</p> <p>※ 現在の備蓄品の状況及び備蓄場所については、「資料編 資料18-6幕別町防災備蓄計画」による。</p>	<p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 備蓄倉庫等については、備蓄物資が災害時に効果的に活用できるよう、<u>災害時孤立地区</u>における物資の確保、災害時のアクセスを十分考慮し設定すること。</p> <p>※ 現在の備蓄品の状況及び備蓄場所については、「資料編 資料18-6幕別町防災備蓄計画」による。</p>	北海道地域防災計画の修正に伴う修正
4-4-1	<p>第4節 相互応援（受援）体制整備計画</p> <p>1及び2 略</p> <p>3 災害時におけるボランティア活動の環境整備</p>	<p>第4節 相互応援（受援）体制整備計画</p> <p>1及び2 略</p> <p>3 災害時におけるボランティア活動の環境整備</p>	北海道地域防災計画の修正に伴う修正
	<p>(1) 略</p> <p>(2)～(4) 略</p> <p>(5) 町は、災害発生時における官民連携体制の強化を図るため、町地域防災計画等において、災害ボランティアセンターを運営する者（町社会福祉協議会等）を明確化するとともに、災害ボランティアセンターの設置・運営における役割分担等を相互に協議の上、定めるよう努めるものとする。特に災害ボランティアセンターの設置予定場所や災害ボランティアセンターの運営に係る費用負担については、町地域防災計画に明記する、相互に協定を締結する等により、あらかじめ明確化しておくよう努めるものとする。</p>	<p>(1) 道及び町は、広報活動、啓発活動等を通じて、ボランティアによる防災活動に関する事業者及び住民の関心と理解を深めるとともに、休暇の取得の促進その他のボランティアによる防災活動への参加の促進を図るものとする。</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 道及び町は、避難生活支援リーダー／サポーター等の避難所運営・避難生活支援に取り組む地域のボランティア人材の育成・確保に努めるものとする。</p> <p>(4)～(6) 略</p> <p>(7) 町は、災害発生時における官民連携体制の強化を図るため、町地域防災計画等において、災害ボランティアセンターを運営する者（町社会福祉協議会等）を明確化するとともに、災害ボランティアセンターの設置・運営における役割分担等を相互に協議の上、定めるよう努めるものとする。特に災害ボランティアセンターの設置予定場所や災害ボランティアセンターの運営に係る費用負担については、町地域防災計画に明記する、相互に協定を締結する等により、あらかじめ明確化しておくよう努めるものとする。</p> <p><u>また、災害時において防災ボランティア活動が円滑に行われるよう、町は、国が整備する登録団体データベースを活用するなどして、登録被災者援護協力団体との平時からの連携強化に努めるものとする。</u></p>	
4-5-1	<p>第5節 自主防災組織の育成等に関する計画</p> <p>(略)</p> <p>1 地域住民による自主防災組織</p>	<p>第5節 自主防災組織の育成等に関する計画</p> <p>(略)</p> <p>1 地域住民による自主防災組織</p>	北海道地域防災計画の修正に伴う修正
	<p>町は、地域ごとの自主防災組織の設置及び育成に努め、地域住民が一致団結して、消防団と<u>連携を行い</u>、初期消火活動や救出・救護活動をはじめ、高齢者や障がい者等の要配慮者の避難の誘導等の防災活動が効果的に行われるよう協力体制の確立を図る。</p> <p>また、町は、自主防災組織の普及のため、啓発資料の作成をはじめ、研修の実施等により自主防災組織のリーダー育成に努める。</p> <p>なお、自主防災組織の普及については、女性の参画に配慮するとともに、女性リーダーの育成に努めるものとする。</p> <p>2～5 略</p> <p>6 組織の活動</p>	<p>町は、地域ごとの自主防災組織の設置及び育成に努め、地域住民が一致団結して、消防団や<u>防災士、要配慮者に日頃から関わる福祉関係者等の多様な主体と連携し</u>、初期消火活動や救出・救護活動をはじめ、高齢者や障がい者等の要配慮者の避難の誘導等の防災活動が効果的に行われるよう協力体制の確立を図る。</p> <p>また、町は、自主防災組織の普及のため、啓発資料の作成をはじめ、研修の実施等により自主防災組織のリーダー育成に努める。</p> <p>なお、自主防災組織の普及については、女性の参画に配慮するとともに、女性リーダーの育成に努めるものとする。</p> <p>2～5 略</p> <p>6 組織の活動</p>	
4-5-3	<p>(1)及び(2) 略</p> <p>(3) 非常時及び災害時の活動</p> <p>ア～エ 略</p> <p>オ 指定避難所の運営</p> <p>指定避難所の運営に関し、被災者自らが行動し、助け合いながら指定避難所を運営することが求められていることから、自主防災組織等が主体となるなど、地域住民による自主的な運営を進める。</p>	<p>(1)及び(2) 略</p> <p>(3) 非常時及び災害時の活動</p> <p>ア～エ 略</p> <p>オ 指定避難所の運営</p> <p>指定避難所の運営に関し、被災者自らが行動し、助け合いながら指定避難所を運営することが求められていることから、自主防災組織等が主体となるなど、地域住民による自主的な運営を進める。</p>	北海道地域防災計画の修正に伴う修正

頁	現 行 (令和7年3月)	改 正 案	備 考		
	<p>こうした避難所運営体制を発災後速やかに確立し、円滑に運営するため、日頃から<u>避難所運営ゲーム北海道版（D oはぐ）</u>等を活用するなど、役割・手順などの習熟に努める。</p> <p>カ 略 (4) 略</p> <p>第6節 避難体制整備計画 (略)</p> <p>4-6-1 1 避難誘導体制の構築 (1)～(6) 略 (7) 道及び町は、<u>観光施設を通じ</u>、観光客に災害発生時における避難等の措置について情報提供できるような体制を構築する。 (8)～(10) 略</p> <p>2 略</p> <p>4-6-2 3 避難所の確保等 (1) 町は、災害時に被災者を滞在させるため、次の基準に適合する施設を、あらかじめ当該施設の管理者の同意を得た上で、指定避難所（1次避難所、2次避難所、<u>集合避難所</u>及び福祉避難所。以下「避難場所等」という。）として指定するとともに、住民等への周知徹底を図るものとする。</p> <table border="1" data-bbox="231 972 1433 1018"> <tr> <td>略</td> </tr> </table> <p>(2)～(7) 略</p> <p>4-6-2 (8) 町は、在宅避難者等が発生する場合や、避難所のみで避難者等を受け入れることが困難となる場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、在宅避難者等が利用しやすい場所に在宅避難者等の支援のための拠点を設置すること等、在宅避難者等の支援方策を検討するよう努めるものとする。</p> <p>(9) 略</p> <p>4-6-3 (10) 指定避難所は、次のとおり区分する。また、地域の状況により必要とする場合は、所有者の同意を得て民間施設を指定する。</p> <p>ア 1次避難所 略 【収容面積：<u>2.0㎡/人</u>】</p> <p>イ 2次避難所 略 【収容面積：<u>2.0㎡/人</u>】</p> <p>ウ <u>集合避難所 長期にわたる避難の場合、避難所を数箇所に集約し、施設の体育館や集会場等を選定し、確保する。</u> 【収容面積：<u>3.0㎡/人</u>】</p> <p>エ 福祉避難所 略 【収容面積：<u>3.0㎡/人</u>】</p> <p>オ 広域一時滞在避難所 略 【収容面積：<u>3.0㎡/人</u>】</p>	略	<p>こうした避難所運営体制を発災後速やかに確立し、円滑に運営するため、日頃から<u>避難所運営ゲーム（HUG）北海道2025（D oはぐ）</u>を活用するなど、役割・手順などの習熟に努める。</p> <p>カ 略 (4) 略</p> <p>第6節 避難体制整備計画 (略)</p> <p>1 避難誘導体制の構築 (1)～(6) 略 (7) 道及び町は、<u>北海道運輸局、公共交通機関、観光協会及び観光施設等と連携し</u>、観光客に災害発生時における避難等の措置について情報提供できるような体制を構築する。 (8)～(10) 略</p> <p><u>(11) 町は、災害の態様により、自主避難者が発生することを想定し、必要に応じて自主避難所の開設や公共施設等での一時収容等を行うことができるよう、体制の構築に努めるものとする。</u></p> <p>2 略</p> <p>4-6-2 3 避難所の確保等 (1) 町は、災害時に被災者を滞在させるため、次の基準に適合する施設を、あらかじめ当該施設の管理者の同意を得た上で、指定避難所（1次避難所、2次避難所及び福祉避難所。以下「避難場所等」という。）として指定するとともに、住民等への周知徹底を図るものとする。</p> <table border="1" data-bbox="1507 972 2709 1018"> <tr> <td>略</td> </tr> </table> <p>(2)～(7) 略</p> <p>4-6-2 (8) 町は、<u>指定避難所だけでなく、協定・届出避難所として位置づけられた避難所についてもあらかじめ情報を把握するとともに、在宅避難者等が発生する場合や、避難所のみで避難者等を受け入れることが困難となる場合に備えて</u>、あらかじめ、地域の実情に応じ、在宅避難者等が利用しやすい場所に在宅避難者等の支援のための拠点を設置すること等、在宅避難者等の支援方策を検討するよう努めるものとする。</p> <p>(9) 略</p> <p>4-6-3 (10) 指定避難所は、次のとおり区分する。また、地域の状況により必要とする場合は、所有者の同意を得て民間施設を指定する。</p> <p>ア 1次避難所 略 【収容面積：<u>3.5㎡/人</u>】</p> <p>イ 2次避難所 略 【収容面積：<u>3.5㎡/人</u>】</p> <p>エ 福祉避難所 略 【収容面積：<u>4.0㎡/人</u>】</p> <p>オ 広域一時滞在避難所 略 【収容面積：<u>3.5㎡/人</u>】</p>	略	<p>北海道地域防災計画の修正に伴う修正</p> <p>実態に即した修正</p> <p>北海道地域防災計画の修正に伴う修正</p> <p>誤植及び実態に即した修正</p>
略					
略					

頁	現 行 (令和7年3月)	改 正 案	備 考
4-6-4	<p><避難所体系></p>	<p><避難所体系></p>	実態に即した修正
4-6-4		<p>(1) 町は、地域で想定される被害と地域の実情を考慮の上、避難所の備蓄物資の量や品目等を検討し、開設当初から避難所を円滑に運営できるよう努めることとする。</p>	北海道地域防災計画の修正に伴う修正
4-6-4	<p>4 避難計画の策定等</p> <p>(1) 避難指示等の具体的な発令基準の策定及び住民等への周知</p> <p>町長は、適時・適切に避難指示等を発令するため、あらかじめ避難指示等の具体的な判断基準（発令基準）を策定するものとする。</p> <p>また、住民等の迅速かつ円滑な避難を確保するため、避難指示等の意味と内容の説明、避難すべき区域や避難指示等の判断基準（発令基準）について、日頃から住民等への周知に努めるものとする。</p> <p>そして、躊躇なく避難指示等を発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、庁内をあげた体制の構築に努めるものとする。</p> <p>また、道は町に対し、避難指示等の発令基準の策定を支援するなど、町の防災体制確保に向けた支援を行うものとする。</p> <p>(2) 防災マップ・ハザードマップ・Webハザードマップ等の作成及び住民等への周知</p> <p>町長は、住民等の円滑な避難を確保するため、浸水想定区域など、災害発生時に人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあると認められる土地の区域を表示した図面に、災害に関する情報の伝達方法、指定緊急避難場所及び避難路等、必要となる事項を記載した防災マップ、ハザードマップ・Webハザードマップ等を作成し、印刷物の配布その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。</p> <p>(3) 略</p>	<p>4 避難計画の策定等</p> <p>(1) 避難指示等の具体的な発令基準の策定及び住民等への周知</p> <p>町長は、適時・適切に避難指示等を発令するため、あらかじめ避難指示等の具体的な判断基準（発令基準）を策定するものとする。</p> <p>また、住民等の迅速かつ円滑な避難を確保するため、避難指示等の意味と内容の説明、避難すべき区域や避難指示等の判断基準（発令基準）、住民への伝達方法について、日頃から住民等への周知に努め、これらは防災部局以外の職員も含め定期的に確認するものとする。</p> <p>そして、躊躇なく避難指示等を発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、庁内をあげた体制の構築に努めるものとする。</p> <p>また、道は町に対し、避難指示等の発令基準の策定を支援するなど、町の防災体制確保に向けた支援を行うものとする。</p> <p>(2) 防災マップ・ハザードマップ・Webハザードマップ等の作成及び住民等への周知</p> <p>町長は、住民等の円滑な避難を確保するため、浸水想定区域など、災害発生時に人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあると認められる土地の区域を表示した図面に、災害に関する情報の伝達方法、指定緊急避難場所及び避難路等の必要となる事項を、あらゆる主体に「わかる・伝わる」よう配慮して記載した防災マップ、ハザードマップ・Webハザードマップ等を作成し、印刷物の配布その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。</p> <p>(3) 略</p> <p>(4) 指定緊急避難場所における対応</p> <p>町は、指定緊急避難場所における避難者支援を適切に行えるよう、避難計画などにおいて、避難者の状況</p>	北海道地域防災計画の修正に伴う修正

頁	現 行 (令和7年3月)	改 正 案	備 考
4-6-6	<p>(4) 略</p> <p>5 略</p> <p>6 防災上重要な施設の管理等</p> <p>(1) 学校、医療機関及び社会福祉施設の管理者は、主に次の事項に留意して予め避難計画を作成し、関係職員等に周知徹底を図るとともに、訓練等を実施することにより避難の万全を期するものとする。</p> <p>ア～オ 略</p>	<p><u>把握方法や指定避難所への移動方法等についてあらかじめ定めるなどし、必要な体制を整備しておくよう努めるものとする。</u></p> <p>(5) 略</p> <p>5 略</p> <p>6 <u>災害時孤立地区対策</u></p> <p><u>道及び町は、災害により孤立地区が発生した場合、防災関係機関と連携して、救出救助等の応急対策活動が円滑に行えるよう、予め孤立が予想される地区の地区名、地区人口、避難所の有無などの情報を共有し、</u> <u>不断に更新に努めるものとする。</u></p> <p>7 防災上重要な施設の管理等</p> <p>(1) 学校、医療機関及び社会福祉施設の管理者は、主に次の事項に留意して予め避難計画を作成し、関係職員等に周知徹底を図るとともに、訓練等を実施することにより避難の万全を期するものとする。</p> <p>ア～オ 略</p>	北海道地域防災計画の修正に伴う修正
4-6-7	<p>カ 暖房及び発電機の燃料確保の方法</p> <p>(2) 略</p> <p>7 略</p>	<p>カ <u>冷暖房</u>及び発電機の燃料確保の方法</p> <p>(2) 略</p> <p>8 略</p>	北海道地域防災計画の修正に伴う修正
4-7-1	<p>第7節 要配慮者対策計画</p> <p>災害時には、特に高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦が、被害を受けやすい、情報を入手しにくい、避難所における良好な環境を得にくいなどの状況におかれる場合が見られることから、町及び社会福祉施設等の管理者は、これら要配慮者の安全の確保等を図るため、住民、自主防災組織等の協力を得ながら、平常時から要配慮者の実態把握、緊急連絡体制、避難誘導等の防災体制の整備に努める。</p> <p>1～5 略</p>	<p>第7節 要配慮者対策計画</p> <p>災害時には、特に高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦が、被害を受けやすい、情報を入手しにくい、避難所における良好な環境を得にくいなどの状況におかれる場合が見られることから、町及び社会福祉施設等の管理者は、これら要配慮者の安全の確保等を図るため、住民、自主防災組織等の協力を得ながら、平常時から要配慮者の実態把握、緊急連絡体制、避難誘導等の防災体制の整備、<u>制度の周知・啓発等に努める。</u></p> <p>1～5 略</p>	北海道地域防災計画の修正に伴う修正
4-7-7	<p>6 外国人に対する対策</p> <p>道及び町は、言語・生活習慣・防災意識の異なる外国人を要配慮者として位置付け、災害時に迅速かつ的確な行動がとれるよう、次のような条件・環境づくりに努めるとともに、在留管理制度における手続き等様々な機会をとらえて防災対策についての周知を図る。</p> <p>また、被災地に生活基盤を持ち、避難生活や生活再建に関する情報を必要とする<u>在日外国人</u>と、早期帰国等に向けた交通情報を必要とする<u>訪日外国人</u>は行動特性や情報ニーズが異なることを踏まえ、それぞれに応じた迅速かつ的確な情報伝達の実態把握や、円滑な避難誘導体制の構築に努める。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) <u>外国人観光客等に対する相談窓口等の設置</u></p> <p>7及び8 略</p> <p>第8節 平時の情報収集・伝達体制整備計画</p> <p>(略)</p> <p>1 略</p>	<p>6 外国人に対する対策</p> <p>道及び町は、言語・生活習慣・防災意識の異なる外国人を要配慮者として位置付け、災害時に迅速かつ的確な行動がとれるよう、次のような条件・環境づくりに努めるとともに、在留管理制度における手続き等様々な機会をとらえて防災対策についての周知を図る。</p> <p>また、被災地に生活基盤を持ち、避難生活や生活再建に関する情報を必要とする<u>在住外国人</u>と、早期帰国等に向けた交通情報を必要とする<u>外国人観光客等</u>は行動特性や情報ニーズが異なることを踏まえ、それぞれに応じた迅速かつ的確な情報伝達の実態把握や、円滑な避難誘導体制の構築に努める。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) <u>北海道外国人相談センター等と連携した多言語による情報発信</u></p> <p>7及び8 略</p> <p>第8節 平時の情報収集・伝達体制整備計画</p> <p>(略)</p> <p>1 略</p>	北海道地域防災計画の修正に伴う修正
4-8-1	<p>2 町及び防災関係機関</p>	<p>2 町及び防災関係機関</p> <p>(1) <u>町は、別に定める「災害情報等報告取扱要領」に基づき、十勝総合振興局長へ災害情報を報告する体制を</u> <u>平時から確保するよう努めるものとする。体制の確保に当たっては、防災担当部局以外の職員も含めて北海道防災情報システムに入力できる体制を構築し、同システムを活用した訓練を定期的実施することとする。</u></p>	北海道地域防災計画の修正に伴う修正

頁	現 行 (令和7年3月)	改 正 案	備 考
4-8-1	<p>(1)~(3) 略</p> <p>3 略</p> <p>第9節~第12節 略</p> <p>第13節 雪害予防計画 (略)</p> <p>1~3 略</p>	<p>(2)~(4) 略</p> <p>3 各種防災関連システムの利活用等</p> <p><u>町は、各種防災関連システムの利活用の促進や操作習熟を図るため、研修や訓練の参加や実施に努めるものとする。その際、防災部局以外の職員も含め、複数の職員がシステムへ入力できる体制を整備するよう留意することとする。</u></p> <p>4 略</p> <p>第9節~第12節 略</p> <p>第13節 雪害予防計画 (略)</p> <p>1~3 略</p>	北海道地域防災計画の修正に伴う修正
4-13-2	<p>4 通信施設の雪害防止対策</p> <p>通信施設の雪害防止及び電話回線故障の復旧の迅速化を図るため、<u>東日本電信電話株式会社北海道東支店</u>は、施設の改善、応急対策の強化等を講じると共に通信施設の整備点検を行う。</p> <p>5~9 略</p> <p>第14節 略</p> <p>第15節~第18節 略</p> <p style="text-align: center;">第5章 災害応急対策計画</p> <p>(略)</p> <p>第1節 災害情報収集及び伝達計画 (略)</p> <p>1 情報及び被害状況報告の収集、連絡 (略)</p> <p>(1) 町の災害情報等収集及び連絡</p> <p>ア 略</p>	<p>4 通信施設の雪害防止対策</p> <p>通信施設の雪害防止及び電話回線故障の復旧の迅速化を図るため、<u>N T T 東日本株式会社北海道東支店</u>は、施設の改善、応急対策の強化等を講じると共に通信施設の整備点検を行う。</p> <p>5~9 略</p> <p>第14節 略</p> <p>第15節~第18節 略</p> <p style="text-align: center;">第5章 災害応急対策計画</p> <p>(略)</p> <p>第1節 災害情報収集及び伝達計画 (略)</p> <p>1 情報及び被害状況報告の収集、連絡 (略)</p> <p>(1) 町の災害情報等収集及び連絡</p> <p>ア 略</p>	会社名の変更に伴う修正
5-1-1	<p>イ 略</p> <p>2~7 略</p>	<p><u>イ 町長は、必要に応じ、関係行政機関、関係地方公共団体、関係公共機関、登録被災者援護協力団体等に対し、資料・情報の提供等の協力を求めるものとする。</u></p> <p>ウ 略</p> <p>2~7 略</p>	北海道地域防災計画の修正に伴う修正
5-2-1	<p>第2節 災害通信計画</p> <p>町、道及び防災関係機関は、災害発生直後は、災害情報連絡のための通信手段を確保するため、直ちに情報通信手段の機能確認を行うとともに、支障が生じた施設の復旧を行う。</p> <p>なお、その場合において、町は応急復旧対策のために必要な場所を確保し、提供するものとする。</p> <p>また、災害時の防災関係機関相互の通信連絡は、<u>東日本電信電話</u>等の公衆通信設備、防災関係機関が設置した通信設備及び衛星携帯電話等の移動通信回線の活用により行うものとし、電気通信事業者は、災害時において、防災関係機関の重要通信を優先的に確保するものとする。</p>	<p>第2節 災害通信計画</p> <p>町、道及び防災関係機関は、災害発生直後は、災害情報連絡のための通信手段を確保するため、直ちに情報通信手段の機能確認を行うとともに、支障が生じた施設の復旧を行う。</p> <p>なお、その場合において、町は応急復旧対策のために必要な場所を確保し、提供するものとする。</p> <p>また、災害時の防災関係機関相互の通信連絡は、<u>N T T 東日本</u>等の公衆通信設備、防災関係機関が設置した通信設備及び衛星携帯電話等の移動通信回線の活用により行うものとし、電気通信事業者は、災害時において、防災関係機関の重要通信を優先的に確保するものとする。</p>	会社名の変更に伴う修正

頁	現 行 (令和7年3月)	改 正 案	備 考
5-2-2	<p>災害によりそれらの通信設備が使用できない場合は、次の方法により通信連絡を行うものとする。</p> <p>1 及び 2 略</p> <p>3 関係機関の公衆通信設備以外の通信 公衆通信設備以外の通信として災害時緊急に利用できる通信施設は、おおむね次のとおりである。</p> <p>(1)～(7) 略</p> <p>(8) <u>東日本電信電話</u>の設備による通信</p> <p>(9) 略</p> <p>4 略</p>	<p>災害によりそれらの通信設備が使用できない場合は、次の方法により通信連絡を行うものとする。</p> <p>1 及び 2 略</p> <p>3 関係機関の公衆通信設備以外の通信 公衆通信設備以外の通信として災害時緊急に利用できる通信施設は、おおむね次のとおりである。</p> <p>(1)～(7) 略</p> <p>(8) <u>NTT東日本</u>の設備による通信</p> <p>(9) 略</p> <p>4 略</p>	会社名の変更に伴う修正
5-3-3	<p>第3節 災害広報計画 (略)</p> <p>1 及び 2 略</p> <p>3～5 略</p> <p>第4節 略</p> <p>第5節 避難対策計画 (略)</p> <p>1～6 略</p>	<p>第3節 災害広報計画 (略)</p> <p>1 及び 2 略</p> <p>3 偽・誤情報対策 <u>道及び町は、偽情報・誤情報が拡散されていることが確認された場合、報道機関をはじめ、関係機関と連携し、注意喚起を行うとともに、正確な情報の発信等に努めることとする。</u></p> <p>4～6 略</p> <p>第4節 略</p>	北海道地域防災計画の修正に伴う修正
5-5-9	<p>7 指定避難所の設置</p> <p>(1) 指定緊急避難場所 災害の危険が切迫した場合における住民等の安全な避難先として、緊急に一時避難できる場所として、指定緊急避難場所を開設する。</p> <p>(2)及び(3) 略</p> <p>(4) 指定避難所の開設及び管理 ア 町は、災害時は、必要に応じ、指定避難所を開設するとともに、住民等に対し周知徹底を図るものとする。</p> <p>なお、開設にあたっては、施設の被害の有無を確認するとともに、施設の構造や立地場所など安全性を確認し、避難所内を良好な生活環境とするため開設当初からパーティションや段ボールベッド等の簡易ベッドを設置するよう努めるものとする。</p> <p>また、要配慮者のため、必要に応じて指定福祉避難所を開設するものとする。指定避難所だけでは施設が量的に不足する場合には、あらかじめ指定した施設以外の施設についても、管理者の同意を得て避難所として開設する。</p> <p>イ～カ 略</p>	<p>7 指定避難所の設置</p> <p>(1) 指定緊急避難場所 災害の危険が切迫した場合における住民等の安全な避難先として、緊急に一時避難できる場所として、指定緊急避難場所を開設する。</p> <p><u>指定緊急避難場所は、住民等が緊急的に避難する施設または場所であり、特に屋外となる場所では、避難者を指定避難所等へ移動させる必要があるため、町は、指定緊急避難場所の状況を把握し、指定避難所等へ誘導するなど、避難者の安全確保に努めるものとする。</u></p> <p>(2)及び(3) 略</p> <p>(4) 指定避難所の開設及び管理 ア 町は、災害時は、必要に応じ、指定避難所を開設するとともに、住民等に対し周知徹底を図るものとし、<u>開設していない避難所に自主的に避難が行われた場合、状況に応じて避難所の開設や避難者の誘導など柔軟な対応について配慮すること。</u></p> <p>なお、開設にあたっては、施設の被害の有無を確認するとともに、施設の構造や立地場所など安全性を確認し、避難所内を良好な生活環境とするため開設当初からパーティションや段ボールベッド等の簡易ベッドを設置するよう努めるものとする。</p> <p>また、要配慮者のため、必要に応じて指定福祉避難所を開設するものとする。指定避難所だけでは施設が量的に不足する場合には、あらかじめ指定した施設以外の施設についても、管理者の同意を得て避難所として開設する。</p> <p>イ～カ 略</p>	北海道地域防災計画の修正に伴う修正

頁	現 行 (令和7年3月)	改 正 案	備 考
5-5-10	<p>キ 町は、避難所を開設した場合に関係機関等による支援が円滑に講じられるよう、避難所の開設状況等を適切に道に報告し、道は、その情報を国に共有するよう努めるものとする。</p> <p>8 指定避難所等の運営管理 (略) (1) 略 (2) 指定避難所の運営管理 ア～カ 略</p> <p>キ 町は、指定避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮するものとする。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、巡回警備や防犯ブザーの配布等による指定避難所における安全性の確保など女性や子育て家庭のニーズに配慮した指定避難所の運営に努めるものとする。</p> <p>ク～チ 略 (3)及び(4) 略</p> <p>9 略</p> <p>10 広域避難 (略) (1)～(3) 略 (4) 関係機関の連携 町、道及び運送事業者等は、あらかじめ策定した具体的な手順を定めた計画に基づき、関係者間で適切な役割分担を行った上で、広域避難を実施するよう努めるものとする。 この場合においては、次の事項に留意して対応するものとする。 ア～キ 略</p>	<p>キ 町は、避難所を開設した場合に関係機関等による支援が円滑に講じられるよう、避難所の開設状況等とともに、<u>指定避難所については当該避難所に付与された全国共通避難所・避難場所 I D を適切に道に報告し、道は、その情報を国に共有するよう努めるものとする。</u></p> <p>8 指定避難所等の運営管理 (略) (1) 略 (2) 指定避難所の運営管理 ア～カ 略 <u>キ 町は、国のデータベースを活用して災害時に活用可能なキッチンカー、トイレカー、トレーラーハウス等を調達するなど、指定避難所等の生活環境の整備に努める。</u></p> <p>ク 町は、指定避難所の運営における女性や子育て家庭の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等への配慮や子ども・若者の居場所の確保に努めるものとする。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、巡回警備や防犯ブザーの配布等による指定避難所における安全性の確保、<u>キッズスペースや学習スペースの設置など女性や子育て家庭、子ども・若者のニーズに配慮した指定避難所の運営に努めるものとする。</u></p> <p>ケ～ツ 略 (3)及び(4) 略</p> <p>9 略</p> <p>10 広域避難 (略) (1)～(3) 略 (4) 関係機関の連携 ア 町、道及び運送事業者等は、あらかじめ策定した具体的な手順を定めた計画に基づき、関係者間で適切な役割分担を行った上で、広域避難を実施するよう努めるものとする。 この場合においては、次の事項に留意して対応するものとする。 <u>(ア)～(キ) 略</u></p> <p>イ 町は、<u>広域避難の受入先の市町村との間で、被災者に関する情報の共有を確実に行うものとする。また、受け入れた被災者に対し、必要な支援情報を提供するものとする。</u></p>	北海道地域防災計画の修正に伴う修正
5-5-13	<p>(4) 関係機関の連携 町、道及び運送事業者等は、あらかじめ策定した具体的な手順を定めた計画に基づき、関係者間で適切な役割分担を行った上で、広域避難を実施するよう努めるものとする。 この場合においては、次の事項に留意して対応するものとする。 ア～キ 略</p>	<p>(4) 関係機関の連携 ア 町、道及び運送事業者等は、あらかじめ策定した具体的な手順を定めた計画に基づき、関係者間で適切な役割分担を行った上で、広域避難を実施するよう努めるものとする。 この場合においては、次の事項に留意して対応するものとする。 <u>(ア)～(キ) 略</u></p> <p>イ 町は、<u>広域避難の受入先の市町村との間で、被災者に関する情報の共有を確実に行うものとする。また、受け入れた被災者に対し、必要な支援情報を提供するものとする。</u></p>	北海道地域防災計画の修正に伴う修正
5-5-15	<p>(4) 関係機関の連携 道、町、運送事業者等は、あらかじめ策定した具体的な手順を定めた計画に基づき、関係者間で適切な役割分担を行った上で、広域一時滞在を実施するよう努めるものとする。 この場合においては、次の事項に留意して対応するものとする。 (ア)～(キ) 略</p> <p>第6節及び第7節 略</p>	<p>(4) 関係機関の連携 ア 道、町、運送事業者等は、あらかじめ策定した具体的な手順を定めた計画に基づき、関係者間で適切な役割分担を行った上で、広域一時滞在を実施するよう努めるものとする。 この場合においては、次の事項に留意して対応するものとする。 (ア)～(キ) 略</p> <p>イ 町は、<u>広域一時滞在の受入先の市町村との間で、被災者に関する情報の共有を確実に行うものとする。また、受け入れた被災者に対し、必要な支援情報を提供するものとする。</u></p> <p>第6節及び第7節 略</p>	北海道地域防災計画の修正に伴う修正

頁	現 行 (令和7年3月)	改 正 案	備 考				
5-8-1	<p>第8節 交通応急対策計画 (略)</p> <p>1 略</p> <p>2 交通応急対策の実施 発災後の道路啓開、応急復旧を迅速に行うため、関係機関及び道路管理者相互の連携の下、あらかじめ道路啓開等の計画を立案する<u>など事前の備えを推進する。</u> 道路啓開については、十勝地方道路啓開計画【初版】(令和5年3月 十勝地方道路防災連絡協議会)に基づき実施する。 なお、道路管理者及び上下水道、電力、通信等のインフラ事業者は、道路と生活インフラの連携した復旧が行えるよう、関係機関との連携体制の整備・強化を図るものとする。</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p>3～5 略</p>	<p>第8節 交通応急対策計画 (略)</p> <p>1 略</p> <p>2 交通応急対策の実施 <u>自然災害発災後の道路啓開、応急復旧を迅速に行うため、関係機関及び道路管理者相互の連携の下、<u>道路法等に基づき、あらかじめ道路啓開等の計画を立案するとともに、定期的な見直しを行い、事前の備えを推進する。</u></u> 道路啓開については、十勝地方道路啓開計画(十勝地方道路防災連絡協議会)に基づき実施する。 <u>また、道路管理者等は、自転車やバイク、無人航空機等の多様な手段を活用するなどして被害状況を収集・把握するものとする。</u> なお、道路管理者及び上下水道、電力、通信等のインフラ事業者は、道路と生活インフラの連携した復旧が行えるよう、関係機関との連携体制の整備・強化を図るものとする。</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p>3～5 略</p>	北海道地域防災計画の修正に伴う修正				
5-9-1	<p>第9節 輸送計画 災害時において災害応急対策、復旧対策等の万全を期するため住民の避難、災害応急対策要員の移送及び救援若しくは救助のための資器材、物資の輸送(以下「<u>災害時輸送</u>」という。)を迅速確実に行うための方法・範囲等は、本計画に定める。</p> <p>1 略</p>	<p>第9節 輸送計画 災害時において災害応急対策、復旧対策等の万全を期するため住民の避難、災害応急対策要員の移送及び救援若しくは救助のための資器材、物資の輸送(以下「<u>緊急輸送</u>」という。)を迅速確実に行うための方法・範囲等は、本計画に定める。</p> <p>1 略</p>	北海道地域防災計画の修正に伴う修正				
5-9-1	<p>2 災害時輸送の方法 (1) 車両等による輸送 <u>災害時輸送は町有車両、舟艇等を使用し、不足する場合には、日本通運(帯広支店等)に応援を要請し、または民間の車両を借り上げる。</u> ※町有車両の状況は、「資料編 資料7-1 町保有車両一覧表」を参照</p> <p>(2)～(4) 略</p> <p>3 輸送拠点の確保</p>	<p>2 緊急輸送の方法 (1) 車両等による輸送 <u>緊急輸送は町有車両、舟艇等を使用し、不足する場合には、日本通運(帯広支店等)に応援を要請し、または民間の車両を借り上げる。</u> ※町有車両の状況は、「資料編 資料7-1 町保有車両一覧表」を参照</p> <p>(2)～(4) 略</p> <p>3 輸送拠点の確保</p>	北海道地域防災計画の修正に伴う修正				
5-9-1	<p>(1) 物資輸送拠点 次の施設を物資輸送拠点とするが、災害の状況などにより別に確保する。</p> <table border="1" data-bbox="261 1507 1433 1560"> <tr> <td>物資輸送拠点</td> <td>幕別町民会館、札内スポーツセンター、道の駅忠類</td> </tr> </table>	物資輸送拠点	幕別町民会館、札内スポーツセンター、道の駅忠類	<p>(1) 物資輸送拠点 次の施設を物資輸送拠点とするが、災害の状況などにより別に確保する。 <u>また、災害時には、町は速やかに拠点を開設し、協定等に基づいて拠点での物資の受入れ、車両の手配、輸送等を行う体制を速やかに整え、指定避難所等までの輸送手段を含めた体制を確保するものとする。</u></p> <table border="1" data-bbox="1537 1507 2709 1560"> <tr> <td>物資輸送拠点</td> <td>幕別町民会館、札内スポーツセンター、道の駅忠類</td> </tr> </table>	物資輸送拠点	幕別町民会館、札内スポーツセンター、道の駅忠類	北海道地域防災計画の修正に伴う修正
物資輸送拠点	幕別町民会館、札内スポーツセンター、道の駅忠類						
物資輸送拠点	幕別町民会館、札内スポーツセンター、道の駅忠類						
	<p>4～8 略</p> <p>第10節 略</p> <p>第11節 給水計画 (略)</p> <p>1 実施責任 (略)</p> <p>(1)及び(2) 略</p>	<p>4～8 略</p> <p>第10節 略</p> <p>第11節 給水計画 (略)</p> <p>1 実施責任 (略)</p> <p>(1)及び(2) 略</p>					

頁	現 行 (令和7年3月)	改 正 案	備 考
5-11-1	<p>(3) 生活用水の確保 災害時の生活用水の水源として、緊急貯水槽（耐震性貯水槽）と配水池の貯留水を主体とし、不足する場合は、<u>井戸水、自然水(川、ため池等の水)</u>プール、受水槽、防火水槽等の水をろ過、滅菌して供給するものとする。 <u>なお、これらの水源は平時からリスト化に取り組むよう努めるものとする。</u></p> <p>(4)及び(5) 略 2～7 略</p> <p>第12節 上下水道施設対策計画 (略) 1～3 略</p>	<p>(3) 生活用水の確保 災害時の生活用水の水源として、緊急貯水槽（耐震性貯水槽）と配水池の貯留水を主体とし、不足する場合は、<u>河川、ため池、</u>プール、受水槽、防火水槽等の水をろ過、滅菌して供給するものとする。 <u>このため、これらの水源は平時からリスト化に取り組むよう努めるものとする。</u> <u>また、地域住民や企業が有する井戸や湧水を災害用井戸・湧水として活用するための登録制度や、防災拠点施設・指定避難所等における公共井戸を整備・活用するなど、代替水源による生活用水の確保に努めるものとする。</u></p> <p>(4)及び(5) 略 2～7 略</p> <p>第12節 上下水道施設対策計画 (略) 1～3 略</p>	北海道地域防災計画の修正に伴う修正
5-12-4	<p>第13節～第16節 略</p>	<p>4 上下水道一体での対応 <u>水道事業者及び下水道管理者は、民間事業者等との協定締結などにより発災後における上下水道施設の維持又は修繕に努めるとともに、災害の発生時においても上下水道の機能を維持するため、必要な資機材の整備等に努めるものとする。</u> <u>また、発災後に迅速に復旧できるよう、上下水道システムの基幹施設等の最優先で復旧すべき箇所をあらかじめ定めておくなど、上下水道一体となった対応に努めるものとする。さらに、宅内配管についても迅速に復旧できるよう、あらかじめ体制の構築に努めるものとする。</u> <u>なお、応急復旧にあたっては、上下水道の構造等を勘案して、上下水道一体となって施設の機能を維持するために必要な応急措置を講ずるものとする。</u></p> <p>第13節～第16節 略</p>	北海道地域防災計画の修正に伴う修正
5-17-1	<p>第17節 医療救護計画 (略) 1～4 略</p> <p>5～9 略</p> <p>第18節 略</p> <p>第19節 廃棄物等処理計画 1及び2 略</p>	<p>第17節 医療救護・福祉計画 (略) 1～4 略</p> <p>5 関係者間の連携体制の構築等 <u>町は、災害時を想定した情報の連携、整理及び分析等の保健医療福祉活動の総合調整の実施体制の整備に努めるものとする。</u></p> <p>6～10 略</p> <p>第18節 略</p> <p>第19節 廃棄物等処理計画 1及び2 略</p>	北海道地域防災計画の修正に伴う修正
5-19-1	<p>第19節 廃棄物等処理計画 1及び2 略</p>	<p>3 計画の実効性の向上 <u>道及び町は、定期的に災害廃棄物処理に関する研修、訓練を実施するとともに、必要に応じて、災害廃棄物処理計画の見直しを行い、計画の実効性の向上に努めるものとする。</u></p>	北海道地域防災計画の修正に伴う修正

頁	現 行 (令和7年3月)	改 正 案	備 考
5-20-1	<p><u>3～5</u> 略</p> <p>第20節 家庭動物対策計画 (略)</p> <p>1及び2 略</p> <p>3 同行避難</p> <p><u>家庭動物との同行避難について、あらかじめ町は避難所における家庭動物の種に応じた同行避難の可否について調整しておくとともに、災害時には家庭動物同行避難所の開設状況を広報する。</u></p> <p>また、災害発生時には、条例第6条第1項第4号の規定に基づき、動物の飼い主は自らの責任により、同行避難（飼養している動物を伴い、安全な場所まで避難すること）を行う。</p>	<p><u>4～6</u> 略</p> <p>第20節 家庭動物対策計画 (略)</p> <p>1及び2 略</p> <p>3 同行避難</p> <p><u>避難所への家庭動物との同行避難に関して、町は家庭動物の種に応じた同行避難が可能な避難所について、あらかじめ調整しておくとともに、災害時には家庭動物との同行避難が円滑に行われるよう家庭動物同行避難所の開設状況を広報する。</u></p> <p>また、<u>平時から災害への備えについて家庭動物の飼い主に啓発するとともに、</u>災害発生時には、条例第6条第1項第4号の規定に基づき、動物の飼い主は自らの責任により、同行避難（飼養している動物を伴い、安全な場所まで避難すること）を行う。</p>	北海道地域防災計画の修正に伴う修正
5-21-3	<p>第21節 文教対策計画 (略)</p> <p>1～6 略</p>	<p>第21節 文教対策計画 (略)</p> <p>1～6 略</p> <p><u>7 被災地学び支援派遣等枠組み</u></p> <p><u>町は、町内で大規模な自然災害等が発生し、学校の通常の教育活動の再開に向けて支援が必要と判断する場合、教育委員会を通じ、各学校からの要望等を確認のうえ、北海道に対して北海道災害時学校支援チームの派遣を要望する。</u></p> <p><u>道は、北海道災害時学校支援チームの派遣のほか、被災地学び支援派遣等枠組み（D-E S T）を活用し、国の職員や地方公共団体等の学校支援チーム・応援教職員、スクールカウンセラー等の派遣要請を検討する。</u></p>	北海道地域防災計画の修正に伴う修正
5-33-2	<p><u>7及び8</u> 略</p> <p>第22節～第32節 略</p> <p>第33節 防災ボランティアとの連携計画 (略)</p> <p>1～3 略</p> <p>4 ボランティア活動の環境整備</p> <p>道、町及び社会福祉協議会は、ボランティア活動の必要性や役割等についての共通理解のもと、平常時から相互に連携し、関係機関・団体とのネットワークを構築するとともに、ボランティア活動に関する住民への受援・支援等の普及啓発を行う。</p> <p>町及び社会福祉協議会は、町災害ボランティアセンターの設置・運営に関する規定等の整備やコーディネーター等の確保・育成に努め、道はこれらの取組が推進されるよう町及び社会福祉協議会に働きかける。</p> <p>災害時においては、ボランティア活動が迅速かつ円滑に行われるよう、町と社会福祉協議会等が連携し、災害ボランティアセンターの早期設置を進めるとともに、ボランティア活動の調整を行う体制や活動拠点の確保等に努める。</p>	<p><u>8及び9</u> 略</p> <p>第22節～第32節 略</p> <p>第33節 防災ボランティアとの連携計画 (略)</p> <p>1～3 略</p> <p>4 ボランティア活動の環境整備</p> <p>道、町及び社会福祉協議会は、ボランティア活動の必要性や役割等についての共通理解のもと、平常時から相互に連携し、関係機関・団体とのネットワークを構築するとともに、ボランティア活動に関する住民への受援・支援等の普及啓発を行う。</p> <p>町及び社会福祉協議会は、町災害ボランティアセンターの設置・運営に関する規定等の整備やコーディネーター等の確保・育成に努め、道はこれらの取組が推進されるよう町及び社会福祉協議会に働きかける。</p> <p>災害時においては、ボランティア活動が迅速かつ円滑に行われるよう、町と社会福祉協議会等との連携のほか、<u>国が整備する登録団体データベースを活用し、専門的なノウハウや技術力を有する登録被災者援護協力団体とも連携し、</u>災害ボランティアセンターの早期設置を進めるとともに、ボランティア活動の調整を行う体制や活動拠点の確保等に努める。</p>	北海道地域防災計画の修正に伴う修正

頁	現 行 (令和7年3月)	改 正 案	備 考																											
5-35-1	<p>第34節 略</p> <p>第35節 災害応急金融計画 (略)</p> <p>1 実施計画 災害時の応急的な金融計画は次のとおりとする。なお、各種対策に伴う支援制度については、「資料編 第4章 災害援護」による。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 被災者生活再建支援金 道は、町と緊密な連絡のもとに、被災者生活再建支援法に基づく被災世帯に対する支援金の迅速な支給を図る。</p> <p>ア り災証明書 略</p> <p>イ 被災者台帳 町は、被災者の被害の程度や援護の実施記録等を一元的に整理した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努めるものとする。作成にあたっては、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、<u>デジタル技術を活用するよう積極的に検討するものとする。</u></p> <p>(略)</p> <p>2 及び 3 略</p> <p>第36節 災害救助法の適用と実施 (略)</p> <p>1～4 略</p> <p>5 救助の実施 (1) 救助の実施と種類 知事は、救助法適用市町村に対し同法に基づき次に掲げるもののうち、必要と認める救助を実施するものとする。</p> <p>なお、知事は、町長が実施した方がより迅速に対処できると判断される次に掲げる救助の実施について町長へ個別の災害ごとに救助に関する事務を通知により委託する。</p> <p>(災害が発生した場合)</p> <table border="1" data-bbox="240 1465 1430 1650"> <thead> <tr> <th>救助の種類</th> <th>実施期間</th> <th>実施者区分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>災害にかかった者の救出</td> <td>3日以内</td> <td>市町村</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>第6章 略</p> <p>第7章 事故災害対策計画</p> <p>第1節～第5節 略</p>	救助の種類	実施期間	実施者区分	(略)			災害にかかった者の救出	3日以内	市町村	(略)			<p>第34節 略</p> <p>第35節 災害応急金融計画 (略)</p> <p>1 実施計画 災害時の応急的な金融計画は次のとおりとする。なお、各種対策に伴う支援制度については、「資料編 第4章 災害援護」による。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 被災者生活再建支援金 道は、町と緊密な連絡のもとに、被災者生活再建支援法に基づく被災世帯に対する支援金の迅速な支給を図る。</p> <p>ア り災証明書 略</p> <p>イ 被災者台帳 町は、被災者の被害の程度や援護の実施記録等を一元的に整理した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努めるものとする。作成にあたっては、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、<u>国のクラウド型被災者支援システム等の被災者支援業務を支援するシステムを活用することなどを積極的に検討するものとする。</u></p> <p>(略)</p> <p>2 及び 3 略</p> <p>第36節 災害救助法の適用と実施 (略)</p> <p>1～4 略</p> <p>5 救助の実施 (1) 救助の実施と種類 知事は、救助法適用市町村に対し同法に基づき次に掲げるもののうち、必要と認める救助を実施するものとする。</p> <p>なお、知事は、町長が実施した方がより迅速に対処できると判断される次に掲げる救助の実施について町長へ個別の災害ごとに救助に関する事務を通知により委託する。</p> <p>(災害が発生した場合)</p> <table border="1" data-bbox="1510 1465 2700 1696"> <thead> <tr> <th>救助の種類</th> <th>実施期間</th> <th>実施者区分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>災害にかかった者の救出</td> <td>3日以内</td> <td>市町村</td> </tr> <tr> <td>福祉サービスの提供</td> <td>7日以内</td> <td>道 (ただし、委任したときは市町村)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>第6章 略</p> <p>第7章 事故災害対策計画</p> <p>第1節～第5節 略</p>	救助の種類	実施期間	実施者区分	(略)			災害にかかった者の救出	3日以内	市町村	福祉サービスの提供	7日以内	道 (ただし、委任したときは市町村)	(略)			<p>北海道地域防災計画の修正に伴う修正</p> <p>北海道地域防災計画の修正に伴う修正</p>
救助の種類	実施期間	実施者区分																												
(略)																														
災害にかかった者の救出	3日以内	市町村																												
(略)																														
救助の種類	実施期間	実施者区分																												
(略)																														
災害にかかった者の救出	3日以内	市町村																												
福祉サービスの提供	7日以内	道 (ただし、委任したときは市町村)																												
(略)																														
5-36-2	<p>第34節 略</p> <p>第35節 災害応急金融計画 (略)</p> <p>1 実施計画 災害時の応急的な金融計画は次のとおりとする。なお、各種対策に伴う支援制度については、「資料編 第4章 災害援護」による。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 被災者生活再建支援金 道は、町と緊密な連絡のもとに、被災者生活再建支援法に基づく被災世帯に対する支援金の迅速な支給を図る。</p> <p>ア り災証明書 略</p> <p>イ 被災者台帳 町は、被災者の被害の程度や援護の実施記録等を一元的に整理した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努めるものとする。作成にあたっては、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、<u>デジタル技術を活用するよう積極的に検討するものとする。</u></p> <p>(略)</p> <p>2 及び 3 略</p> <p>第36節 災害救助法の適用と実施 (略)</p> <p>1～4 略</p> <p>5 救助の実施 (1) 救助の実施と種類 知事は、救助法適用市町村に対し同法に基づき次に掲げるもののうち、必要と認める救助を実施するものとする。</p> <p>なお、知事は、町長が実施した方がより迅速に対処できると判断される次に掲げる救助の実施について町長へ個別の災害ごとに救助に関する事務を通知により委託する。</p> <p>(災害が発生した場合)</p> <table border="1" data-bbox="240 1465 1430 1650"> <thead> <tr> <th>救助の種類</th> <th>実施期間</th> <th>実施者区分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>災害にかかった者の救出</td> <td>3日以内</td> <td>市町村</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>第6章 略</p> <p>第7章 事故災害対策計画</p> <p>第1節～第5節 略</p>	救助の種類	実施期間	実施者区分	(略)			災害にかかった者の救出	3日以内	市町村	(略)			<p>第34節 略</p> <p>第35節 災害応急金融計画 (略)</p> <p>1 実施計画 災害時の応急的な金融計画は次のとおりとする。なお、各種対策に伴う支援制度については、「資料編 第4章 災害援護」による。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 被災者生活再建支援金 道は、町と緊密な連絡のもとに、被災者生活再建支援法に基づく被災世帯に対する支援金の迅速な支給を図る。</p> <p>ア り災証明書 略</p> <p>イ 被災者台帳 町は、被災者の被害の程度や援護の実施記録等を一元的に整理した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努めるものとする。作成にあたっては、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、<u>国のクラウド型被災者支援システム等の被災者支援業務を支援するシステムを活用することなどを積極的に検討するものとする。</u></p> <p>(略)</p> <p>2 及び 3 略</p> <p>第36節 災害救助法の適用と実施 (略)</p> <p>1～4 略</p> <p>5 救助の実施 (1) 救助の実施と種類 知事は、救助法適用市町村に対し同法に基づき次に掲げるもののうち、必要と認める救助を実施するものとする。</p> <p>なお、知事は、町長が実施した方がより迅速に対処できると判断される次に掲げる救助の実施について町長へ個別の災害ごとに救助に関する事務を通知により委託する。</p> <p>(災害が発生した場合)</p> <table border="1" data-bbox="1510 1465 2700 1696"> <thead> <tr> <th>救助の種類</th> <th>実施期間</th> <th>実施者区分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>災害にかかった者の救出</td> <td>3日以内</td> <td>市町村</td> </tr> <tr> <td>福祉サービスの提供</td> <td>7日以内</td> <td>道 (ただし、委任したときは市町村)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>第6章 略</p> <p>第7章 事故災害対策計画</p> <p>第1節～第5節 略</p>	救助の種類	実施期間	実施者区分	(略)			災害にかかった者の救出	3日以内	市町村	福祉サービスの提供	7日以内	道 (ただし、委任したときは市町村)	(略)			<p>北海道地域防災計画の修正に伴う修正</p> <p>北海道地域防災計画の修正に伴う修正</p>
救助の種類	実施期間	実施者区分																												
(略)																														
災害にかかった者の救出	3日以内	市町村																												
(略)																														
救助の種類	実施期間	実施者区分																												
(略)																														
災害にかかった者の救出	3日以内	市町村																												
福祉サービスの提供	7日以内	道 (ただし、委任したときは市町村)																												
(略)																														

頁	現 行 (令和7年3月)	改 正 案	備 考
7-6-1	<p>第6節 林野火災災害対策計画 (略)</p> <p>1 災害予防</p> <p>(1) 実施事項</p> <p>林野火災発生原因のほとんどが人為的なものであるので、国、道、幕別町及び関係機関は次により対策を講ずる。</p> <p>ア 北海道森林管理局十勝西部森林管理署、十勝総合振興局森林室、十勝総合振興局、幕別町、幕別消防署</p> <p>(ア) 一般入林者対策</p> <p>山菜採取、魚釣等の入林者への対策として、次の事項を実施する。</p> <p>a 及び b 略</p> <p>c <u>火災警報発令または気象条件急変の際は、必要に応じて入林の制限を実施する。</u></p> <p>d 略</p> <p>(イ) 火入対策</p> <p>林野火災危険期間（おおむね3月～6月。以下「危険期間」という。）中の火入れは極力避けるとともに、火入れを行う者に対して次の事項を指導する。</p> <p>a 森林法（昭和26年法律第249号）及び市町村条例の規定に基づく市町村長の許可を取得させ、火入れ方法を指導し、許可附帯条件を遵守させる。</p> <p>b <u>火災警報発令または気象状況急変の際は、一切の火入れを中止させる。</u></p> <p>c 及び d 略</p> <p>(ウ) 消火資機材等の整備</p> <p>a 林野火災消火資機材等は、地域に適合した機材を配備し、常に緊急時に対処できるよう整備点検する。</p> <p>b ヘリコプターによる空中消火を積極的に推進するため、空中消火薬剤の備蓄に努めるとともに、ヘリコプター離発着の適地をあらかじめ選定する。</p> <p>イ～エ 略</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 気象情報対策 (略)</p> <p>ア 略</p> <p>イ 伝達系統 (略)</p> <p>(ア) 幕別町</p> <p>通報を受けた幕別町は、通報内容及びとるべき予防対策等を、幕別消防署、北海道森林管理局十勝西部森林管理署（国有林）、十勝総合振興局森林室（道有林）へ通報するとともに、一般住民に周知徹底を図る。</p>	<p>第6節 林野火災災害対策計画 (略)</p> <p>1 災害予防</p> <p>(1) 実施事項</p> <p>林野火災発生原因のほとんどが人為的なものであるので、国、道、幕別町及び関係機関は次により対策を講ずる。</p> <p>ア 北海道森林管理局十勝西部森林管理署、十勝総合振興局森林室、十勝総合振興局、幕別町、幕別消防署</p> <p>(ア) 一般入林者対策</p> <p>山菜採取、魚釣等の入林者への対策として、次の事項を実施する。</p> <p>a 及び b 略</p> <p>c <u>林野火災警報及び林野火災注意報の発表、火災警報の発令があった場合又は気象状況が急変した場合には、必要に応じて入林の制限を実施する。</u></p> <p>d 略</p> <p>(イ) 火入対策</p> <p>林野火災危険期間（おおむね3月～6月。以下「危険期間」という。）中の火入れは極力避けるとともに、火入れを行う者に対して次の事項を指導する。</p> <p>a 森林法（昭和26年法律第249号）及び市町村条例の規定に基づく市町村長の許可を取得させ、火入れ方法を指導し、許可附帯条件を遵守させる。<u>併せて、町は、火入れを許可した場合は、その情報を幕別消防署に共有するものとする。</u></p> <p>b <u>林野火災警報及び林野火災注意報の発表、火災警報の発令があった場合又は気象状況が急変した場合には、一切の火入れを中止させる。</u></p> <p>c 及び d 略</p> <p>(ウ) 消火資機材等の整備</p> <p>a 林野火災消火資機材等は、地域に適合した機材を配備し、常に緊急時に対処できるよう整備点検する。</p> <p>b ヘリコプターによる空中消火を積極的に推進するため、空中消火薬剤の備蓄に努めるとともに、ヘリコプター離発着の適地をあらかじめ選定する。</p> <p><u>(エ) 防火林帯の整備</u></p> <p><u>林野火災の発生又は拡大の危険性の高い地域においては、消火活動の円滑な実施のための防火林道や防火性のある樹種の植栽等による防火林帯の整備等の林野火災対策にも資する森林整備を進める。</u></p> <p>イ～エ 略</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 気象情報対策 (略)</p> <p>ア 略</p> <p>イ 伝達系統 (略)</p> <p>(ア) 幕別町</p> <p>通報を受けた幕別町は、通報内容及びとるべき予防対策等を、幕別消防署、北海道森林管理局十勝西部森林管理署（国有林）、十勝総合振興局森林室（道有林）へ通報するとともに、一般住民に周知徹底を図る。</p>	北海道地域防災計画の修正に伴う修正

頁	現 行 (令和7年3月)	改 正 案	備 考
7-6-3	<p>また、町長は、林野火災気象通報を受けたとき、または気象の状況により林野火災発生の危険性があると認めるときは、消防法（昭和23年法律第186号）第22条に基づき火災警報を発令することができる。</p> <p>(イ) 略</p> <p>2 災害応急対策</p> <p>(1) 情報通信</p> <p>ア 略</p> <p>イ 実施事項</p> <p>(ア)～(ウ) 略</p> <p>(エ) 略</p> <p>(2)及び(3) 略</p> <p>(4) 避難措置</p> <p>幕別町及び関係機関は、人命の安全を確保するため、「第5章 第5節 避難対策計画」により、必要な避難措置を実施する。</p> <p>(5) 消防活動</p> <p>幕別消防署は、人命の安全を確保と延焼防止を基本として、次により消防活動を実施する。</p> <p>ア 林野火災防御図の活用、適切な消火部隊の配置、森林愛護組合の出動協力等により、効果的な地上消火を行う。</p> <p>イ 住家への延焼拡大の危険性がある場合、森林火災が広域化する場合等は、「第5章 第29節 ヘリコプター等活用計画」に基づく道消防防災ヘリコプターの要請等により空中消火を実施する。</p> <p>(6)～(8) 略</p> <p>第7節 略</p>	<p>また、町長は、林野火災気象通報を受けたとき、または気象の状況により林野火災発生の危険性があると認めるときは、消防法（昭和23年法律第186号）第22条に基づき<u>火災警報のうち、林野火災の予防を目的とした林野火災警報</u>を発令することができる。</p> <p>(イ) 略</p> <p>2 災害応急対策</p> <p>(1) 情報通信</p> <p>ア 略</p> <p>イ 実施事項</p> <p>(ア)～(ウ) 略</p> <p>(エ) <u>関係機関は、平時から災害時の情報通信手段の確保に努め、その整備・運用・管理に当たっては、山間地での利用を前提とした広範囲な情報連絡が可能な通信機器の整備を促進するものとする。</u></p> <p>(オ) <u>関係機関は、ヘリコプター及び無人航空機等による上空偵察、地上部隊からの活動報告及び監視設備等を活用し、夜間を含め刻々と変化する災害の状況を的確に把握するものとする。</u></p> <p>(カ) 略</p> <p>(2)及び(3) 略</p> <p>(4) 避難措置</p> <p>幕別町及び関係機関は、人命の安全を確保するため、「第5章 第5節 避難対策計画」により、必要な避難措置を実施する。</p> <p><u>また、町は、林野火災が急激に延焼拡大して避難指示等が広範囲となる場合があるため、避難行動要支援者の避難支援が適切に行われるよう十分配慮するものとする。</u></p> <p>(5) 消防活動</p> <p>幕別消防署は、人命の安全を確保と延焼防止を基本として、次により消防活動を実施する。</p> <p>ア 林野火災防御図の活用、適切な消火部隊の配置、森林愛護組合の出動協力等により、効果的な地上消火を行う。</p> <p><u>地上消火にあたっては、滑落や落石、火煙に囲まれる危険性等の山間地特有の安全管理を周知徹底するものとする。</u></p> <p><u>また、長時間活動における熱中症対策や疲労管理にも配慮するものとする。</u></p> <p><u>なお、鎮圧後においては、熱画像直視装置などにより警戒及び残火処理を徹底し、確実な鎮火を行うものとする。</u></p> <p>イ 住家への延焼拡大の危険性がある場合、森林火災が広域化する場合等は、「第5章 第29節 ヘリコプター等活用計画」に基づく道消防防災ヘリコプターの要請等により空中消火を実施する。</p> <p><u>空中消火にあたっては、関係機関との情報共有を十分に行い、連携の円滑化及び安全性の確保を図るものとする。</u></p> <p><u>また、防災航空室による空中消火に必要となる活動拠点、給水場所、燃料補給方法等について、幕別消防署及び関係機関が事前に調整を行うものとする。</u></p> <p><u>なお、鎮圧後においては、空中からの熱源探査を徹底し、確実な鎮火確認を行うものとする。</u></p> <p>(6)～(8) 略</p> <p>第7節 略</p>	北海道地域防災計画の修正に伴う修正

頁	現 行 (令和7年3月)	改 正 案	備 考
8-1	<p data-bbox="676 121 937 155" style="text-align: center;">第8章 災害復旧計画</p> <p data-bbox="184 352 1436 470">災害復旧にあたっては、災害の再発生を防止するため、公共施設の復旧は単なる原形復旧に止まらず、必要な改良復旧を行うなど将来の災害に備える計画とし、「第5章 災害応急対策計画」に基づき、応急復旧終了後、被害の程度を十分検討して計画を立て、早期復旧の実施は、本計画に定める。</p> <p data-bbox="184 487 368 520">1～4 略</p>	<p data-bbox="1952 121 2214 155" style="text-align: center;">第8章 災害復旧計画</p> <p data-bbox="1460 172 2706 336"><u>災害が発生した際には、速やかに被災施設を復旧し、被災者に対して適切な援護を行うことにより、被災地の復興へとつなげていく必要がある。このため、道及び町は、関係機関との適切な役割分担及び連携の下、被災地域の特性や被災状況、関係する公共施設管理者の意向等を勘案し、被災後に早期かつ的確に復興まちづくりを行えるよう、事前復興まちづくり計画策定等の復興事前準備に努めるものとする。</u></p> <p data-bbox="1460 352 2706 470">災害復旧にあたっては、災害の再発生を防止するため、公共施設の復旧は単なる原形復旧に止まらず、必要な改良復旧を行うなど将来の災害に備える計画とし、「第5章 災害応急対策計画」に基づき、応急復旧終了後、被害の程度を十分検討して計画を立て、早期復旧の実施は、本計画に定める。</p> <p data-bbox="1460 487 1644 520">1～4 略</p>	<p data-bbox="2736 130 2884 247">北海道地域防災計画の修正に伴う修正</p>

幕別町地域防災計画（地震・津波防災計画編）新旧対照表

頁	現 行 (令和7年3月)	改 正 案	備 考																		
	第1章 総則	第1章 総則																			
	第1節～第3節 略	第1節～第3節 略																			
	第4節 計画の基本方針 (略)	第4節 計画の基本方針 (略)																			
1-4-2	1 防災関係機関等の処理すべき事務または業務の大綱 町防災会議の構成機関及び公共団体、その他防災上重要な施設の管理者の防災上処理すべき事務または業務の大綱は次のとおりである。 (1) 略 (2) 指定地方行政機関(基本法第2条第4号の規定に基づき、指定行政機関の地方支分部局、その他の地方行政機関で内閣総理大臣が指定するもの)	1 防災関係機関等の処理すべき事務または業務の大綱 町防災会議の構成機関及び公共団体、その他防災上重要な施設の管理者の防災上処理すべき事務または業務の大綱は次のとおりである。 (1) 略 (2) 指定地方行政機関(基本法第2条第4号の規定に基づき、指定行政機関の地方支分部局、その他の地方行政機関で内閣総理大臣が指定するもの)	指定地方行政機関の追加があったに伴う修正																		
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>機 関 名</th> <th>事務または業務の大綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>釧路地方気象台 帯広測候所</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	機 関 名	事務または業務の大綱	略		釧路地方気象台 帯広測候所	略	略		<table border="1"> <thead> <tr> <th>機 関 名</th> <th>事務または業務の大綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>釧路地方気象台 帯広測候所</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>北海道管区行政評価局</td> <td>(1) 被災者への生活支援情報の提供、被災者からの相談に対応する特別行政相談所の開設及び専用電話を備えた相談窓口の開設といった特別行政相談活動に関すること</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	機 関 名	事務または業務の大綱	略		釧路地方気象台 帯広測候所	略	北海道管区行政評価局	(1) 被災者への生活支援情報の提供、被災者からの相談に対応する特別行政相談所の開設及び専用電話を備えた相談窓口の開設といった特別行政相談活動に関すること	略		
機 関 名	事務または業務の大綱																				
略																					
釧路地方気象台 帯広測候所	略																				
略																					
機 関 名	事務または業務の大綱																				
略																					
釧路地方気象台 帯広測候所	略																				
北海道管区行政評価局	(1) 被災者への生活支援情報の提供、被災者からの相談に対応する特別行政相談所の開設及び専用電話を備えた相談窓口の開設といった特別行政相談活動に関すること																				
略																					
1-4-3	(3)～(5) 略 (6) 指定公共機関（基本法第2条第5号の規定に基づき、公共的機関及び公益的事業を営む法人で内閣総理大臣が指定するもの)	(3)～(5) 略 (6) 指定公共機関（基本法第2条第5号の規定に基づき、公共的機関及び公益的事業を営む法人で内閣総理大臣が指定するもの)	会社名の変更に伴う修正																		
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>機 関 名</th> <th>事務または業務の大綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>東日本電信電話(株) 北海道東支店 (株)NTT東日本北海道 -北海道東支店</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	機 関 名	事務または業務の大綱	略		東日本電信電話(株) 北海道東支店 (株)NTT東日本北海道 -北海道東支店	略	略		<table border="1"> <thead> <tr> <th>機 関 名</th> <th>事務または業務の大綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>NTT東日本(株)北海道 東支店</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	機 関 名	事務または業務の大綱	略		NTT東日本(株)北海道 東支店	略	略				
機 関 名	事務または業務の大綱																				
略																					
東日本電信電話(株) 北海道東支店 (株)NTT東日本北海道 -北海道東支店	略																				
略																					
機 関 名	事務または業務の大綱																				
略																					
NTT東日本(株)北海道 東支店	略																				
略																					
	(7)及び(8) 略	(7)及び(8) 略																			
1-4-5	2 住民及び事業者の基本的責務 (略) (1) 住民の責務 地域における被害の拡大防止や軽減を図るため、平常時から災害の発生に備える意識を高め、災害教訓の伝承や災害に関する知識の習得、災害への備えを行うとともに、一般的に自分は大丈夫という思い込み（正常性バイアス）が働くことを自覚しながら、 <u>災害時には自主的な防災活動に努めるものとする。</u> また、町及び防災関係機関が実施する防災対策に協力するものとする。	2 住民及び事業者の基本的責務 (略) (1) 住民の責務 地域における被害の拡大防止や軽減を図るため、平常時から災害の発生に備える意識を高め、災害教訓の伝承や災害に関する知識の習得、災害への備えを行うとともに、一般的に自分は大丈夫という思い込み（正常性バイアス）が働くことを自覚しながら、 <u>防災訓練や防災教育等により、自主的な防災活動に努めるものとする。</u> また、町及び防災関係機関が実施する防災対策に協力するものとする。	北海道地域防災計画の修正に伴う修正																		
	ア及びイ 略 (2)～(4) 略	ア及びイ 略 (2)～(4) 略																			

頁	現 行 (令和7年3月)	改 正 案	備 考																				
1-6-1	<p>第5節 略</p> <p>第6節 幕別町周辺における地震の発生状況</p> <p>十勝管内に影響を及ぼした主な地震</p> <table border="1" data-bbox="210 342 1433 436"> <thead> <tr> <th>発生の年月日</th> <th>震央(地域)名</th> <th>規模</th> <th>主 な 被 害</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="4">略</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 略</p>	発生の年月日	震央(地域)名	規模	主 な 被 害	略				<p>第5節 略</p> <p>第6節 幕別町周辺における地震の発生状況</p> <p>十勝管内に影響を及ぼした主な地震</p> <table border="1" data-bbox="1486 342 2709 657"> <thead> <tr> <th>発生の年月日</th> <th>震央(地域)名</th> <th>規模</th> <th>主 な 被 害</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="4">略</td> </tr> <tr> <td>2025.12.8(令和7)</td> <td>青森県東方沖</td> <td>7.5</td> <td>【令和7年(2025年)青森県東方沖地震】午後11時15分発生。東北から北海道までにかけて青森県を中心に強い地震。震度6強:八戸市、震度5強:函館市、震度5弱浦幌町、大樹町、震度4:幕別町。北海道・三陸沖後発地震情報が初めて発表された。</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 略</p>	発生の年月日	震央(地域)名	規模	主 な 被 害	略				2025.12.8(令和7)	青森県東方沖	7.5	【令和7年(2025年)青森県東方沖地震】午後11時15分発生。東北から北海道までにかけて青森県を中心に強い地震。震度6強:八戸市、震度5強:函館市、震度5弱浦幌町、大樹町、震度4:幕別町。北海道・三陸沖後発地震情報が初めて発表された。	令和7年度末までの状況を追加
発生の年月日	震央(地域)名	規模	主 な 被 害																				
略																							
発生の年月日	震央(地域)名	規模	主 な 被 害																				
略																							
2025.12.8(令和7)	青森県東方沖	7.5	【令和7年(2025年)青森県東方沖地震】午後11時15分発生。東北から北海道までにかけて青森県を中心に強い地震。震度6強:八戸市、震度5強:函館市、震度5弱浦幌町、大樹町、震度4:幕別町。北海道・三陸沖後発地震情報が初めて発表された。																				
1-7-1	<p>第7節 幕別町における地震の想定</p> <p>1 地震想定の基本となる考え方</p> <p>(略)</p> <p>(1) 海溝型地震</p> <p>ア 千島海溝南部・日本海溝北部 (T1～T5)</p> <p>プレート間地震は、過去の地震の震源域や現在の地震活動から見て、三陸沖北部(T1)、十勝沖(T2)、根室沖(T3)、色丹島沖(T4)および択捉島沖(T5)の各領域で発生する地震に区分される。いずれもプレート境界で発生する逆断層タイプの大地震～巨大地震である。これらの地震については地震調査研究推進本部の長期評価がだされ、中央防災会議からは強震動と津波に関する評価が示されている。なお、<u>千島海溝におけるM(マグニチュード:以下同様)8クラスのプレート間地震の平均発生間隔は72.2年とされている。</u></p> <p>(ア) 三陸沖北部(T1)</p> <p>三陸沖北部では、1856年M7.5、1968年M7.9(1968年十勝沖地震)、1994年M7.6(三陸はるか沖地震)の地震が発生しており、この領域はM8クラスの地震が繰り返し発生している領域と考えられる。</p> <p>(イ) 十勝沖(T2)</p> <p>十勝沖では、1952年M8.2、2003年M8.0の十勝沖地震が発生している。これらの地震の震源域については、強震動を発するアスペリティは殆ど同じであるが、津波の状況からみると、1952年の地震は釧路沖の領域に一部またがって発生したと考えられている。この領域はM8クラスの地震が繰り返し発生している領域である。今後30年以内の地震発生確率は<u>10%</u>とされている。</p> <p>(ウ)～(オ) 略</p> <p>イ及びウ 略</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) その他</p> <p>上記のほか、青森県西方沖、チリ沖などにおいて発生する地震、津波、また、火山活動に伴う地震、津波に対しても注意を要する。</p>	<p>第7節 幕別町における地震の想定</p> <p>1 地震想定の基本となる考え方</p> <p>(略)</p> <p>(1) 海溝型地震</p> <p>ア 千島海溝南部・日本海溝北部 (T1～T5)</p> <p>プレート間地震は、過去の地震の震源域や現在の地震活動から見て、三陸沖北部(T1)、十勝沖(T2)、根室沖(T3)、色丹島沖(T4)および択捉島沖(T5)の各領域で発生する地震に区分される。いずれもプレート境界で発生する逆断層タイプの大地震～巨大地震である。これらの地震については地震調査研究推進本部の長期評価がだされ、中央防災会議からは強震動と津波に関する評価が示されている。</p> <p>(ア) 三陸沖北部(T1)</p> <p>三陸沖北部では、1856年M7.5、1968年M7.9(1968年十勝沖地震)、1994年M7.6(三陸はるか沖地震)の地震が発生しており、この領域はM8クラスの地震が繰り返し発生している領域と考えられる。<u>(平成31年2月26日付け地震調査研究推進本部地震調査委員会長期評価により、「領域または地震名」が「青森県東方沖及び岩手県沖北部」として変更された)</u></p> <p>(イ) 十勝沖(T2)</p> <p>十勝沖では、1952年M8.2、2003年M8.0の十勝沖地震が発生している。これらの地震の震源域については、強震動を発するアスペリティは殆ど同じであるが、津波の状況からみると、1952年の地震は釧路沖の領域に一部またがって発生したと考えられている。この領域はM8クラスの地震が繰り返し発生している領域である。今後30年以内の地震発生確率は<u>20%程度</u>とされている。</p> <p>(ウ)～(オ) 略</p> <p>イ及びウ 略</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) その他</p> <p>上記のほか、青森県西方沖、<u>カムチャツカ半島沖</u>、チリ沖などにおいて発生する地震、津波、また、火山活動に伴う地震、津波に対しても注意を要する。</p>	北海道地域防災計画の修正に伴う修正																				

頁	現 行 (令和7年3月)	改 正 案	備 考																																																																																																																																																																																												
1-7-5	<p>なお、国（地震調査研究推進本部地震調査委員会）における、道内の主要な活断層や海溝型地震の地震発生確率等の長期評価については、表1-7-2のとおり。</p> <p>表1-7-2 主要な活断層及び海溝型地震の長期評価</p> <p>【活断層】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">主要断層帯名</th> <th rowspan="2">地震規模 (マグニチュード)</th> <th colspan="3">地震発生確率</th> <th rowspan="2">平均活動間隔</th> <th rowspan="2">最新活動時期</th> </tr> <tr> <th>30年以内</th> <th>50年以内</th> <th>100年以内</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="7">略</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 算定基準日：令和6年(2024年)1月1日現在</p>	主要断層帯名	地震規模 (マグニチュード)	地震発生確率			平均活動間隔	最新活動時期	30年以内	50年以内	100年以内	略							<p>なお、国（地震調査研究推進本部地震調査委員会）における、道内の主要な活断層や海溝型地震の地震発生確率等の長期評価については、表1-7-2のとおり。</p> <p>表1-7-2 主要活断層帯及び海溝型地震の長期評価の概要</p> <p>【活断層】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">断層帯名 (起震断層/ 活動区間)</th> <th rowspan="2">長期評価で 予想した地 震規模(マグ ニチュード)</th> <th colspan="3">地震発生確率</th> <th rowspan="2">平均活動間隔</th> <th rowspan="2">最新活動時期</th> </tr> <tr> <th>30年以内</th> <th>50年以内</th> <th>100年以内</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="7">略</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 算定基準日：令和8年(2026年)1月1日現在</p>	断層帯名 (起震断層/ 活動区間)	長期評価で 予想した地 震規模(マグ ニチュード)	地震発生確率			平均活動間隔	最新活動時期	30年以内	50年以内	100年以内	略							北海道地域防災計画の修正に伴う修正																																																																																																																																																										
主要断層帯名	地震規模 (マグニチュード)			地震発生確率					平均活動間隔	最新活動時期																																																																																																																																																																																					
		30年以内	50年以内	100年以内																																																																																																																																																																																											
略																																																																																																																																																																																															
断層帯名 (起震断層/ 活動区間)	長期評価で 予想した地 震規模(マグ ニチュード)	地震発生確率			平均活動間隔	最新活動時期																																																																																																																																																																																									
		30年以内	50年以内	100年以内																																																																																																																																																																																											
略																																																																																																																																																																																															
1-7-6	<p>【海溝型地震】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">領域又は地震名</th> <th rowspan="2">地震規模 (マグニチュード)</th> <th colspan="3">地震発生確率</th> <th rowspan="2">平均発生間隔</th> <th rowspan="2">最新発生 時期</th> </tr> <tr> <th>10年以内</th> <th>30年以内</th> <th>50年以内</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>千島海溝沿い</td> <td>略</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>十勝沖</td> <td>8.0～8.6程度</td> <td>0.6%</td> <td>10%程度</td> <td>40%程度</td> <td>80.3年</td> <td>20.3年前</td> </tr> <tr> <td></td> <td>根室沖</td> <td>7.8～8.5程度</td> <td>30%程度</td> <td>80%程度</td> <td>90%程度以上</td> <td>65.1年</td> <td>50.5年前</td> </tr> <tr> <td></td> <td>略</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>日本海溝沿い</td> <td>超巨大地震(東北地方太平洋沖型)</td> <td>9.0程度</td> <td>ほぼ0%</td> <td>ほぼ0%</td> <td>ほぼ0%</td> <td>550～600年程度</td> <td>12.8年前</td> </tr> <tr> <td></td> <td>青森県東方沖及び岩手県沖北部</td> <td>7.9程度</td> <td>0.02%～5%</td> <td>10%～30%</td> <td>70%～80%</td> <td>97.0年</td> <td>55.6年前</td> </tr> <tr> <td></td> <td>略</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>日本海東縁部</td> <td>略</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>北海道西方沖の地震</td> <td>7.5前後</td> <td>ほぼ0%</td> <td>ほぼ0%</td> <td>ほぼ0%</td> <td>1400～3900年程度</td> <td>83.4年前</td> </tr> <tr> <td></td> <td>北海道南西沖の地震</td> <td>7.8前後</td> <td>ほぼ0%</td> <td>ほぼ0%</td> <td>ほぼ0%</td> <td>500～1400年程度</td> <td>30.5年前</td> </tr> <tr> <td></td> <td>青森県西方沖の地震</td> <td>7.7前後</td> <td>ほぼ0%</td> <td>ほぼ0%</td> <td>ほぼ0%</td> <td>500～1400年程度</td> <td>40.6年前</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 算定基準日：令和6年(2024年)1月1日現在</p> <p>2及び3 略</p> <p style="text-align: center;">第2章 災害予防計画</p> <p>第1節～第3節 略</p> <p>第4節 防災訓練計画 (略)</p> <p>1 略</p>	領域又は地震名	地震規模 (マグニチュード)	地震発生確率			平均発生間隔	最新発生 時期	10年以内	30年以内	50年以内	千島海溝沿い	略							十勝沖	8.0～8.6程度	0.6%	10%程度	40%程度	80.3年	20.3年前		根室沖	7.8～8.5程度	30%程度	80%程度	90%程度以上	65.1年	50.5年前		略						日本海溝沿い	超巨大地震(東北地方太平洋沖型)	9.0程度	ほぼ0%	ほぼ0%	ほぼ0%	550～600年程度	12.8年前		青森県東方沖及び岩手県沖北部	7.9程度	0.02%～5%	10%～30%	70%～80%	97.0年	55.6年前		略						日本海東縁部	略							北海道西方沖の地震	7.5前後	ほぼ0%	ほぼ0%	ほぼ0%	1400～3900年程度	83.4年前		北海道南西沖の地震	7.8前後	ほぼ0%	ほぼ0%	ほぼ0%	500～1400年程度	30.5年前		青森県西方沖の地震	7.7前後	ほぼ0%	ほぼ0%	ほぼ0%	500～1400年程度	40.6年前	<p>【海溝型地震】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">領域又は地震名</th> <th rowspan="2">地震規模 (マグニチュード)</th> <th colspan="3">地震発生確率</th> <th rowspan="2">平均発生間隔</th> <th rowspan="2">最新発生 時期</th> </tr> <tr> <th>10年以内</th> <th>30年以内</th> <th>50年以内</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>千島海溝沿い</td> <td>略</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>十勝沖</td> <td>8.0～8.6程度</td> <td>0.9%</td> <td>20%程度</td> <td>50%程度</td> <td>80.3年</td> <td>22.3年前</td> </tr> <tr> <td></td> <td>根室沖</td> <td>7.8～8.5程度</td> <td>30%程度</td> <td>90%程度</td> <td>90%程度以上</td> <td>65.1年</td> <td>52.5年前</td> </tr> <tr> <td></td> <td>略</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>日本海溝沿い</td> <td>超巨大地震(東北地方太平洋沖型)</td> <td>9.0程度</td> <td>ほぼ0%</td> <td>ほぼ0%</td> <td>ほぼ0%</td> <td>550～600年程度</td> <td>14.8年前</td> </tr> <tr> <td></td> <td>青森県東方沖及び岩手県沖北部</td> <td>7.9程度</td> <td>0.06%～6%</td> <td>20%～40%</td> <td>70%～80%</td> <td>97.0年</td> <td>57.6年前</td> </tr> <tr> <td></td> <td>略</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>日本海東縁部</td> <td>略</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>北海道西方沖の地震</td> <td>7.5前後</td> <td>ほぼ0%</td> <td>ほぼ0%</td> <td>ほぼ0%</td> <td>1400～3900年程度</td> <td>85.4年前</td> </tr> <tr> <td></td> <td>北海道南西沖の地震</td> <td>7.8前後</td> <td>ほぼ0%</td> <td>ほぼ0%</td> <td>ほぼ0%</td> <td>500～1400年程度</td> <td>32.5年前</td> </tr> <tr> <td></td> <td>青森県西方沖の地震</td> <td>7.7前後</td> <td>ほぼ0%</td> <td>ほぼ0%</td> <td>ほぼ0%</td> <td>500～1400年程度</td> <td>42.6年前</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 算定基準日：令和8年(2026年)1月1日現在</p> <p>2及び3 略</p> <p style="text-align: center;">第2章 災害予防計画</p> <p>第1節～第3節 略</p> <p>第4節 防災訓練計画 (略)</p> <p>1 略</p>	領域又は地震名	地震規模 (マグニチュード)	地震発生確率			平均発生間隔	最新発生 時期	10年以内	30年以内	50年以内	千島海溝沿い	略							十勝沖	8.0～8.6程度	0.9%	20%程度	50%程度	80.3年	22.3年前		根室沖	7.8～8.5程度	30%程度	90%程度	90%程度以上	65.1年	52.5年前		略						日本海溝沿い	超巨大地震(東北地方太平洋沖型)	9.0程度	ほぼ0%	ほぼ0%	ほぼ0%	550～600年程度	14.8年前		青森県東方沖及び岩手県沖北部	7.9程度	0.06%～6%	20%～40%	70%～80%	97.0年	57.6年前		略						日本海東縁部	略							北海道西方沖の地震	7.5前後	ほぼ0%	ほぼ0%	ほぼ0%	1400～3900年程度	85.4年前		北海道南西沖の地震	7.8前後	ほぼ0%	ほぼ0%	ほぼ0%	500～1400年程度	32.5年前		青森県西方沖の地震	7.7前後	ほぼ0%	ほぼ0%	ほぼ0%	500～1400年程度	42.6年前	北海道地域防災計画の修正に伴う修正
領域又は地震名	地震規模 (マグニチュード)			地震発生確率					平均発生間隔	最新発生 時期																																																																																																																																																																																					
		10年以内	30年以内	50年以内																																																																																																																																																																																											
千島海溝沿い	略																																																																																																																																																																																														
	十勝沖	8.0～8.6程度	0.6%	10%程度	40%程度	80.3年	20.3年前																																																																																																																																																																																								
	根室沖	7.8～8.5程度	30%程度	80%程度	90%程度以上	65.1年	50.5年前																																																																																																																																																																																								
	略																																																																																																																																																																																														
日本海溝沿い	超巨大地震(東北地方太平洋沖型)	9.0程度	ほぼ0%	ほぼ0%	ほぼ0%	550～600年程度	12.8年前																																																																																																																																																																																								
	青森県東方沖及び岩手県沖北部	7.9程度	0.02%～5%	10%～30%	70%～80%	97.0年	55.6年前																																																																																																																																																																																								
	略																																																																																																																																																																																														
日本海東縁部	略																																																																																																																																																																																														
	北海道西方沖の地震	7.5前後	ほぼ0%	ほぼ0%	ほぼ0%	1400～3900年程度	83.4年前																																																																																																																																																																																								
	北海道南西沖の地震	7.8前後	ほぼ0%	ほぼ0%	ほぼ0%	500～1400年程度	30.5年前																																																																																																																																																																																								
	青森県西方沖の地震	7.7前後	ほぼ0%	ほぼ0%	ほぼ0%	500～1400年程度	40.6年前																																																																																																																																																																																								
領域又は地震名	地震規模 (マグニチュード)	地震発生確率			平均発生間隔	最新発生 時期																																																																																																																																																																																									
		10年以内	30年以内	50年以内																																																																																																																																																																																											
千島海溝沿い	略																																																																																																																																																																																														
	十勝沖	8.0～8.6程度	0.9%	20%程度	50%程度	80.3年	22.3年前																																																																																																																																																																																								
	根室沖	7.8～8.5程度	30%程度	90%程度	90%程度以上	65.1年	52.5年前																																																																																																																																																																																								
	略																																																																																																																																																																																														
日本海溝沿い	超巨大地震(東北地方太平洋沖型)	9.0程度	ほぼ0%	ほぼ0%	ほぼ0%	550～600年程度	14.8年前																																																																																																																																																																																								
	青森県東方沖及び岩手県沖北部	7.9程度	0.06%～6%	20%～40%	70%～80%	97.0年	57.6年前																																																																																																																																																																																								
	略																																																																																																																																																																																														
日本海東縁部	略																																																																																																																																																																																														
	北海道西方沖の地震	7.5前後	ほぼ0%	ほぼ0%	ほぼ0%	1400～3900年程度	85.4年前																																																																																																																																																																																								
	北海道南西沖の地震	7.8前後	ほぼ0%	ほぼ0%	ほぼ0%	500～1400年程度	32.5年前																																																																																																																																																																																								
	青森県西方沖の地震	7.7前後	ほぼ0%	ほぼ0%	ほぼ0%	500～1400年程度	42.6年前																																																																																																																																																																																								

頁	現 行 (令和7年3月)	改 正 案	備 考
2-4-1	<p>2 町及び防災関係機関が行う訓練</p> <p>町及び防災関係機関は、防災総合訓練に積極的に参加するとともに、独自に訓練を企画し、実施するものとする。</p> <p>(1)～(12) 略</p> <p>3～5 略</p>	<p>2 町及び防災関係機関が行う訓練</p> <p>町及び防災関係機関は、防災総合訓練に積極的に参加するとともに、独自に訓練を企画し、実施するものとする。</p> <p>(1)～(12) 略</p> <p><u>(13) 防災関連システムの操作習熟訓練 等</u></p> <p>3～5 略</p>	北海道地域防災計画の修正に伴う修正
2-5-1	<p>第5節 物資及び防災資機材の整備・確保に関する計画</p> <p>町及び関係機関は、地震災害時において、住民の生活を確保するための食料その他の物資の確保及び災害発生時における応急対策活動を円滑に行うための防災資機材等の整備に努めるとともに、<u>地域内の備蓄量、供給事業者の保有量の把握に努める。</u></p> <p>その際、要配慮者向けの物資等の確保に努めるものとする。</p>	<p>第5節 物資及び防災資機材の整備・確保に関する計画</p> <p>町及び関係機関は、地震災害時において、住民の生活を確保するための食料その他の物資の確保及び災害発生時における応急対策活動を円滑に行うための防災資機材等の整備に努めるとともに、<u>地域内の備蓄物資や物資拠点について、新物資システム（B-P L o）にあらかじめ登録し、供給事業者の保有量と併せ、備蓄量等の把握に努める。</u></p> <p>その際、要配慮者、<u>女性、子ども</u>向けの物資等の確保に努めるものとする。</p>	北海道地域防災計画の修正に伴う修正
2-5-1	<p>1 食料その他の物資の確保</p> <p>(1) <u>町は、あらかじめ食料関係機関及び保有業者と食料調達に関する協定を締結するなど、食料、飲料水、燃料及び毛布等生活必需品等の備蓄・調達体制を整備し、災害時における食料その他の物資の確保に努める。</u></p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 本町の備蓄品目及び数量は、<u>被害想定に基づき</u>災害発生から国、北海道等の救援活動が本格化するまでのおおむね3日間において、必要な品目及び数量を基本目標とする。</p> <p>(4)～(7) 略</p> <p>(8) <u>アレルギー対応食や流動食、適温食の提供に必要な資機材を備蓄する</u>など、避難者の健康に配慮すること。</p> <p>(9) 厳冬期の災害時には積雪等により域外からの物資が届きにくくなることを想定し、特に<u>孤立予想地域</u>の備蓄の充実を図ること。</p>	<p>1 食料その他の物資の確保</p> <p>(1) <u>町は、避難所又はその近傍で地域完結型の備蓄施設を確保し、快適なトイレ環境確保のための携帯トイレ、簡易トイレ、食料、飲料水、適温の食事のための炊き出し用具やキッチン資機材、安眠確保のための簡易ベッド、毛布、プライバシー確保のためのパーティション、衛生促進のための入浴設備、洗濯設備、乳児用ミルク、各年代におけるおむつ、トイレットペーパー、生理用品のほか、マスクや消毒液等の感染症対策に必要な物資等の避難生活に必要な物資を備蓄するものとする。また、備蓄が困難な物資については、民間事業者との災害協定による流通在庫物資を活用するなど物資の調達体制の整備に努める。</u></p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 本町の備蓄品目及び数量は、<u>想定し得る最大規模の被害想定に基づき</u>災害発生から国、北海道等の救援活動が本格化するまでのおおむね3日間において、必要な品目及び数量を基本目標とする。</p> <p>(4)～(7) 略</p> <p>(8) <u>アレルギー対応食や流動食のほか、熱中症対策に関する品を備蓄する</u>など、避難者の健康に配慮すること。</p> <p>(9) 厳冬期の災害時には積雪等により域外からの物資が届きにくくなることを想定し、特に<u>災害時孤立地区</u>の備蓄の充実を図ること。</p> <p><u>(10) 備蓄品の状況は、年に1回、広く住民に公表するものとする。</u></p>	北海道地域防災計画の修正に伴う修正
2-5-1	<p>2 防災資機材の整備</p> <p>道、町及び関係機関は、災害時に必要とされる資機材の整備充実を図るとともに、<u>町は、非常用発電機の整備のほか積雪・寒冷期</u>において発生した場合の対策として、暖房器具・燃料等の整備に努め、<u>道及び関係機関</u>は、町の整備の取組を支援し、補完する。</p>	<p>2 防災資機材の整備</p> <p>道、町及び関係機関は、災害時に必要とされる資機材の整備充実を図る。<u>町は、非常用発電機の整備のほか、暑熱期や積雪・寒冷期</u>において発生した場合の対策として、<u>冷暖房器具・燃料等の整備に努める。</u>また、<u>道及び関係機関</u>は、町の整備の取組を支援し、補完する。</p>	北海道地域防災計画の修正に伴う修正
2-5-1	<p>3 備蓄倉庫等の整備</p> <p>(略)</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 備蓄倉庫等については、備蓄物資が災害時に効果的に活用できるよう、<u>孤立予想地域</u>における物資の確保、災害時のアクセスを十分考慮し設定すること。</p> <p>第6節 相互応援（受援）体制整備計画</p> <p>(略)</p>	<p>3 備蓄倉庫等の整備</p> <p>(略)</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 備蓄倉庫等については、備蓄物資が災害時に効果的に活用できるよう、<u>災害時孤立地区</u>における物資の確保、災害時のアクセスを十分考慮し設定すること。</p> <p>第6節 相互応援（受援）体制整備計画</p> <p>(略)</p>	北海道地域防災計画の修正に伴う修正

頁	現 行 (令和7年3月)	改 正 案	備 考
2-6-1	<p>1及び2 略</p> <p>3 災害時におけるボランティア活動の環境整備</p> <p>(1) 略</p> <p>(2)~(4) 略</p> <p>(5) 町は、災害発生時における官民連携体制の強化を図るため、町地域防災計画等において、災害ボランティアセンターを運営する者（町社会福祉協議会等）を明確化するとともに、災害ボランティアセンターの設置・運営における役割分担等を相互に協議の上、定めるよう努めるものとする。特に災害ボランティアセンターの設置予定場所や災害ボランティアセンターの運営に係る費用負担については、町地域防災計画に明記する、相互に協定を締結する等により、あらかじめ明確化しておくよう努めるものとする。</p> <p>第7節 自主防災組織の育成等に関する計画 (略)</p>	<p>1及び2 略</p> <p>3 災害時におけるボランティア活動の環境整備・連絡体制の強化</p> <p>(1) <u>道及び町は、広報活動、啓発活動等を通じて、ボランティアによる防災活動に関する事業者及び住民の関心と理解を深めるとともに、休暇の取得の促進その他のボランティアによる防災活動への参加の促進を図るものとする。</u></p> <p>(2) 略</p> <p>(3) <u>道及び町は、避難生活支援リーダー／サポーター等の避難所運営・避難生活支援に取り組む地域のボランティア人材の育成・確保に努めるものとする。</u></p> <p>(4)~(6) 略</p> <p>(7) 町は、災害発生時における官民連携体制の強化を図るため、町地域防災計画等において、災害ボランティアセンターを運営する者（町社会福祉協議会等）を明確化するとともに、災害ボランティアセンターの設置・運営における役割分担等を相互に協議の上、定めるよう努めるものとする。特に災害ボランティアセンターの設置予定場所や災害ボランティアセンターの運営に係る費用負担については、町地域防災計画に明記する、相互に協定を締結する等により、あらかじめ明確化しておくよう努めるものとする。</p> <p><u>また、災害時において防災ボランティア活動が円滑に行われるよう、町は、国が整備する登録団体データベースを活用するなどして、登録被災者援護協力団体との平時からの連携強化に努めるものとする。</u></p>	北海道地域防災計画の修正に伴う修正
2-7-1	<p>1 地域住民による自主防災組織</p> <p>町は、地域ごとの自主防災組織の設置及び育成に努め、地域住民が一致団結して、<u>消防団と連携を行い、初期消火活動や救出・救護活動をはじめ、高齢者や障がい者等の要配慮者の避難の誘導等の防災活動が効果的に行われるよう協力体制の確立を図る。</u></p> <p>また、町は、自主防災組織の普及のため、啓発資料の作成をはじめ、研修の実施等により自主防災組織のリーダー育成に努める。</p> <p>なお、自主防災組織の普及については、女性の参画に配慮するとともに、女性リーダーの育成に努めるものとする。</p>	<p>1 地域住民による自主防災組織</p> <p>町は、地域ごとの自主防災組織の設置及び育成に努め、地域住民が一致団結して、<u>消防団や防災士、要配慮者に日頃から関わる福祉関係者等の多様な主体と連携し、初期消火活動や救出・救護活動をはじめ、高齢者や障がい者等の要配慮者の避難の誘導等の防災活動が効果的に行われるよう協力体制の確立を図る。</u></p> <p>また、町は、自主防災組織の普及のため、啓発資料の作成をはじめ、研修の実施等により自主防災組織のリーダー育成に努める。</p> <p>なお、自主防災組織の普及については、女性の参画に配慮するとともに、女性リーダーの育成に努めるものとする。</p>	北海道地域防災計画の修正に伴う修正
2-7-4	<p>2～5 略</p> <p>6 組織の活動</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>(3) 非常時及び災害時の活動</p> <p>ア～エ 略</p> <p>オ 指定避難所の運営</p> <p>指定避難所の運営に関し、被災者自らが行動し、助け合いながら指定避難所を運営することが求められていることから、自主防災組織等が主体となるなど、地域住民による自主的な運営を進める。</p> <p>こうした避難所運営体制を発災後速やかに確立し、円滑に運営するため、日頃から<u>避難所運営ゲーム北海道版（D oはぐ）</u>等を活用するなど、役割・手順などの習熟に努める。</p> <p>カ 略</p> <p>(4) 略</p>	<p>2～5 略</p> <p>6 組織の活動</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>(3) 非常時及び災害時の活動</p> <p>ア～エ 略</p> <p>オ 指定避難所の運営</p> <p>指定避難所の運営に関し、被災者自らが行動し、助け合いながら指定避難所を運営することが求められていることから、自主防災組織等が主体となるなど、地域住民による自主的な運営を進める。</p> <p>こうした避難所運営体制を発災後速やかに確立し、円滑に運営するため、日頃から<u>避難所運営ゲーム（HUG）北海道2025（D oはぐ）</u>を活用するなど、役割・手順などの習熟に努める。</p> <p>カ 略</p> <p>(4) 略</p>	北海道地域防災計画の修正に伴う修正

頁	現 行 (令和7年3月)	改 正 案	備 考
2-8-1	<p>第8節 避難体制整備計画 (略)</p> <p>1 避難誘導体制の構築 (1)～(6) 略 (7) 道及び町は、<u>観光施設を通じ</u>、観光客に災害発生時における避難等の措置について情報提供できるような体制を構築する。 (8)～(10) 略</p> <p>2 略</p> <p>3 指定避難所の確保等</p> <p>(1) 町は、災害時に被災者を滞在させるため、次の基準に適合する施設を、あらかじめ当該施設の管理者の同意を得た上で、指定避難所（1次避難所、2次避難所、<u>集合避難所</u>及び福祉避難所。以下「避難場所等」という。）として指定するとともに、住民等への周知徹底を図るものとする。</p> <div data-bbox="231 743 1433 793" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">略</div> <p>(2)～(7) 略</p> <p>(8) 町は、在宅避難者等が発生する場合や避難所のみで避難者等を受け入れることが困難となる場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、在宅避難者等が利用しやすい場所に在宅避難者等の支援のための拠点を設置することなど、在宅避難者等の支援方策を検討するよう努めるものとする。</p> <p>(9) 略</p> <p>(10) 指定避難所は、次のとおり区分する。また、地域の状況により必要とする場合は、所有者の同意を得て民間施設を指定する。</p> <p>ア 1次避難所 略 【収容面積：<u>2.0㎡/人</u>】</p> <p>イ 2次避難所 略 【収容面積：<u>2.0㎡/人</u>】</p> <p>ウ <u>集合避難所</u> 長期にわたる避難の場合、避難所を数箇所に集約し、施設の体育館や集会場等を選定し、<u>確保する。</u> 【収容面積：<u>3.0㎡/人</u>】</p> <p>エ 福祉避難所 略 【収容面積：<u>3.0㎡/人</u>】</p> <p>オ 広域一時滞在避難所 略 【収容面積：<u>3.0㎡/人</u>】</p>	<p>第8節 避難体制整備計画 (略)</p> <p>1 避難誘導体制の構築 (1)～(6) 略 (7) 道及び町は、<u>北海道運輸局、公共交通機関、観光協会及び観光施設等と連携し</u>、観光客に災害発生時における避難等の措置について情報提供できるような体制を構築する。 (8)～(10) 略 <u>(11) 町は、災害の態様により、自主避難者が発生することを想定し、必要に応じて自主避難所の開設や公共施設等での一時収容等を行うことができるよう、体制の構築に努めるものとする。</u></p> <p>2 略</p> <p>3 指定避難所の確保等</p> <p>(1) 町は、災害時に被災者を滞在させるため、次の基準に適合する施設を、あらかじめ当該施設の管理者の同意を得た上で、指定避難所（1次避難所、2次避難所及び福祉避難所。以下「避難場所等」という。）として指定するとともに、住民等への周知徹底を図るものとする。</p> <div data-bbox="1507 743 2709 793" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">略</div> <p>(2)～(7) 略</p> <p>(8) 町は、<u>指定避難所だけでなく、協定・届出避難所として位置づけられた避難所についてもあらかじめ情報を把握するとともに</u>、在宅避難者等が発生する場合や避難所のみで避難者等を受け入れることが困難となる場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、在宅避難者等が利用しやすい場所に在宅避難者等の支援のための拠点を設置することなど、在宅避難者等の支援方策を検討するよう努めるものとする。</p> <p>(9) 略</p> <p>(10) 指定避難所は、次のとおり区分する。また、地域の状況により必要とする場合は、所有者の同意を得て民間施設を指定する。</p> <p>ア 1次避難所 略 【収容面積：<u>3.5㎡/人</u>】</p> <p>イ 2次避難所 略 【収容面積：<u>3.5㎡/人</u>】</p> <p>ウ 福祉避難所 略 【収容面積：<u>4.0㎡/人</u>】</p> <p>エ 広域一時滞在避難所 略 【収容面積：<u>3.5㎡/人</u>】</p>	<p>北海道地域防災計画の修正に伴う修正</p> <p>実態に即した修正</p> <p>北海道地域防災計画の修正に伴う修正</p> <p>誤植及び実態に即した修正</p>

頁	現 行 (令和7年3月)	改 正 案	備 考
2-8-4	<p><避難所体系></p>	<p><避難所体系></p>	<p>実態に即した修正</p>
2-8-4		<p>(1) 町は、地域で想定される被害と地域の実情を考慮の上、避難所の備蓄物資の量や品目等を検討し、開設当初から避難所を円滑に運営できるよう努めることとする。</p>	<p>北海道地域防災計画の修正に伴う修正</p>
2-8-4	<p>4 避難計画の策定等</p> <p>(1) 避難指示等の具体的な発令基準の策定及び住民等への周知</p> <p>町長は、適時・適切に避難指示等を発令するため、あらかじめ避難指示等の具体的な判断基準（発令基準）を策定するものとする。</p> <p>また、住民等の迅速かつ円滑な避難を確保するため、避難指示等の意味と内容の説明、避難すべき区域や避難指示等の判断基準（発令基準）について、日頃から住民等への周知に努めるものとする。</p> <p>そして、躊躇なく避難指示等を発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、庁内をあげた体制の構築に努めるものとする。</p> <p>また、道は町に対し、避難指示等の発令基準の策定を支援するなど、町の防災体制確保に向けた支援を行うものとする。</p> <p>(2) 防災マップ・ハザードマップ・Webハザードマップ等の作成及び住民等への周知</p> <p>町長は、住民等の円滑な避難を確保するため、浸水想定区域など、災害発生時に人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあると認められる土地の区域を表示した図面に、災害に関する情報の伝達方法、指定緊急避難場所及び避難路等、必要となる事項を記載した防災マップ、ハザードマップ・Webハザードマップ等を作成し、印刷物の配布その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。</p> <p>(3) 略</p>	<p>4 避難計画の策定等</p> <p>(1) 避難指示等の具体的な発令基準の策定及び住民等への周知</p> <p>町長は、適時・適切に避難指示等を発令するため、あらかじめ避難指示等の具体的な判断基準（発令基準）を策定するものとする。</p> <p>また、住民等の迅速かつ円滑な避難を確保するため、避難指示等の意味と内容の説明、避難すべき区域や避難指示等の判断基準（発令基準）、住民への伝達方法について、日頃から住民等への周知に努め、これらは防災部局以外の職員も含め定期的に確認するものとする。</p> <p>そして、躊躇なく避難指示等を発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、庁内をあげた体制の構築に努めるものとする。</p> <p>また、道は町に対し、避難指示等の発令基準の策定を支援するなど、町の防災体制確保に向けた支援を行うものとする。</p> <p>(2) 防災マップ・ハザードマップ・Webハザードマップ等の作成及び住民等への周知</p> <p>町長は、住民等の円滑な避難を確保するため、浸水想定区域など、災害発生時に人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあると認められる土地の区域を表示した図面に、災害に関する情報の伝達方法、指定緊急避難場所及び避難路等の必要となる事項を、あらゆる主体に「わかる・伝わる」よう配慮して記載した防災マップ、ハザードマップ・Webハザードマップ等を作成し、印刷物の配布その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。</p> <p>(3) 略</p> <p>(4) 指定緊急避難場所における対応</p> <p>町は、指定緊急避難場所における避難者支援を適切に行えるよう、避難計画などにおいて、避難者の状況</p>	<p>北海道地域防災計画の修正に伴う修正</p>

頁	現 行 (令和7年3月)	改 正 案	備 考
2-8-7	<p>(4) 略</p> <p>5 略</p>	<p><u>把握方法や指定避難所への移動方法等についてあらかじめ定めるなどし、必要な体制を整備しておくよう努めるものとする。</u></p> <p>(5) 略</p> <p>5 略</p> <p>6 <u>災害時孤立地区対策</u></p> <p><u>道及び町は、災害により孤立地区が発生した場合、防災関係機関と連携して、救出救助等の応急対策活動が円滑に行えるよう、予め孤立が予想される地区の地区名、地区人口、避難所の有無などの情報を共有し、</u> <u>不断に更新に努めるものとする。</u></p>	北海道地域防災計画の修正に伴う修正
2-8-7	<p>6 防災上重要な施設の管理者</p> <p>(1) 学校、医療機関及び社会福祉施設の管理者は、次の事項に留意してあらかじめ避難計画を作成し、関係職員等に周知徹底を図るとともに、訓練等を実施するなど、日ごろから避難体制の整備に万全を期するものとする。</p> <p>ア～オ 略</p> <p>カ <u>暖房及び発電機の燃料確保の方法</u></p>	<p>7 防災上重要な施設の管理者</p> <p>(1) 学校、医療機関及び社会福祉施設の管理者は、次の事項に留意してあらかじめ避難計画を作成し、関係職員等に周知徹底を図るとともに、訓練等を実施するなど、日ごろから避難体制の整備に万全を期するものとする。</p> <p>ア～オ 略</p> <p>カ <u>冷暖房及び発電機の燃料確保の方法</u></p>	北海道地域防災計画の修正に伴う修正
2-8-7	<p>(2) 略</p> <p>7 略</p>	<p>(2) 略</p> <p>8 略</p>	北海道地域防災計画の修正に伴う修正
2-9-1	<p>第9節 要配慮者対策計画</p> <p>地震・津波災害発生時には、特に高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦が、被害を受けやすい、情報を入手しにくい、避難所における良好な環境を得にくいなどの状況におかれる場合が見られることから、町及び社会福祉施設等の管理者は、これら要配慮者の安全の確保等を図るため、住民、自主防災組織等の協力を得ながら、平常時から要配慮者の実態把握、緊急連絡体制、避難誘導等の防災体制の整備に努める。</p> <p>1～5 略</p> <p>6 外国人に対する対策</p> <p>道及び町は、言語・生活習慣・防災意識の異なる外国人をいわゆる要配慮者として位置付け、災害時に迅速かつ的確な行動がとれるよう、次のような条件・環境づくりに努めるとともに、様々な機会をとらえて防災対策についての周知を図る。</p> <p>また、被災地に生活基盤を持ち、避難生活や生活再建に関する情報を必要とする在日外国人と、早期帰国等に向けた交通情報を必要とする訪日外国人は行動特性や情報ニーズが異なることを踏まえ、それぞれに応じた迅速かつ的確な情報伝達の実態把握や、円滑な避難誘導体制の構築に努める。</p>	<p>第9節 要配慮者対策計画</p> <p>地震・津波災害発生時には、特に高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦が、被害を受けやすい、情報を入手しにくい、避難所における良好な環境を得にくいなどの状況におかれる場合が見られることから、町及び社会福祉施設等の管理者は、これら要配慮者の安全の確保等を図るため、住民、自主防災組織等の協力を得ながら、平常時から要配慮者の実態把握、緊急連絡体制、避難誘導等の防災体制の整備、<u>制度の周知・啓発等</u>に努める。</p> <p>1～5 略</p> <p>6 外国人に対する対策</p> <p>道及び町は、言語・生活習慣・防災意識の異なる外国人をいわゆる要配慮者として位置付け、災害時に迅速かつ的確な行動がとれるよう、次のような条件・環境づくりに努めるとともに、様々な機会をとらえて防災対策についての周知を図る。</p> <p>また、被災地に生活基盤を持ち、避難生活や生活再建に関する情報を必要とする在日外国人と、早期帰国等に向けた交通情報を必要とする訪日外国人は行動特性や情報ニーズが異なることを踏まえ、それぞれに応じた迅速かつ的確な情報伝達の実態把握や、円滑な避難誘導体制の構築に努める。</p>	北海道地域防災計画の修正に伴う修正
2-9-6	<p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) <u>外国人観光客等に対する相談窓口等の設置</u></p> <p>7及び8 略</p> <p>第10節 略</p> <p>第11節 火災予防計画</p> <p>(略)</p> <p>1 略</p> <p>2 火災予防の徹底</p> <p>火災による被害を最小限に食い止めるには、初期消火が重要であるので、町は地域ぐるみ、職場ぐるみの</p>	<p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) <u>北海道外国人相談センター等と連携した多言語による情報発信</u></p> <p>7及び8 略</p> <p>第10節 略</p> <p>第11節 火災予防計画</p> <p>(略)</p> <p>1 略</p> <p>2 火災予防の徹底</p> <p>火災による被害を最小限に食い止めるには、初期消火が重要であるので、町は地域ぐるみ、職場ぐるみの</p>	北海道地域防災計画の修正に伴う修正

頁	現 行 (令和7年3月)	改 正 案	備 考																																				
2-11-1	<p>協力体制と強力な消防体制の確立を図る。</p> <p>(1) 一般家庭及び地域の自主防災組織等に対し、予防思想の啓発に努め、<u>消火器及び火災報知器</u>の設置促進、消防用水の確保を図るとともに、これらの器具の取り扱い方を指導し、地震時における火災の防止と初期消火の徹底を図る。</p> <p>(2) 略</p> <p>3～5 略</p> <p>第12節～第17節 略</p> <p style="text-align: center;">第3章 災害応急対策計画</p> <p>第1節 応急活動体制</p> <p>1～10 略</p> <p>図表3-1-1 略</p> <p>別表3-1-1 略</p> <p>別表3-1-2 幕別町職員非常配備体制表</p>	<p>協力体制と強力な消防体制の確立を図る。</p> <p>(1) 一般家庭及び地域の自主防災組織等に対し、予防思想の啓発に努め、<u>消火器やガスのマイコンメータ一、感震ブレーカー及び火災報知器</u>の設置促進、消防用水の確保を図るとともに、これらの器具の取り扱い方を指導し、地震時における火災の防止と初期消火の徹底を図る。</p> <p>(2) 略</p> <p>3～5 略</p> <p>第12節～第17節 略</p> <p style="text-align: center;">第3章 災害応急対策計画</p> <p>第1節 応急活動体制</p> <p>1～10 略</p> <p>図表3-1-1 略</p> <p>別表3-1-1 略</p> <p>別表3-1-2 幕別町職員非常配備体制表</p>	北海道地域防災計画の修正に伴う修正																																				
3-1-14	<p>【地震・津波発生時の非常配備体制】</p> <table border="1" data-bbox="231 835 1436 1881"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>【第1種非常配備体制】</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>配備基準</td> <td> <p>1 <u>被害は軽微と見込まれるが、公共施設及び町内の状況を掌握する必要があると認められる程度の地震が発生したとき（目安：震度4）</u></p> <p>2 <u>本町域内で震度4以上の地震が発生し、太平洋沿岸に「津波警報」が発表されたとき。（本町域外の地震による津波は、次の3による。）</u></p> <p>3 略</p> </td> </tr> <tr> <td>活動内容</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>区 分</td> <td>【第2種非常配備体制】災害対策本部設置</td> </tr> <tr> <td>配備基準</td> <td> <p>1 <u>町全体あるいは局地的に大きな被害をもたらす地震災害が発生したとき（目安：震度5弱又は5強）</u></p> <p>2 <u>太平洋沿岸に「大津波警報」（特別警報）が発表されたとき。</u></p> <p>3 略</p> </td> </tr> <tr> <td>活動内容</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>区 分</td> <td>【第3種非常配備体制】災害対策本部設置</td> </tr> <tr> <td>配備基準</td> <td> <p>1 <u>全域にわたり甚大な被害をもたらす地震災害が発生したとき（目安：震度6弱以上）</u></p> <p>2 略</p> </td> </tr> <tr> <td>活動内容</td> <td>略</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	【第1種非常配備体制】	配備基準	<p>1 <u>被害は軽微と見込まれるが、公共施設及び町内の状況を掌握する必要があると認められる程度の地震が発生したとき（目安：震度4）</u></p> <p>2 <u>本町域内で震度4以上の地震が発生し、太平洋沿岸に「津波警報」が発表されたとき。（本町域外の地震による津波は、次の3による。）</u></p> <p>3 略</p>	活動内容	略	区 分	【第2種非常配備体制】災害対策本部設置	配備基準	<p>1 <u>町全体あるいは局地的に大きな被害をもたらす地震災害が発生したとき（目安：震度5弱又は5強）</u></p> <p>2 <u>太平洋沿岸に「大津波警報」（特別警報）が発表されたとき。</u></p> <p>3 略</p>	活動内容	略	区 分	【第3種非常配備体制】災害対策本部設置	配備基準	<p>1 <u>全域にわたり甚大な被害をもたらす地震災害が発生したとき（目安：震度6弱以上）</u></p> <p>2 略</p>	活動内容	略	<p>【地震・津波発生時の非常配備体制】</p> <table border="1" data-bbox="1507 835 2712 1881"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>【第1種非常配備体制】</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>配備基準</td> <td> <p>1 <u>本町域内で震度4の地震が発生したとき</u></p> <p>2 <u>本町域内で震度3以下の地震が発生した場合で、防災環境課長及び地域振興課長が、公共施設及び町内の状況を掌握する必要があると認めたとき</u></p> <p>3 <u>忠類地域の対象津波予報区に、「津波警報」が発表されたとき（対象職員の内、忠類勤務及び防災担当職員のみとする。）</u></p> <p>4 略</p> </td> </tr> <tr> <td>活動内容</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>区 分</td> <td>【第2種非常配備体制】災害対策本部設置</td> </tr> <tr> <td>配備基準</td> <td> <p>1 <u>本町域内で震度震度5弱又は5強の地震が発生したとき</u></p> <p>2 <u>本町域内で震度4以下の地震が発生した場合で、防災環境課長及び地域振興課長が、町全体あるいは局地的に大きな被害をもたらす地震災害であると認めたとき</u></p> <p>3 <u>忠類地域の対象津波予報区に「大津波警報」（特別警報）が発表されたとき（対象職員の内、忠類勤務及び防災担当職員のみとする。）</u></p> <p>4 略</p> </td> </tr> <tr> <td>活動内容</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>区 分</td> <td>【第3種非常配備体制】災害対策本部設置</td> </tr> <tr> <td>配備基準</td> <td> <p>1 <u>本町域内で震度震度6弱以上の地震が発生したとき</u></p> <p>2 <u>本町域内で震度5強以下の地震が発生した場合で、防災環境課長及び地域振興課長が、町全体にわたり甚大な被害をもたらす地震災害であると認めたとき</u></p> <p>3 略</p> </td> </tr> <tr> <td>活動内容</td> <td>略</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	【第1種非常配備体制】	配備基準	<p>1 <u>本町域内で震度4の地震が発生したとき</u></p> <p>2 <u>本町域内で震度3以下の地震が発生した場合で、防災環境課長及び地域振興課長が、公共施設及び町内の状況を掌握する必要があると認めたとき</u></p> <p>3 <u>忠類地域の対象津波予報区に、「津波警報」が発表されたとき（対象職員の内、忠類勤務及び防災担当職員のみとする。）</u></p> <p>4 略</p>	活動内容	略	区 分	【第2種非常配備体制】災害対策本部設置	配備基準	<p>1 <u>本町域内で震度震度5弱又は5強の地震が発生したとき</u></p> <p>2 <u>本町域内で震度4以下の地震が発生した場合で、防災環境課長及び地域振興課長が、町全体あるいは局地的に大きな被害をもたらす地震災害であると認めたとき</u></p> <p>3 <u>忠類地域の対象津波予報区に「大津波警報」（特別警報）が発表されたとき（対象職員の内、忠類勤務及び防災担当職員のみとする。）</u></p> <p>4 略</p>	活動内容	略	区 分	【第3種非常配備体制】災害対策本部設置	配備基準	<p>1 <u>本町域内で震度震度6弱以上の地震が発生したとき</u></p> <p>2 <u>本町域内で震度5強以下の地震が発生した場合で、防災環境課長及び地域振興課長が、町全体にわたり甚大な被害をもたらす地震災害であると認めたとき</u></p> <p>3 略</p>	活動内容	略	過去の対応を踏まえた基準の明確化及び実態に即した修正
区 分	【第1種非常配備体制】																																						
配備基準	<p>1 <u>被害は軽微と見込まれるが、公共施設及び町内の状況を掌握する必要があると認められる程度の地震が発生したとき（目安：震度4）</u></p> <p>2 <u>本町域内で震度4以上の地震が発生し、太平洋沿岸に「津波警報」が発表されたとき。（本町域外の地震による津波は、次の3による。）</u></p> <p>3 略</p>																																						
活動内容	略																																						
区 分	【第2種非常配備体制】災害対策本部設置																																						
配備基準	<p>1 <u>町全体あるいは局地的に大きな被害をもたらす地震災害が発生したとき（目安：震度5弱又は5強）</u></p> <p>2 <u>太平洋沿岸に「大津波警報」（特別警報）が発表されたとき。</u></p> <p>3 略</p>																																						
活動内容	略																																						
区 分	【第3種非常配備体制】災害対策本部設置																																						
配備基準	<p>1 <u>全域にわたり甚大な被害をもたらす地震災害が発生したとき（目安：震度6弱以上）</u></p> <p>2 略</p>																																						
活動内容	略																																						
区 分	【第1種非常配備体制】																																						
配備基準	<p>1 <u>本町域内で震度4の地震が発生したとき</u></p> <p>2 <u>本町域内で震度3以下の地震が発生した場合で、防災環境課長及び地域振興課長が、公共施設及び町内の状況を掌握する必要があると認めたとき</u></p> <p>3 <u>忠類地域の対象津波予報区に、「津波警報」が発表されたとき（対象職員の内、忠類勤務及び防災担当職員のみとする。）</u></p> <p>4 略</p>																																						
活動内容	略																																						
区 分	【第2種非常配備体制】災害対策本部設置																																						
配備基準	<p>1 <u>本町域内で震度震度5弱又は5強の地震が発生したとき</u></p> <p>2 <u>本町域内で震度4以下の地震が発生した場合で、防災環境課長及び地域振興課長が、町全体あるいは局地的に大きな被害をもたらす地震災害であると認めたとき</u></p> <p>3 <u>忠類地域の対象津波予報区に「大津波警報」（特別警報）が発表されたとき（対象職員の内、忠類勤務及び防災担当職員のみとする。）</u></p> <p>4 略</p>																																						
活動内容	略																																						
区 分	【第3種非常配備体制】災害対策本部設置																																						
配備基準	<p>1 <u>本町域内で震度震度6弱以上の地震が発生したとき</u></p> <p>2 <u>本町域内で震度5強以下の地震が発生した場合で、防災環境課長及び地域振興課長が、町全体にわたり甚大な被害をもたらす地震災害であると認めたとき</u></p> <p>3 略</p>																																						
活動内容	略																																						

頁	現 行 (令和7年3月)	改 正 案	備 考																				
3-5-6	<p>別表3-1-3 配置職員の基準</p> <p>【地震・津波災害の場合】</p> <table border="1" data-bbox="231 210 1430 310"> <thead> <tr> <th>部</th> <th>課</th> <th>第1種 非常配備</th> <th>第2種 非常配備</th> <th>第3種 非常配備</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="5">略</td> </tr> </tbody> </table> <p>◎：全職員、○：係長以上、△：課長以上、【 】：該当する係</p> <p>※本部員（部長以上）は、第1種非常配備体制で招集する。</p> <p>※避難所担当職員は、原則、第2種非常配備体制で参集する。</p> <p>第2節～第4節 略</p> <p>第5節 避難対策計画 (略)</p> <p>1～6 略</p>	部	課	第1種 非常配備	第2種 非常配備	第3種 非常配備	略					<p>別表3-1-3 配置職員の基準</p> <p>【地震・津波災害の場合】</p> <table border="1" data-bbox="1507 210 2706 310"> <thead> <tr> <th>部</th> <th>課</th> <th>第1種 非常配備</th> <th>第2種 非常配備</th> <th>第3種 非常配備</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="5">略</td> </tr> </tbody> </table> <p>《課長以下職員 上記表のとおり。》</p> <p>◎：全職員、○：係長以上、△：課長、【 】：該当する係</p> <p>《本部員（部長以上）》</p> <p>第1種非常配備体制で招集する。</p> <p>《避難所担当職員》</p> <p>原則、第2種非常配備体制で参集する。</p> <p>第2節～第4節 略</p> <p>第5節 避難対策計画 (略)</p> <p>1～6 略</p>	部	課	第1種 非常配備	第2種 非常配備	第3種 非常配備	略					<p>文言整理</p>
部	課	第1種 非常配備	第2種 非常配備	第3種 非常配備																			
略																							
部	課	第1種 非常配備	第2種 非常配備	第3種 非常配備																			
略																							
3-5-6	<p>7 指定避難所の設置</p> <p>(1) 指定緊急避難場所</p> <p>災害の危険が切迫した場合における住民等の安全な避難先として、緊急に一時避難できる場所として、指定緊急避難場所を開設する。</p> <p>(2)及び(3) 略</p> <p>(4) 指定避難所の開設及び管理</p> <p>ア 町は、災害時は、必要に応じ、指定避難所を開設するとともに、住民等に対し周知徹底を図るものとする。</p> <p>なお、開設にあたっては、施設の被害の有無を確認するとともに、施設の構造や立地場所など安全性を確認し、避難所内を良好な生活環境とするため開設当初からパーティションや段ボールベッド等の簡易ベッドを設置するよう努めるものとする。</p> <p>また、要配慮者のため、必要に応じて指定福祉避難所を開設するものとする。指定避難所だけでは施設が量的に不足する場合には、あらかじめ指定した施設以外の施設についても、管理者の同意を得て避難所として開設する。</p> <p>イ～カ 略</p> <p>キ 町は、避難所を開設した場合は、関係機関等による支援が円滑に講じられるよう、避難所の開設状況等を適切に道に報告し、道は、その情報を国に共有するよう努めるものとする。</p>	<p>7 指定避難所の設置</p> <p>(1) 指定緊急避難場所</p> <p>災害の危険が切迫した場合における住民等の安全な避難先として、緊急に一時避難できる場所として、指定緊急避難場所を開設する。</p> <p>指定緊急避難場所は、住民等が緊急的に避難する施設または場所であり、特に屋外となる場所では、避難者を指定避難所等へ移動させる必要があるため、町は、指定緊急避難場所の状況を把握し、指定避難所等へ誘導するなど、避難者の安全確保に努めるものとする。</p> <p>(2)及び(3) 略</p> <p>(4) 指定避難所の開設及び管理</p> <p>ア 町は、災害時は、必要に応じ、指定避難所を開設するとともに、住民等に対し周知徹底を図るものとする。開設していない避難所に自主的に避難が行われた場合、状況に応じて避難所の開設や避難者の誘導など柔軟な対応について配慮すること。</p> <p>なお、開設にあたっては、施設の被害の有無を確認するとともに、施設の構造や立地場所など安全性を確認し、避難所内を良好な生活環境とするため開設当初からパーティションや段ボールベッド等の簡易ベッドを設置するよう努めるものとする。</p> <p>また、要配慮者のため、必要に応じて指定福祉避難所を開設するものとする。指定避難所だけでは施設が量的に不足する場合には、あらかじめ指定した施設以外の施設についても、管理者の同意を得て避難所として開設する。</p> <p>イ～カ 略</p> <p>キ 町は、避難所を開設した場合は、関係機関等による支援が円滑に講じられるよう、避難所の開設状況等とともに、指定避難所については当該避難所に付与された全国共通避難所・避難場所IDを適切に道に報告し、道は、その情報を国に共有するよう努めるものとする。</p>	<p>北海道地域防災計画の修正に伴う修正</p>																				
3-5-7	<p>8 指定避難所等の運営管理等 (略)</p>	<p>8 指定避難所等の運営管理等 (略)</p>	<p>北海道地域防災計画の修正</p>																				

頁	現 行 (令和7年3月)	改 正 案	備 考
	<p>(1) 略</p> <p>(2) 指定避難所の運営管理 ア～カ 略</p> <p>キ 町は、指定避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮するものとする。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、巡回警備や防犯ブザーの配付等による指定避難所における安全性の確保など女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営に努めるものとする。</p> <p>ク～チ 略</p> <p>(3)及び(4) 略</p> <p>9 略</p>	<p>(1) 略</p> <p>(2) 指定避難所の運営管理 ア～カ 略</p> <p><u>キ 町は、国のデータベースを活用して災害時に活用可能なキッチンカー、トイレカー、トレーラーハウス等を調達するなど、指定避難所等の生活環境の整備に努める。</u></p> <p><u>ク 町は、指定避難所の運営における女性や子育て家庭の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等への配慮や子ども・若者の居場所の確保に努めるものとする。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、巡回警備や防犯ブザーの配付等による指定避難所における安全性の確保、キッズスペースや学習スペースの設置など女性や子育て家庭、子ども・若者のニーズに配慮した避難所の運営に努めるものとする。</u></p> <p>ケ～ツ 略</p> <p>(3)及び(4) 略</p> <p>9 略</p>	<p>に伴う修正</p>
3-5-11	<p>10 広域避難 (略)</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 関係機関の連携 町、道及び運送事業者等は、あらかじめ策定した具体的な手順を定めた計画に基づき、関係者間で適切な役割分担を行った上で、広域避難を実施するよう努めるものとする。 この場合においては、次の事項に留意して対応するものとする。 ア～キ 略</p>	<p>10 広域避難 (略)</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 関係機関の連携 ア 町、道及び運送事業者等は、あらかじめ策定した具体的な手順を定めた計画に基づき、関係者間で適切な役割分担を行った上で、広域避難を実施するよう努めるものとする。 この場合においては、次の事項に留意して対応するものとする。 <u>(ア)～(キ) 略</u></p> <p><u>イ 町は、広域避難の受入先の市町村との間で、被災者に関する情報の共有を確実に行うものとする。また、受け入れた被災者に対し、必要な支援情報を提供するものとする。</u></p>	<p>北海道地域防災計画の修正に伴う修正</p>
3-5-11	<p>11 広域一時滞在 (1)～(3) 略</p> <p>(4) 関係機関の連携 道、町、運送事業者等は、あらかじめ策定した具体的な手順を定めた計画に基づき、関係者間で適切な役割分担を行った上で、広域一時滞在进行を実施するよう努めるものとする。 この場合においては、次の事項に留意して対応するものとする。 (ア)～(キ) 略</p>	<p>11 広域一時滞在 (1)～(3) 略</p> <p>(4) 関係機関の連携 ア 道、町、運送事業者等は、あらかじめ策定した具体的な手順を定めた計画に基づき、関係者間で適切な役割分担を行った上で、広域一時滞在进行を実施するよう努めるものとする。 この場合においては、次の事項に留意して対応するものとする。 (ア)～(キ) 略</p> <p><u>イ 町は、広域一時滞在の受入先の市町村との間で、被災者に関する情報の共有を確実に行うものとする。また、受け入れた被災者に対し、必要な支援情報を提供するものとする。</u></p>	<p>北海道地域防災計画の修正に伴う修正</p>
	<p>第6節～第9節 略</p> <p>第10節 交通応急対策計画 (略)</p> <p>1 略</p>	<p>第6節～第9節 略</p> <p>第10節 交通応急対策計画 (略)</p> <p>1 略</p>	
3-10-1	<p>2 交通応急対策の実施 発災後の道路啓開、応急復旧を迅速に行うため、関係機関及び道路管理者相互の連携の下、あらかじめ道路啓開等の計画を立案するなど事前の備えを推進する。</p>	<p>2 交通応急対策の実施 <u>自然災害発災後の道路啓開、応急復旧を迅速に行うため、関係機関及び道路管理者相互の連携の下、道路法等に基づき、あらかじめ道路啓開等の計画を立案するとともに、定期的な見直しを行い、事前の備えを推進す</u></p>	<p>北海道地域防災計画の修正に伴う修正</p>

頁	現 行 (令和7年3月)	改 正 案	備 考																																
3-11-2	<p>道路啓開については、十勝地方道路啓開計画【初版】（令和5年3月 十勝地方道路防災連絡協議会）に基づき実施する。</p> <p>なお、道路管理者及び上下水道、電力、通信等のインフラ事業者は、道路と生活インフラの連携した復旧が行えるよう、関係機関との連携体制の整備・強化を図るものとする。</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p>3～5 略</p> <p>第11節 輸送計画 (略)</p> <p>1及び2 略</p> <p>3 輸送拠点の確保</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 災害対策用ヘリポートの確保</p> <p><ヘリコプター離着陸可能地点></p> <table border="1" data-bbox="290 835 1430 970"> <thead> <tr> <th>所在地</th> <th>施設名</th> <th>広 さ</th> <th>著名地点からの方向及び距離</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>緑町</td> <td>幕別小学校グラウンド</td> <td>130×160m</td> <td>幕別駅から南東700m</td> </tr> <tr> <td>緑町</td> <td>幕別中学校グラウンド</td> <td>200×200m</td> <td>幕別駅から南東700m</td> </tr> <tr> <td colspan="4">略</td> </tr> </tbody> </table> <p>※「資料編 資料8-2 臨時ヘリポート設定基準及びヘリポート等」参照</p> <p>4～8 略</p> <p>第12節及び第13節 略</p> <p>第14節 給水計画 (略)</p> <p>1 実施責任 (略)</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>(3) 生活用水の確保</p> <p>災害時の生活用水の水源として、緊急貯水槽（耐震性貯水槽）と配水池の貯留水を主体とし、不足する場合は、<u>井戸水、自然水(川、ため池等の水)</u>プール、受水槽、防火水槽等の水を浄化（ろ過、滅菌）して供給するものとする。</p> <p><u>なお</u>、これらの水源は平時からリスト化に取り組むよう努めるものとする。</p> <p>(4)及び(5) 略</p> <p>2～7 略</p> <p>第15節及び第16節 略</p>	所在地	施設名	広 さ	著名地点からの方向及び距離	緑町	幕別小学校グラウンド	130×160m	幕別駅から南東700m	緑町	幕別中学校グラウンド	200×200m	幕別駅から南東700m	略				<p>る。</p> <p>道路啓開については、十勝地方道路啓開計画（十勝地方道路防災連絡協議会）に基づき実施する。</p> <p><u>また、道路管理者等は、自転車やバイク、無人航空機等の多様な手段を活用するなどして被害状況を収集・把握するものとする。</u></p> <p>なお、道路管理者及び上下水道、電力、通信等のインフラ事業者は、道路と生活インフラの連携した復旧が行えるよう、関係機関との連携体制の整備・強化を図るものとする。</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p>3～5 略</p> <p>第11節 輸送計画 (略)</p> <p>1及び2 略</p> <p>3 輸送拠点の確保</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 災害対策用ヘリポートの確保</p> <p><ヘリコプター離着陸可能地点></p> <table border="1" data-bbox="1561 835 2700 970"> <thead> <tr> <th>所在地</th> <th>施設名</th> <th>広 さ</th> <th>著名地点からの方向及び距離</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>緑町</td> <td>旧幕別小学校グラウンド</td> <td>130×160m</td> <td>幕別駅から南東700m</td> </tr> <tr> <td>緑町</td> <td>まくべつ学園グラウンド</td> <td>200×200m</td> <td>幕別駅から南東700m</td> </tr> <tr> <td colspan="4">略</td> </tr> </tbody> </table> <p>※「資料編 資料8-2 臨時ヘリポート設定基準及びヘリポート等」参照</p> <p>4～8 略</p> <p>第12節及び第13節 略</p> <p>第14節 給水計画 (略)</p> <p>1 実施責任 (略)</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>(3) 生活用水の確保</p> <p>災害時の生活用水の水源として、緊急貯水槽（耐震性貯水槽）と配水池の貯留水を主体とし、不足する場合は、<u>河川、ため池、</u>プール、受水槽、防火水槽等の水を浄化（ろ過、滅菌）して供給するものとする。</p> <p><u>このため</u>、これらの水源は平時からリスト化に取り組むよう努めるものとする。</p> <p><u>また、地域住民や企業が有する井戸や湧水を災害用井戸・湧水として活用するための登録制度や、防災拠点施設・指定避難所等における公共井戸を整備・活用するなど、代替水源による生活用水の確保に努めるものとする。</u></p> <p>(4)及び(5) 略</p> <p>2～7 略</p> <p>第15節及び第16節 略</p>	所在地	施設名	広 さ	著名地点からの方向及び距離	緑町	旧幕別小学校グラウンド	130×160m	幕別駅から南東700m	緑町	まくべつ学園グラウンド	200×200m	幕別駅から南東700m	略				<p>施設名の変更等に伴う修正</p>
所在地	施設名	広 さ	著名地点からの方向及び距離																																
緑町	幕別小学校グラウンド	130×160m	幕別駅から南東700m																																
緑町	幕別中学校グラウンド	200×200m	幕別駅から南東700m																																
略																																			
所在地	施設名	広 さ	著名地点からの方向及び距離																																
緑町	旧幕別小学校グラウンド	130×160m	幕別駅から南東700m																																
緑町	まくべつ学園グラウンド	200×200m	幕別駅から南東700m																																
略																																			
3-14-1	<p>(3) 生活用水の確保</p> <p>災害時の生活用水の水源として、緊急貯水槽（耐震性貯水槽）と配水池の貯留水を主体とし、不足する場合は、<u>井戸水、自然水(川、ため池等の水)</u>プール、受水槽、防火水槽等の水を浄化（ろ過、滅菌）して供給するものとする。</p> <p><u>なお</u>、これらの水源は平時からリスト化に取り組むよう努めるものとする。</p> <p>(4)及び(5) 略</p> <p>2～7 略</p> <p>第15節及び第16節 略</p>	<p>(3) 生活用水の確保</p> <p>災害時の生活用水の水源として、緊急貯水槽（耐震性貯水槽）と配水池の貯留水を主体とし、不足する場合は、<u>河川、ため池、</u>プール、受水槽、防火水槽等の水を浄化（ろ過、滅菌）して供給するものとする。</p> <p><u>このため</u>、これらの水源は平時からリスト化に取り組むよう努めるものとする。</p> <p><u>また、地域住民や企業が有する井戸や湧水を災害用井戸・湧水として活用するための登録制度や、防災拠点施設・指定避難所等における公共井戸を整備・活用するなど、代替水源による生活用水の確保に努めるものとする。</u></p> <p>(4)及び(5) 略</p> <p>2～7 略</p> <p>第15節及び第16節 略</p>	<p>北海道地域防災計画の修正に伴う修正</p>																																

頁	現 行 (令和7年3月)	改 正 案	備 考
3-17-7	<p>第17節 生活関連施設対策計画 (略)</p> <p>1～4 略</p> <p>5 通信</p> <p>(1) 応急復旧</p> <p><u>東日本電信電話(株)北海道支店、(株)エヌ・ティ・ティ・ドコモ北海道支社などの電気通信事業者は、地震・津波災害発生時の通信を確保するため、施設の被害調査、点検を実施するとともに、被害があった場合または異常状態の発生により通信が途絶するような場合において、速やかに応急復旧を実施するなどの対策を講じるものとする。</u></p> <p>(2) 略</p> <p>6 略</p>	<p>第17節 生活関連施設対策計画 (略)</p> <p>1～4 略</p> <p>5 通信</p> <p>(1) 応急復旧</p> <p><u>NTT東日本(株)北海道支店、(株)エヌ・ティ・ティ・ドコモ北海道支社などの電気通信事業者は、地震・津波災害発生時の通信を確保するため、施設の被害調査、点検を実施するとともに、被害があった場合または異常状態の発生により通信が途絶するような場合において、速やかに応急復旧を実施するなどの対策を講じるものとする。</u></p> <p>(2) 略</p> <p>6 略</p>	会社名の変更に伴う修正
3-18-1	<p>第18節 医療救護計画 (略)</p> <p>1～4 略</p> <p>5～9 略</p> <p>第19節 略</p> <p>第20節 廃棄物等処理計画</p> <p>1及び2 略</p>	<p>第18節 医療救護・福祉計画 (略)</p> <p>1～4 略</p> <p><u>5 関係者間の連携体制の構築等</u></p> <p><u>町は、災害時を想定した情報の連携、整理及び分析等の保健医療福祉活動の総合調整の実施体制の整備に努めるものとする。</u></p> <p>6～10 略</p> <p>第19節 略</p> <p>第20節 廃棄物等処理計画</p> <p>1及び2 略</p>	北海道地域防災計画の修正に伴う修正
3-20-1	<p>3～5 略</p> <p>第21節 家庭動物対策計画 (略)</p> <p>1及び2 略</p>	<p><u>3 計画の実効性の向上</u></p> <p><u>道及び町は、定期的に災害廃棄物処理に関する研修、訓練を実施するとともに、必要に応じて、災害廃棄物処理計画の見直しを行い、計画の実効性の向上に努めるものとする。</u></p> <p>4～6 略</p>	北海道地域防災計画の修正に伴う修正
3-21-1	<p>3 同行避難</p> <p><u>家庭動物との同行避難について、あらかじめ町は避難所における家庭動物の種に応じた同行避難の可否について調整しておくとともに、災害時には家庭動物同行避難所の開設状況を広報する。</u></p> <p>また、災害発生時には、条例第6条第1項第4号の規定に基づき、動物の飼い主は自らの責任により、同行避難（飼養している動物を伴い、安全な場所まで避難すること）を行う。</p>	<p>3 同行避難</p> <p><u>避難所への家庭動物との同行避難に関して、町は家庭動物の種に応じた同行避難が可能な避難所について、あらかじめ調整しておくとともに、災害時には家庭動物との同行避難が円滑に行われるよう家庭動物同行避難所の開設状況を広報する。</u></p> <p>また、<u>平時から災害への備えについて家庭動物の飼い主に啓発するとともに、災害発生時には、条例第6条第1項第4号の規定に基づき、動物の飼い主は自らの責任により、同行避難（飼養している動物を伴い、安全な場所まで避難すること）を行う。</u></p>	北海道地域防災計画の修正に伴う修正

頁	現 行 (令和7年3月)	改 正 案	備 考
3-22-3	<p>第22節 文教対策計画 (略)</p> <p>1～6 略</p> <p>7及び8 略</p> <p>第23節～第27節 略</p> <p>第28節 広域応援計画 (略)</p> <p>1～3 略</p>	<p>第22節 文教対策計画 (略)</p> <p>1～6 略</p> <p>7 <u>被災地学び支援派遣等枠組み</u> 町は、町内で大規模な自然災害等が発生し、学校の通常の教育活動の再開に向けて支援が必要と判断する場合、教育委員会を通じ、各学校からの要望等を確認のうえ、北海道に対して北海道災害時学校支援チームの派遣を要望する。 道は、北海道災害時学校支援チームの派遣のほか、被災地学び支援派遣等枠組み（D-E S T）を活用し、国の職員や地方公共団体等の学校支援チーム・応援教職員、スクールカウンセラー等の派遣要請を検討する。</p> <p>8及び9 略</p> <p>第23節～第27節 略</p>	北海道地域防災計画の修正に伴う修正
3-28-3	<p>4 略</p> <p>第29節 略</p> <p>第30節 防災ボランティアとの連携計画 (略)</p> <p>1～3 略</p>	<p>4 <u>公共的団体・民間団体</u> 道及び町は、災害時に公共的団体又は民間の団体との連携を迅速に行うことができるよう、当該団体が災害時等に担うべき役割、当該団体との連携体制の構築や役割分担についての認識を共有し協定を締結するなど、連携を図るよう努めるものとする。</p> <p>5 略</p> <p>第29節 略</p>	北海道地域防災計画の修正に伴う修正
3-30-2	<p>4 <u>ボランティア活動の環境整備</u> 道、町及び社会福祉協議会は、ボランティア活動の必要性や役割等についての共通理解のもと、平常時から相互に連携し、関係機関・団体とのネットワークを構築するとともに、ボランティア活動に関する住民への受援・支援等の普及啓発を行う。 町及び社会福祉協議会は、町災害ボランティアセンターの設置・運営に関する規定等の整備やコーディネーター等の確保・育成に努め、道はこれらの取組が推進されるよう町及び社会福祉協議会に働きかける。 災害時においては、ボランティア活動が迅速かつ円滑に行われるよう、町と社会福祉協議会等が連携し、災害ボランティアセンターの早期設置を進めるとともに、ボランティア活動の調整を行う体制や活動拠点の確保等に努める。。</p> <p>第31節 略</p>	<p>4 <u>ボランティア活動の環境整備</u> 道、町及び社会福祉協議会は、ボランティア活動の必要性や役割等についての共通理解のもと、平常時から相互に連携し、関係機関・団体とのネットワークを構築するとともに、ボランティア活動に関する住民への受援・支援等の普及啓発を行う。 町及び社会福祉協議会は、町災害ボランティアセンターの設置・運営に関する規定等の整備やコーディネーター等の確保・育成に努め、道はこれらの取組が推進されるよう町及び社会福祉協議会に働きかける。 災害時においては、ボランティア活動が迅速かつ円滑に行われるよう、町と社会福祉協議会等との連携のほか、国が整備する登録団体データベースを活用し、専門的なノウハウや技術力を有する登録被災者援護協力団体とも連携し、災害ボランティアセンターの早期設置を進めるとともに、ボランティア活動の調整を行う体制や活動拠点の確保等に努める。</p> <p>第31節 略</p>	北海道地域防災計画の修正に伴う修正

頁	現 行 (令和7年3月)	改 正 案	備 考																											
3-32-2	<p>第32節 災害救助法の適用と実施 (略)</p> <p>1～4 略</p> <p>5 救助の実施</p> <p>(1) 救助の実施と種類</p> <p>知事は、救助法適用市町村に対し、同法に基づき次に掲げるもののうち、必要と認める救助を実施するものとする。</p> <p>なお、知事は、町長が実施した方がより迅速に対処できると判断される次に掲げる救助の実施について町長へ個別の災害ごとに救助に関する事務を通知により委託する。</p> <p>(災害が発生した場合)</p> <table border="1" data-bbox="240 569 1430 890"> <thead> <tr> <th>救助の種類</th> <th>主な対象者</th> <th>実施者区分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3">(略)</td> </tr> <tr> <td>被災者の救出</td> <td>災害のため現に生命若しくは身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者を捜索し、又は救出する者</td> <td>市町村</td> </tr> <tr> <td colspan="3">(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>6 略</p>	救助の種類	主な対象者	実施者区分	(略)			被災者の救出	災害のため現に生命若しくは身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者を捜索し、又は救出する者	市町村	(略)			<p>第32節 災害救助法の適用と実施 (略)</p> <p>1～4 略</p> <p>5 救助の実施</p> <p>(1) 救助の実施と種類</p> <p>知事は、救助法適用市町村に対し、同法に基づき次に掲げるもののうち、必要と認める救助を実施するものとする。</p> <p>なお、知事は、町長が実施した方がより迅速に対処できると判断される次に掲げる救助の実施について町長へ個別の災害ごとに救助に関する事務を通知により委託する。</p> <p>(災害が発生した場合)</p> <table border="1" data-bbox="1510 569 2700 1068"> <thead> <tr> <th>救助の種類</th> <th>主な対象者</th> <th>実施者区分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3">(略)</td> </tr> <tr> <td>被災者の救出</td> <td>災害のため現に生命若しくは身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者を捜索し、又は救出する者</td> <td>市町村</td> </tr> <tr> <td>福祉サービスの提供</td> <td>災害のため現に被害を受け、避難生活において配慮を必要とする災害時要配慮者（高齢者、障がい者、子ども、妊産婦その他の者）</td> <td>道（ただし、委任したときは市町村）</td> </tr> <tr> <td colspan="3">(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>6 略</p>	救助の種類	主な対象者	実施者区分	(略)			被災者の救出	災害のため現に生命若しくは身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者を捜索し、又は救出する者	市町村	福祉サービスの提供	災害のため現に被害を受け、避難生活において配慮を必要とする災害時要配慮者（高齢者、障がい者、子ども、妊産婦その他の者）	道（ただし、委任したときは市町村）	(略)			北海道地域防災計画の修正に伴う修正
救助の種類	主な対象者	実施者区分																												
(略)																														
被災者の救出	災害のため現に生命若しくは身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者を捜索し、又は救出する者	市町村																												
(略)																														
救助の種類	主な対象者	実施者区分																												
(略)																														
被災者の救出	災害のため現に生命若しくは身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者を捜索し、又は救出する者	市町村																												
福祉サービスの提供	災害のため現に被害を受け、避難生活において配慮を必要とする災害時要配慮者（高齢者、障がい者、子ども、妊産婦その他の者）	道（ただし、委任したときは市町村）																												
(略)																														
4-1-1	<p style="text-align: center;">第4章 災害復旧計画</p> <p>第1節 基本方針</p> <p>応急復旧の実施にあたっては、地域住民の生活手段の確保を最優先とし、社会秩序の維持及び社会活動の早期回復を図るため迅速かつ適切な対策を講じるものとする。</p> <p>復旧対策の実施にあたっては、被災の状況を十分検討し、単なる被災施設等の原形復旧に止まらず、将来の災害に備えるため、必要な施設の新設及び改良等の措置を講じる等、適切な復旧対策を実施するものとする。また、被災者等の復旧に対する援助等の措置にあたっては、関係機関等は相互に緊密なる連絡をとり、迅速に被害状況等を把握し、適切かつ公平な対策を実施するものである。</p> <p>第2節 略</p> <p>第3節 災害応急金融計画 (略)</p>	<p style="text-align: center;">第4章 災害復旧計画</p> <p>第1節 基本方針</p> <p><u>災害が発生した際には、速やかに被災施設を復旧し、被災者に対して適切な援護を行うことにより、被災地の復興へとつなげていく必要がある。このため、道及び町は、関係機関との適切な役割分担及び連携の下、被災地域の特性や被災状況、関係する公共施設管理者の意向等を勘案し、被災後に早期かつ的確に復興まちづくりを行えるよう、事前復興まちづくり計画策定等の復興事前準備に努めるものとする。</u></p> <p>応急復旧の実施にあたっては、地域住民の生活手段の確保を最優先とし、社会秩序の維持及び社会活動の早期回復を図るため迅速かつ適切な対策を講じるものとする。</p> <p>復旧対策の実施にあたっては、被災の状況を十分検討し、単なる被災施設等の原形復旧に止まらず、将来の災害に備えるため、必要な施設の新設及び改良等の措置を講じる等、適切な復旧対策を実施するものとする。また、被災者等の復旧に対する援助等の措置にあたっては、関係機関等は相互に緊密なる連絡をとり、迅速に被害状況等を把握し、適切かつ公平な対策を実施するものである。</p> <p>第2節 略</p> <p>第3節 災害応急金融計画 (略)</p>	北海道地域防災計画の修正に伴う修正																											

頁	現 行 (令和7年3月)	改 正 案	備 考
4-3-1	<p>1 実施計画</p> <p>災害時の応急的な金融計画は次のとおりとする。なお、各種対策に伴う支援制度については、「資料編 第4章 災害援護」による。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 被災者生活再建支援金</p> <p>道は、町と緊密な連絡のもとに、被災者生活再建支援法に基づく被災世帯に対する支援金の迅速な支給を図る。</p> <p>ア リ災証明書 略</p> <p>イ 被災者台帳</p> <p>町は、被災者の被害の程度や援護の実施記録等を一元的に整理した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努めるものとする。作成にあたっては、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、<u>デジタル技術を活用するよう積極的に検討するものとする。</u></p> <p>(略)</p> <p>2及び3 略</p> <p style="text-align: center;">第5章 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画</p> <p>第1節～第3節 略</p> <p>第4節 津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項</p> <p>(略)</p> <p>1～4 略</p> <p>5 水道、電気、ガス、通信、放送関係</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 通信</p> <p>ア 略</p> <p>イ 指定公共機関 <u>東日本電信電話株式会社北海道支店、同株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ北海道支社</u>が行う電源の確保、通信手段の多重化・多様化に係る対策、地震発生後の輻輳対策等、災害用伝言ダイヤル等の安否確認手段の普及方策等の措置は、別に定めるところによる。</p> <p>(5)及び(6) 略</p> <p>6及び7 略</p> <p>第5節～第9節 略</p>	<p>1 実施計画</p> <p>災害時の応急的な金融計画は次のとおりとする。なお、各種対策に伴う支援制度については、「資料編 第4章 災害援護」による。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 被災者生活再建支援金</p> <p>道は、町と緊密な連絡のもとに、被災者生活再建支援法に基づく被災世帯に対する支援金の迅速な支給を図る。</p> <p>ア リ災証明書 略</p> <p>イ 被災者台帳</p> <p>町は、被災者の被害の程度や援護の実施記録等を一元的に整理した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努めるものとする。作成にあたっては、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、<u>国のクラウド型被災者支援システム等の被災者支援業務を支援するシステムを活用することなどを積極的に検討するものとする。</u></p> <p>(略)</p> <p>2及び3 略</p> <p style="text-align: center;">第5章 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画</p> <p>第1節～第3節 略</p> <p>第4節 津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項</p> <p>(略)</p> <p>1～4 略</p> <p>5 水道、電気、ガス、通信、放送関係</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 通信</p> <p>ア 略</p> <p>イ 指定公共機関 <u>N T T東日本株式会社北海道支店、同株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ北海道支社</u>が行う電源の確保、通信手段の多重化・多様化に係る対策、地震発生後の輻輳対策等、災害用伝言ダイヤル等の安否確認手段の普及方策等の措置は、別に定めるところによる。</p> <p>(5)及び(6) 略</p> <p>6及び7 略</p> <p>第5節～第9節 略</p>	<p>北海道地域防災計画の修正に伴う修正</p>
5-4-6	<p>(4) 通信</p> <p>ア 略</p> <p>イ 指定公共機関 <u>東日本電信電話株式会社北海道支店、同株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ北海道支社</u>が行う電源の確保、通信手段の多重化・多様化に係る対策、地震発生後の輻輳対策等、災害用伝言ダイヤル等の安否確認手段の普及方策等の措置は、別に定めるところによる。</p> <p>(5)及び(6) 略</p> <p>6及び7 略</p> <p>第5節～第9節 略</p>	<p>(4) 通信</p> <p>ア 略</p> <p>イ 指定公共機関 <u>N T T東日本株式会社北海道支店、同株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ北海道支社</u>が行う電源の確保、通信手段の多重化・多様化に係る対策、地震発生後の輻輳対策等、災害用伝言ダイヤル等の安否確認手段の普及方策等の措置は、別に定めるところによる。</p> <p>(5)及び(6) 略</p> <p>6及び7 略</p> <p>第5節～第9節 略</p>	<p>会社名の変更に伴う修正</p>

幕別町水防計画 新旧対照表

頁	現 行 (令和7年3月)	改 正 案	備 考																								
	<p>第1章～第3章 略</p> <p>第4章 予報及び警報</p> <p>第1節 気象庁が行う予報及び警報</p> <p>1～3 略</p> <p>4 警報等の伝達経路及び手段</p> <p>(1) 洪水等の場合</p>	<p>第1章～第3章 略</p> <p>第4章 予報及び警報</p> <p>第1節 気象庁が行う予報及び警報</p> <p>1～3 略</p> <p>4 警報等の伝達経路及び手段</p> <p>(1) 洪水等の場合</p>																									
4-7	<p>図4-1-1 気象警報等伝達系統図(洪水の場合)</p> <p>図4-1-1 気象警報等伝達系統図(洪水の場合)</p> <p>——> 法定伝達経路 - - - - -> 放送又は無線</p>	<p>図4-1-1 気象警報等伝達系統図(洪水の場合)</p> <p>図4-1-1 気象警報等伝達系統図(洪水の場合)</p> <p>——> 法定伝達経路 - - - - -> 放送又は無線</p>	<p>認定こども園や義務教育学校の新設に伴う文言整理</p>																								
4-8	<p>第2節 洪水予報河川における洪水予報</p> <p>1 種類及び発表基準</p> <p>(略)</p> <table border="1" data-bbox="201 1780 1418 1915"> <thead> <tr> <th>水位の危険度レベル</th> <th>洪水予報の種類</th> <th>水位の名称</th> <th>発表する情報(予報文の標題)</th> <th>発表基準</th> <th>町・住民に求める行動等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="6">略</td> </tr> </tbody> </table>	水位の危険度レベル	洪水予報の種類	水位の名称	発表する情報(予報文の標題)	発表基準	町・住民に求める行動等	略						<p>第2節 洪水予報河川における洪水予報</p> <p>1 種類及び発表基準</p> <p>(略)</p> <table border="1" data-bbox="1478 1780 2694 1915"> <thead> <tr> <th>水位の危険度レベル</th> <th>洪水予報の種類</th> <th>水位の名称</th> <th>発表する情報(予報文の標題)</th> <th>発表基準</th> <th>町・住民に求める行動等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="6">略</td> </tr> </tbody> </table>	水位の危険度レベル	洪水予報の種類	水位の名称	発表する情報(予報文の標題)	発表基準	町・住民に求める行動等	略						<p>北海道地域防災計画の修正に伴う修正</p>
水位の危険度レベル	洪水予報の種類	水位の名称	発表する情報(予報文の標題)	発表基準	町・住民に求める行動等																						
略																											
水位の危険度レベル	洪水予報の種類	水位の名称	発表する情報(予報文の標題)	発表基準	町・住民に求める行動等																						
略																											

4-10	<p>2 国が行う洪水予報</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 洪水予報の対象となる基準観測所</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th>管理者</th> <th>河川名</th> <th>観測所名 (地先名)</th> <th>水防団待機水位</th> <th>氾濫注意水位</th> <th>避難判断水位</th> <th>氾濫危険水位</th> <th>計画高水位</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">開発局</td> <td style="text-align: center;">十勝川</td> <td>帯広 (帯広市大通北2丁目2-2地先)</td> <td style="text-align: center;">34.20m</td> <td style="text-align: center;">35.20m</td> <td style="text-align: center;">36.8m</td> <td style="text-align: center;">37.4m</td> <td style="text-align: center;"><u>39.40m</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">札内川</td> <td>第2大川橋 (帯広市大正町本町)</td> <td style="text-align: center;">102.20m</td> <td style="text-align: center;">102.80m</td> <td style="text-align: center;">103.50m</td> <td style="text-align: center;">104.20m</td> <td style="text-align: center;"><u>106.30m</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>(3)~(5) 略</p>	管理者	河川名	観測所名 (地先名)	水防団待機水位	氾濫注意水位	避難判断水位	氾濫危険水位	計画高水位	開発局	十勝川	帯広 (帯広市大通北2丁目2-2地先)	34.20m	35.20m	36.8m	37.4m	<u>39.40m</u>	札内川	第2大川橋 (帯広市大正町本町)	102.20m	102.80m	103.50m	104.20m	<u>106.30m</u>		
管理者	河川名	観測所名 (地先名)	水防団待機水位	氾濫注意水位	避難判断水位	氾濫危険水位	計画高水位																			
開発局	十勝川	帯広 (帯広市大通北2丁目2-2地先)	34.20m	35.20m	36.8m	37.4m	<u>39.40m</u>																			
	札内川	第2大川橋 (帯広市大正町本町)	102.20m	102.80m	103.50m	104.20m	<u>106.30m</u>																			

4-11	<p>第3節 水位周知河川における水位到達情報</p> <p>1 種類及び発表基準</p> <p>(略)</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th>水位の危険度レベル</th> <th>洪水予報の種類</th> <th>水位の名称</th> <th>発表する情報 (予報文の標題)</th> <th>発表基準</th> <th>町・住民に求める行動等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="6" style="text-align: center;">略</td> </tr> </tbody> </table>	水位の危険度レベル	洪水予報の種類	水位の名称	発表する情報 (予報文の標題)	発表基準	町・住民に求める行動等	略							
水位の危険度レベル	洪水予報の種類	水位の名称	発表する情報 (予報文の標題)	発表基準	町・住民に求める行動等										
略															

二	(レベル2)	二	二	〇〇川氾濫警戒情報解除	<p>上記レベル3～4情報を発表中に、基準水位観測所の水位が避難判断水位を下回ったとき (氾濫注意水位を下回ったときを除く)、又は、レベル3情報を発表中に、基準水位観測所の水位の上昇が見込まれなくなったとき。(氾濫危険水位に達したときを除く。)</p>	<p>水防団出動 ハザードマップ等により、災害が想定されている区域や避難先、避難経路を確認</p>
二	氾濫注意情報解除	二	二	〇〇川氾濫注意情報解除	二	二

4-10	<p>2 国が行う洪水予報</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 洪水予報の対象となる基準観測所</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th>管理者</th> <th>河川名</th> <th>観測所名 (地先名)</th> <th>水防団待機水位</th> <th>氾濫注意水位</th> <th>避難判断水位</th> <th>氾濫危険水位</th> <th>計画高水位</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">開発局</td> <td style="text-align: center;">十勝川</td> <td>帯広 (帯広市大通北2丁目2-2地先)</td> <td style="text-align: center;">34.20m</td> <td style="text-align: center;">35.20m</td> <td style="text-align: center;">36.8m</td> <td style="text-align: center;">37.4m</td> <td style="text-align: center;"><u>38.26m</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">札内川</td> <td>第2大川橋 (帯広市大正町本町)</td> <td style="text-align: center;">102.20m</td> <td style="text-align: center;">102.80m</td> <td style="text-align: center;">103.50m</td> <td style="text-align: center;">104.20m</td> <td style="text-align: center;"><u>104.96m</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>(3)~(5) 略</p>	管理者	河川名	観測所名 (地先名)	水防団待機水位	氾濫注意水位	避難判断水位	氾濫危険水位	計画高水位	開発局	十勝川	帯広 (帯広市大通北2丁目2-2地先)	34.20m	35.20m	36.8m	37.4m	<u>38.26m</u>	札内川	第2大川橋 (帯広市大正町本町)	102.20m	102.80m	103.50m	104.20m	<u>104.96m</u>		
管理者	河川名	観測所名 (地先名)	水防団待機水位	氾濫注意水位	避難判断水位	氾濫危険水位	計画高水位																			
開発局	十勝川	帯広 (帯広市大通北2丁目2-2地先)	34.20m	35.20m	36.8m	37.4m	<u>38.26m</u>																			
	札内川	第2大川橋 (帯広市大正町本町)	102.20m	102.80m	103.50m	104.20m	<u>104.96m</u>																			

二	(略)	二	二	〇〇川氾濫注意情報解除	<p>上記レベル2～5情報を発表中に、基準水位観測所の水位が氾</p>	二
---	-----	---	---	-------------	-------------------------------------	---

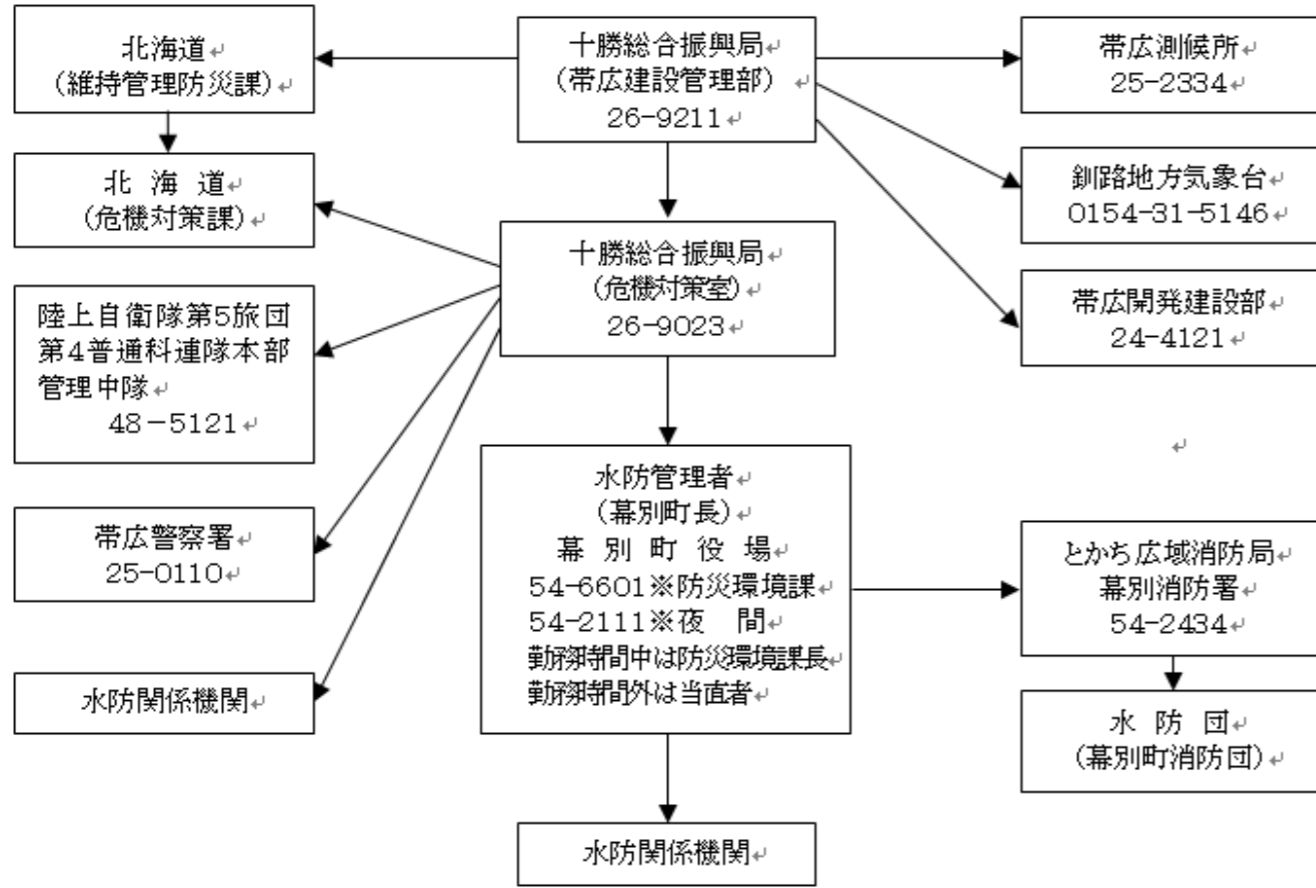
誤植修正

北海道地域防災計画の修正に伴う修正

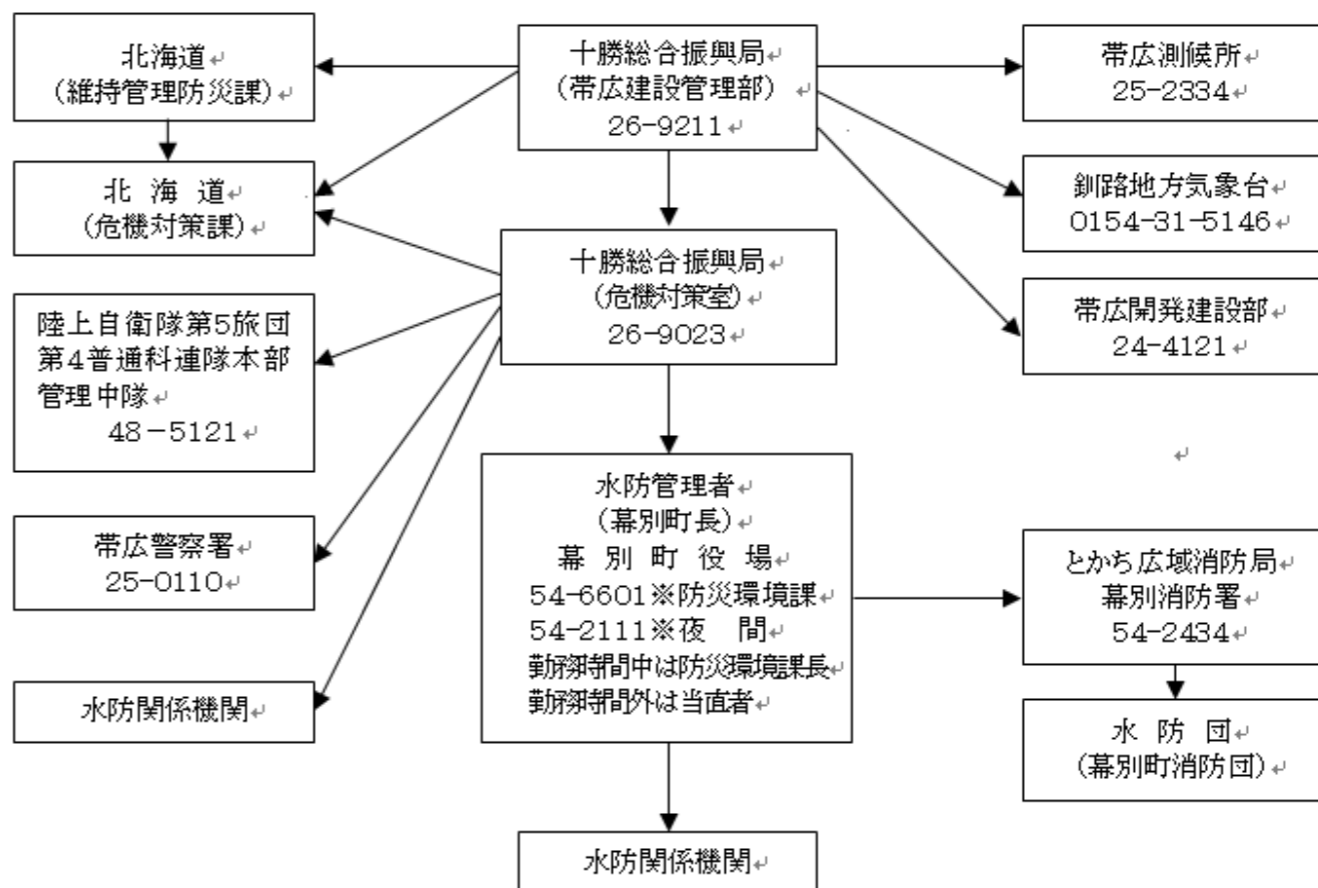
頁	現 行 (令和7年3月)	改 正 案	備 考																																																														
4-16	<p>2及び3 略</p> <p>第4節 水防警報</p> <p>1 略</p> <p>2 洪水時の河川に関する水防警報</p> <p>(1) 種類及び発令基準</p> <p>知事は、国土交通大臣が指定した河川について、水防警報の通知を受けたとき、又は知事が指定した河川について水防警報をしたときは、関係水防管理者その他水防に係りのある機関に通知する。</p> <p>水防警報の種類、内容及び発表基準は、次のとおりである。</p> <p>河川における水防警報 (対象：十勝川・札内川・途別川・猿別川)</p> <table border="1" data-bbox="252 745 1433 793"> <tr> <td>略</td> </tr> </table>	略	<table border="1" data-bbox="1469 115 2700 298"> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td> <p>濫注意水位を下回り、氾濫のおそれがなくなつたとき。</p> </td> </tr> </table> <p>2及び3 略</p> <p>第4節 水防警報</p> <p>1 略</p> <p>2 洪水時の河川に関する水防警報</p> <p>(1) 種類及び発令基準</p> <p>知事は、国土交通大臣が指定した河川について、水防警報の通知を受けたとき、又は知事が指定した河川について水防警報を発表したときは、関係水防管理者その他水防に係りのある機関に通知する。</p> <p>水防警報の種類、内容及び発表基準は、次のとおりである。</p> <p>河川における水防警報 (対象：十勝川・札内川・途別川・猿別川)</p> <table border="1" data-bbox="1519 745 2700 793"> <tr> <td>略</td> </tr> </table>					<p>濫注意水位を下回り、氾濫のおそれがなくなつたとき。</p>	略	<p>文言整理</p>																																																							
略																																																																	
				<p>濫注意水位を下回り、氾濫のおそれがなくなつたとき。</p>																																																													
略																																																																	
4-17	<p>3 国土交通大臣が行う水防警報</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 水防警報の対象となる基準観測所</p> <table border="1" data-bbox="252 928 1433 1249"> <thead> <tr> <th>管理者</th> <th>河川名</th> <th>観測所名(地先名)</th> <th>水防団待機水位</th> <th>氾濫注意水位</th> <th>避難判断水位</th> <th>氾濫危険水位</th> <th>計画高水位</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">開発局</td> <td>十勝川</td> <td>帯広(帯広市大通北2丁目2-2地先)</td> <td>34.20m</td> <td>35.20m</td> <td>36.80m</td> <td>37.40m</td> <td><u>39.40m</u></td> </tr> <tr> <td>札内川</td> <td>第2大川橋(帯広市大正町本町)</td> <td>102.20m</td> <td>102.80m</td> <td>103.50m</td> <td>104.20m</td> <td><u>106.30m</u></td> </tr> <tr> <td colspan="8">略</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3)及び(4) 略</p> <p>4 道が行う水防警報</p> <p>(1)～(3) 略</p>	管理者	河川名	観測所名(地先名)	水防団待機水位	氾濫注意水位	避難判断水位	氾濫危険水位	計画高水位	開発局	十勝川	帯広(帯広市大通北2丁目2-2地先)	34.20m	35.20m	36.80m	37.40m	<u>39.40m</u>	札内川	第2大川橋(帯広市大正町本町)	102.20m	102.80m	103.50m	104.20m	<u>106.30m</u>	略								<p>3 国土交通大臣が行う水防警報</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 水防警報の対象となる基準観測所</p> <table border="1" data-bbox="1528 928 2700 1249"> <thead> <tr> <th>管理者</th> <th>河川名</th> <th>観測所名(地先名)</th> <th>水防団待機水位</th> <th>氾濫注意水位</th> <th>避難判断水位</th> <th>氾濫危険水位</th> <th>計画高水位</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">開発局</td> <td>十勝川</td> <td>帯広(帯広市大通北2丁目2-2地先)</td> <td>34.20m</td> <td>35.20m</td> <td>36.80m</td> <td>37.40m</td> <td><u>38.26m</u></td> </tr> <tr> <td>札内川</td> <td>第2大川橋(帯広市大正町本町)</td> <td>102.20m</td> <td>102.80m</td> <td>103.50m</td> <td>104.20m</td> <td><u>104.96m</u></td> </tr> <tr> <td colspan="8">略</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3)及び(4) 略</p> <p>4 道が行う水防警報</p> <p>(1)～(3) 略</p>	管理者	河川名	観測所名(地先名)	水防団待機水位	氾濫注意水位	避難判断水位	氾濫危険水位	計画高水位	開発局	十勝川	帯広(帯広市大通北2丁目2-2地先)	34.20m	35.20m	36.80m	37.40m	<u>38.26m</u>	札内川	第2大川橋(帯広市大正町本町)	102.20m	102.80m	103.50m	104.20m	<u>104.96m</u>	略								<p>誤植修正</p>
管理者	河川名	観測所名(地先名)	水防団待機水位	氾濫注意水位	避難判断水位	氾濫危険水位	計画高水位																																																										
開発局	十勝川	帯広(帯広市大通北2丁目2-2地先)	34.20m	35.20m	36.80m	37.40m	<u>39.40m</u>																																																										
	札内川	第2大川橋(帯広市大正町本町)	102.20m	102.80m	103.50m	104.20m	<u>106.30m</u>																																																										
略																																																																	
管理者	河川名	観測所名(地先名)	水防団待機水位	氾濫注意水位	避難判断水位	氾濫危険水位	計画高水位																																																										
開発局	十勝川	帯広(帯広市大通北2丁目2-2地先)	34.20m	35.20m	36.80m	37.40m	<u>38.26m</u>																																																										
	札内川	第2大川橋(帯広市大正町本町)	102.20m	102.80m	103.50m	104.20m	<u>104.96m</u>																																																										
略																																																																	

4-19

(4) 水防警報の伝達経路及び手段
 水防警報の伝達経路及び手段は、次のとおり。
 図4-4-2 道が行う水防警報伝達系統図



(4) 水防警報の伝達経路及び手段
 水防警報の伝達経路及び手段は、次のとおり。
 図4-4-2 道が行う水防警報伝達系統図



北海道地域防
 災計画の修正
 に伴う修正
 ※振興局(帯
 広建設管理
 部)→道(危機
 対策課)を追
 加

第5章 水位等の観測、通報及び公表

第1節 水位の観測、通報及び公表

1 水位観測所
 (略)

観測所名	河川名	位置	水防団 待機水位	氾濫注意 水位 (警戒水 位)	避難判断 水位	氾濫危険 水位 (特別警戒 水位)	計画高 水位	所管
略								
第二大川 橋	札内川	帯広市大正町 本町(大川橋)	102.20m	102.80m	103.50m	104.20m	106.30m	基準観測所 開発局
帯 広	十勝川	帯広市大通北2丁 目2-2地先(十勝大 橋)	34.20m	35.20m	36.80m	37.40m	39.40m	基準観測所 開発局
略								

2~4 略

第2節 略

第5章 水位等の観測、通報及び公表

第1節 水位の観測、通報及び公表

1 水位観測所
 (略)

観測所名	河川名	位置	水防団 待機水位	氾濫注意 水位 (警戒水 位)	避難判断 水位	氾濫危険 水位 (特別警戒 水位)	計画高 水位	所管
略								
第二大川 橋	札内川	帯広市大正町 本町(大川橋)	102.20m	102.80m	103.50m	104.20m	104.96m	基準観測所 開発局
帯 広	十勝川	帯広市大通北2丁 目2-2地先(十勝大 橋)	34.20m	35.20m	36.80m	37.40m	38.26m	基準観測所 開発局
略								

2~4 略

第2節 略

誤植修正

頁	現 行 (令和7年3月)	改 正 案	備 考																																														
6-1	<p style="text-align: center;">第6章 気象予報等の情報収集</p> <p>(略)</p> <p>1 略</p> <p>2 一般向け情報提供</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 25%;">名称</th> <th style="width: 25%;">ホームページアドレス</th> <th style="width: 50%;">提供情報</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td>北海道防災情報(防災対策支援システム)</td> <td>https://www.bousai-hokkaido.jp/</td> <td>気象情報、避難情報、道路情報、河川情報、メール配信サービス</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td>気象庁ホームページ</td> <td>https://www.jma.go.jp/</td> <td>気象情報、解析雨量、早期注意情報(警報級の可能性)、気象警報/注意報、アメダス、雨雲の動き、今後の雨、キキクル(危険度分布)、流域雨量指数の予測値等</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">第7章 略</p> <p style="text-align: center;">第8章 通信連絡</p> <p>第1節 水防通信網の確保</p> <p>1 略</p> <p>2 災害時優先電話等の取扱い</p> <p>(1) 非常通話の取扱い</p> <p>異常事態により即時通話ができないときでも非常の場合には東日本電信電話(株)の公衆電話施設を「非常通話用の優先電話」として優先的に使用することができる。(優先電話)</p> <p>東日本電信電話(株)の非常通話は、洪水が発生し、又は発生するおそれがある旨の通報及び警報若しくは、予防のため緊急を要する事項を内容とする通話である。水防機関相互間において使用するものに限定されている。</p> <p>非常通話の申込みは、やむを得ない理由がある場合を除き、NTTへ登録した番号の加入電話により申し込むものとする。この場合、必ず「非常」の旨及びその必要な理由を申し出るものとする。</p> <p>(2)~(4) 略</p> <p>3 その他の通信施設の利用</p> <p>法第27条第2項の規定により、北海道開発局長、知事、水防管理者、水防団長、消防機関の長又はこれらの命を受けた者は、その他一般加入電話による通信不能又は特に緊急を要する場合は、次に掲げる機関の専用電話、無線等の通信施設を使用することができる。</p> <p>(1)~(3) 略</p> <p>(4) 北海道電力株式会社・北海道ネットワーク株式会社通信施設</p> <p>(5)~(7) 略</p> <p>4 水防通信連絡</p> <p>水防に関し関係機関と相互に行う通信連絡は、次によるものとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 25%;">名 称</th> <th style="width: 25%;">所 在 地</th> <th style="width: 25%;">電 話 番 号</th> <th style="width: 25%;">備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">略</td> </tr> </tbody> </table>	名称	ホームページアドレス	提供情報	略			北海道防災情報(防災対策支援システム)	https://www.bousai-hokkaido.jp/	気象情報、避難情報、道路情報、河川情報、メール配信サービス	略			気象庁ホームページ	https://www.jma.go.jp/	気象情報、解析雨量、早期注意情報(警報級の可能性)、気象警報/注意報、アメダス、雨雲の動き、今後の雨、キキクル(危険度分布)、流域雨量指数の予測値等	名 称	所 在 地	電 話 番 号	備 考	略				<p style="text-align: center;">第6章 気象予報等の情報収集</p> <p>(略)</p> <p>1 略</p> <p>2 一般向け情報提供</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 25%;">名称</th> <th style="width: 25%;">ホームページアドレス</th> <th style="width: 50%;">提供情報</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td>北海道防災ポータル</td> <td>https://www.bousai-hokkaido.jp/</td> <td>気象情報、避難情報、道路情報、河川情報、メール配信サービス</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td>気象庁ホームページ</td> <td>https://www.jma.go.jp/</td> <td>気象情報、解析雨量、早期注意情報(警報級の可能性)、気象警報/注意報、アメダス、雨雲の動き、今後の雨、キキクル(危険度分布)、流域雨量指数の予測値、<u>水害リスクライン</u>等</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">第7章 略</p> <p style="text-align: center;">第8章 通信連絡</p> <p>第1節 水防通信網の確保</p> <p>1 略</p> <p>2 災害時優先電話等の取扱い</p> <p>(1) 非常通話の取扱い</p> <p>異常事態により即時通話ができないときでも非常の場合にはNTT東日本(株)の公衆電話施設を「非常通話用の優先電話」として優先的に使用することができる。(優先電話)</p> <p>NTT東日本(株)の非常通話は、洪水が発生し、又は発生するおそれがある旨の通報及び警報若しくは、予防のため緊急を要する事項を内容とする通話である。水防機関相互間において使用するものに限定されている。</p> <p>非常通話の申込みは、やむを得ない理由がある場合を除き、NTTへ登録した番号の加入電話により申し込むものとする。この場合、必ず「非常」の旨及びその必要な理由を申し出るものとする。</p> <p>(2)~(4) 略</p> <p>3 その他の通信施設の利用</p> <p>法第27条第2項の規定により、北海道開発局長、知事、水防管理者、水防団長、消防機関の長又はこれらの命を受けた者は、その他一般加入電話による通信不能又は特に緊急を要する場合は、次に掲げる機関の専用電話、無線等の通信施設を使用することができる。</p> <p>(1)~(3) 略</p> <p>(4) 北海道電力株式会社・北海道電力ネットワーク株式会社通信施設</p> <p>(5)~(7) 略</p> <p>4 水防通信連絡</p> <p>水防に関し関係機関と相互に行う通信連絡は、次によるものとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 25%;">名 称</th> <th style="width: 25%;">所 在 地</th> <th style="width: 25%;">電 話 番 号</th> <th style="width: 25%;">備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">略</td> </tr> </tbody> </table>	名称	ホームページアドレス	提供情報	略			北海道防災ポータル	https://www.bousai-hokkaido.jp/	気象情報、避難情報、道路情報、河川情報、メール配信サービス	略			気象庁ホームページ	https://www.jma.go.jp/	気象情報、解析雨量、早期注意情報(警報級の可能性)、気象警報/注意報、アメダス、雨雲の動き、今後の雨、キキクル(危険度分布)、流域雨量指数の予測値、 <u>水害リスクライン</u> 等	名 称	所 在 地	電 話 番 号	備 考	略				<p>北海道地域防災計画の修正に伴う修正</p> <p>会社名の変更に伴う修正</p> <p>誤植修正</p> <p>会社名の変更に伴う修正</p>
名称	ホームページアドレス	提供情報																																															
略																																																	
北海道防災情報(防災対策支援システム)	https://www.bousai-hokkaido.jp/	気象情報、避難情報、道路情報、河川情報、メール配信サービス																																															
略																																																	
気象庁ホームページ	https://www.jma.go.jp/	気象情報、解析雨量、早期注意情報(警報級の可能性)、気象警報/注意報、アメダス、雨雲の動き、今後の雨、キキクル(危険度分布)、流域雨量指数の予測値等																																															
名 称	所 在 地	電 話 番 号	備 考																																														
略																																																	
名称	ホームページアドレス	提供情報																																															
略																																																	
北海道防災ポータル	https://www.bousai-hokkaido.jp/	気象情報、避難情報、道路情報、河川情報、メール配信サービス																																															
略																																																	
気象庁ホームページ	https://www.jma.go.jp/	気象情報、解析雨量、早期注意情報(警報級の可能性)、気象警報/注意報、アメダス、雨雲の動き、今後の雨、キキクル(危険度分布)、流域雨量指数の予測値、 <u>水害リスクライン</u> 等																																															
名 称	所 在 地	電 話 番 号	備 考																																														
略																																																	
8-1	<p>2 災害時優先電話等の取扱い</p> <p>(1) 非常通話の取扱い</p> <p>異常事態により即時通話ができないときでも非常の場合には東日本電信電話(株)の公衆電話施設を「非常通話用の優先電話」として優先的に使用することができる。(優先電話)</p> <p>東日本電信電話(株)の非常通話は、洪水が発生し、又は発生するおそれがある旨の通報及び警報若しくは、予防のため緊急を要する事項を内容とする通話である。水防機関相互間において使用するものに限定されている。</p> <p>非常通話の申込みは、やむを得ない理由がある場合を除き、NTTへ登録した番号の加入電話により申し込むものとする。この場合、必ず「非常」の旨及びその必要な理由を申し出るものとする。</p>	<p>2 災害時優先電話等の取扱い</p> <p>(1) 非常通話の取扱い</p> <p>異常事態により即時通話ができないときでも非常の場合にはNTT東日本(株)の公衆電話施設を「非常通話用の優先電話」として優先的に使用することができる。(優先電話)</p> <p>NTT東日本(株)の非常通話は、洪水が発生し、又は発生するおそれがある旨の通報及び警報若しくは、予防のため緊急を要する事項を内容とする通話である。水防機関相互間において使用するものに限定されている。</p> <p>非常通話の申込みは、やむを得ない理由がある場合を除き、NTTへ登録した番号の加入電話により申し込むものとする。この場合、必ず「非常」の旨及びその必要な理由を申し出るものとする。</p>	<p>会社名の変更に伴う修正</p>																																														
8-2	<p>3 その他の通信施設の利用</p> <p>法第27条第2項の規定により、北海道開発局長、知事、水防管理者、水防団長、消防機関の長又はこれらの命を受けた者は、その他一般加入電話による通信不能又は特に緊急を要する場合は、次に掲げる機関の専用電話、無線等の通信施設を使用することができる。</p> <p>(1)~(3) 略</p> <p>(4) 北海道電力株式会社・北海道ネットワーク株式会社通信施設</p> <p>(5)~(7) 略</p> <p>4 水防通信連絡</p> <p>水防に関し関係機関と相互に行う通信連絡は、次によるものとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 25%;">名 称</th> <th style="width: 25%;">所 在 地</th> <th style="width: 25%;">電 話 番 号</th> <th style="width: 25%;">備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">略</td> </tr> </tbody> </table>	名 称	所 在 地	電 話 番 号	備 考	略				<p>3 その他の通信施設の利用</p> <p>法第27条第2項の規定により、北海道開発局長、知事、水防管理者、水防団長、消防機関の長又はこれらの命を受けた者は、その他一般加入電話による通信不能又は特に緊急を要する場合は、次に掲げる機関の専用電話、無線等の通信施設を使用することができる。</p> <p>(1)~(3) 略</p> <p>(4) 北海道電力株式会社・北海道電力ネットワーク株式会社通信施設</p> <p>(5)~(7) 略</p> <p>4 水防通信連絡</p> <p>水防に関し関係機関と相互に行う通信連絡は、次によるものとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 25%;">名 称</th> <th style="width: 25%;">所 在 地</th> <th style="width: 25%;">電 話 番 号</th> <th style="width: 25%;">備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">略</td> </tr> </tbody> </table>	名 称	所 在 地	電 話 番 号	備 考	略				<p>誤植修正</p> <p>会社名の変更に伴う修正</p>																														
名 称	所 在 地	電 話 番 号	備 考																																														
略																																																	
名 称	所 在 地	電 話 番 号	備 考																																														
略																																																	

頁	現 行 (令和7年3月)	改 正 案	備 考																												
	<table border="1"> <tr> <td>株NTT東日本北海道東支店</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> </table>	株NTT東日本北海道東支店	略	略		<table border="1"> <tr> <td>NTT東日本(株)北海道東支店</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> </table>	NTT東日本(株)北海道東支店	略	略																						
株NTT東日本北海道東支店	略																														
略																															
NTT東日本(株)北海道東支店	略																														
略																															
	<p style="text-align: center;">第9章 略</p> <p style="text-align: center;">第10章 水防活動</p> <p>第1節 水防配備</p> <p>1 町の警戒体制及び非常配備体制</p> <p>(略)</p> <p>(1) 町の警戒体制</p> <table border="1"> <tr> <td>区 分</td> <td>【第1次警戒体制】</td> </tr> <tr> <td>配備基準</td> <td>1 町内河川の水位観測所のうち、いずれかが水防団待機水位を超えたとき 2 幕別町に大雨警報(浸水害・土砂災害)、暴風警報、暴風雪警報が発表されたとき 3 略</td> </tr> <tr> <td>活動内容</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>区 分</td> <td>【第2次警戒体制】</td> </tr> <tr> <td>配備基準</td> <td>1 幕別町に洪水注意報が発表され、町内河川の水位観測所のうち、いずれかが氾濫注意水位を超えるおそれがあるとき 2 略</td> </tr> <tr> <td>活動内容</td> <td>略</td> </tr> </table>	区 分	【第1次警戒体制】	配備基準	1 町内河川の水位観測所のうち、いずれかが水防団待機水位を超えたとき 2 幕別町に大雨警報(浸水害・土砂災害)、暴風警報、暴風雪警報が発表されたとき 3 略	活動内容	略	区 分	【第2次警戒体制】	配備基準	1 幕別町に洪水注意報が発表され、町内河川の水位観測所のうち、いずれかが氾濫注意水位を超えるおそれがあるとき 2 略	活動内容	略	<p style="text-align: center;">第9章 略</p> <p style="text-align: center;">第10章 水防活動</p> <p>第1節 水防配備</p> <p>1 町の警戒体制及び非常配備体制</p> <p>(略)</p> <p>(1) 町の警戒体制</p> <table border="1"> <tr> <td>区 分</td> <td>【第1次警戒体制】</td> </tr> <tr> <td>配備基準</td> <td>1 町内河川の水位観測所のうち、いずれかが水防団待機水位を超えたとき(対象職員は、<u>自宅待機による情報収集及び警戒とする</u>) 2 幕別町に大雨警報、土砂災害警報、暴風警報、暴風雪警報以上が発表されたとき 3 略</td> </tr> <tr> <td>活動内容</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>区 分</td> <td>【第2次警戒体制】</td> </tr> <tr> <td>配備基準</td> <td>1 町内河川の水位観測所のうち、いずれかが氾濫注意水位に達するおそれがある又は達したとき 2 略</td> </tr> <tr> <td>活動内容</td> <td>略</td> </tr> </table>	区 分	【第1次警戒体制】	配備基準	1 町内河川の水位観測所のうち、いずれかが水防団待機水位を超えたとき(対象職員は、 <u>自宅待機による情報収集及び警戒とする</u>) 2 幕別町に大雨警報、土砂災害警報、暴風警報、暴風雪警報以上が発表されたとき 3 略	活動内容	略	区 分	【第2次警戒体制】	配備基準	1 町内河川の水位観測所のうち、いずれかが氾濫注意水位に達するおそれがある又は達したとき 2 略	活動内容	略	新しい防災気象情報の開始等に伴う修正				
区 分	【第1次警戒体制】																														
配備基準	1 町内河川の水位観測所のうち、いずれかが水防団待機水位を超えたとき 2 幕別町に大雨警報(浸水害・土砂災害)、暴風警報、暴風雪警報が発表されたとき 3 略																														
活動内容	略																														
区 分	【第2次警戒体制】																														
配備基準	1 幕別町に洪水注意報が発表され、町内河川の水位観測所のうち、いずれかが氾濫注意水位を超えるおそれがあるとき 2 略																														
活動内容	略																														
区 分	【第1次警戒体制】																														
配備基準	1 町内河川の水位観測所のうち、いずれかが水防団待機水位を超えたとき(対象職員は、 <u>自宅待機による情報収集及び警戒とする</u>) 2 幕別町に大雨警報、土砂災害警報、暴風警報、暴風雪警報以上が発表されたとき 3 略																														
活動内容	略																														
区 分	【第2次警戒体制】																														
配備基準	1 町内河川の水位観測所のうち、いずれかが氾濫注意水位に達するおそれがある又は達したとき 2 略																														
活動内容	略																														
10-2																															
10-3	<p>(2) 町の非常配備体制</p> <table border="1"> <tr> <td>区 分</td> <td>【第1種非常配備体制】</td> </tr> <tr> <td>配備基準</td> <td>1 幕別町に洪水警報が発表され、町内河川の水位観測所のうち、いずれかが氾濫注意水位を超え、避難判断水位に達するおそれがあるとき 2及び3 略</td> </tr> <tr> <td>活動内容</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> </table> <p>※ 略</p>	区 分	【第1種非常配備体制】	配備基準	1 幕別町に洪水警報が発表され、町内河川の水位観測所のうち、いずれかが氾濫注意水位を超え、避難判断水位に達するおそれがあるとき 2及び3 略	活動内容	略	略		<p>(2) 町の非常配備体制</p> <table border="1"> <tr> <td>区 分</td> <td>【第1種非常配備体制】</td> </tr> <tr> <td>配備基準</td> <td>1 町内河川の水位観測所のうち、いずれかが氾濫注意水位を超え、避難判断水位に達するおそれがある又は達したとき 2及び3 略</td> </tr> <tr> <td>活動内容</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> </table> <p>※ 略</p>	区 分	【第1種非常配備体制】	配備基準	1 町内河川の水位観測所のうち、いずれかが氾濫注意水位を超え、避難判断水位に達するおそれがある又は達したとき 2及び3 略	活動内容	略	略		新しい防災気象情報の開始等に伴う修正												
区 分	【第1種非常配備体制】																														
配備基準	1 幕別町に洪水警報が発表され、町内河川の水位観測所のうち、いずれかが氾濫注意水位を超え、避難判断水位に達するおそれがあるとき 2及び3 略																														
活動内容	略																														
略																															
区 分	【第1種非常配備体制】																														
配備基準	1 町内河川の水位観測所のうち、いずれかが氾濫注意水位を超え、避難判断水位に達するおそれがある又は達したとき 2及び3 略																														
活動内容	略																														
略																															
10-4	<p>(3) 職員の配置基準</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>部</th> <th>課</th> <th>第1次警戒</th> <th>第2次警戒</th> <th>第1種非常配備</th> <th>第2種非常配備</th> <th>第3種非常配備</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="7">略</td> </tr> </tbody> </table> <p>◎：全職員、○：係長以上、△：課長以上、【 】：該当する係</p> <p>ただし、※印の課長補佐以下の配備体制は、状況により課長が判断し招集配備する。</p> <p>※本部員(部長以上)は、第1種非常配備体制で招集する。</p> <p>※避難所担当職員は、原則、第2種非常配備体制で参集する。</p>	部	課	第1次警戒	第2次警戒	第1種非常配備	第2種非常配備	第3種非常配備	略							<p>(3) 職員の配置基準</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>部</th> <th>課</th> <th>第1次警戒</th> <th>第2次警戒</th> <th>第1種非常配備</th> <th>第2種非常配備</th> <th>第3種非常配備</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="7">略</td> </tr> </tbody> </table> <p>《課長以下職員 上記表のとおり。》</p> <p>◎：全職員、○：係長以上、△：課長、【 】：該当する係</p> <p>《本部員(部長以上)》</p> <p>第1種非常配備体制で招集する。</p> <p>《避難所担当職員》</p> <p>原則、第2種非常配備体制で参集する。</p>	部	課	第1次警戒	第2次警戒	第1種非常配備	第2種非常配備	第3種非常配備	略							文言整理
部	課	第1次警戒	第2次警戒	第1種非常配備	第2種非常配備	第3種非常配備																									
略																															
部	課	第1次警戒	第2次警戒	第1種非常配備	第2種非常配備	第3種非常配備																									
略																															
10-5	<p>(4) 消防機関の非常配備体制</p> <table border="1"> <tr> <td>区 分</td> <td>【第1種非常配備体制】※待機</td> </tr> <tr> <td>配備基準</td> <td>1及び2 略</td> </tr> </table>	区 分	【第1種非常配備体制】※待機	配備基準	1及び2 略	<p>(4) 消防機関の非常配備体制</p> <table border="1"> <tr> <td>区 分</td> <td>【第1種非常配備体制】※待機</td> </tr> <tr> <td>配備基準</td> <td>1及び2 略</td> </tr> </table>	区 分	【第1種非常配備体制】※待機	配備基準	1及び2 略	新しい防災気象情報の開始に伴う文言整																				
区 分	【第1種非常配備体制】※待機																														
配備基準	1及び2 略																														
区 分	【第1種非常配備体制】※待機																														
配備基準	1及び2 略																														

頁	現 行 (令和7年3月)		改 正 案		備 考	
	3	大雨警報、洪水警報の発表により又は河川等の状況により待機を必要と認めたとき		3	大雨警報以上の発表により又は河川等の状況により待機を必要と認めたとき	理
	4	略		4	略	
	配備体制	略		配備体制	略	
	活動内容	略		活動内容	略	
	区 分	【第2種非常配備体制】※準備		区 分	【第2種非常配備体制】※準備	
	配備基準	1及び2 略 3 大雨警報、洪水警報の発表により又は河川等の状況により水防活動の準備が必要と認めるとき 4 略		配備基準	1及び2 略 3 大雨警報以上の発表により又は河川等の状況により水防活動の準備が必要と認めるとき 4 略	
	配備体制	略		配備体制	略	
	活動内容	略		活動内容	略	
	区 分	【第3種非常配備体制】※出動		区 分	【第3種非常配備体制】※出動	
	配備基準	1 略 2 洪水予報指定河川に洪水予報（注意報）が発表されたとき、又は河川の水位が氾濫注意水位（警戒水位）に達し、なお上昇のおそれがあり、危険を予知したとき。 3 大雨警報、洪水警報の発表により又は雨量・水位・その他の状況により堤防の水があふれたり、決壊等のおそれがあるとき 4 略		配備基準	1 略 2 洪水予報指定河川に氾濫注意報以上が発表されたとき。 3 大雨警報以上の発表により又は雨量・水位・その他の状況により堤防の水があふれたり、決壊等のおそれがあるとき 4 略	
	配備体制	略		配備体制	略	
	活動内容	略		活動内容	略	
	第2節～第8節 略			第2節～第8節 略		
	第11章～第17章 略			第11章～第17章 略		